

綾瀬市こども計画

(第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画含む)

令和7年度～令和11年度



綾瀬市マスコットキャラクター

あやびい

こどもや若者が健やかに生まれ育ち

地域がつながって 安心して子育てのできる まちづくり

令和7年3月
綾瀬市

はじめに

令和5年4月に新たにこども家庭庁が設置され、同年12月22日には、『こども大綱』が閣議決定されるなど、近年、こども・若者・子育て当事者を取り巻く環境や支援に対し、社会的な関心が高まっています。

特に「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である『こどもまんなか社会』を目指し決定された『こども大綱』は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして示されたところです。



これまで本市では、「綾瀬市こども・子育て支援事業計画」を策定し、2期10年間にわたり、子育て支援サービスの充実や子育てがしやすい就労環境の整備促進など、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組むとともに、子育てを支援するための施策を推進してまいりました。

この度、「第2期綾瀬市こども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了すること、市町村は『こども大綱』を勘案して『こども計画』を策定することが努力義務となったこと、こども基本法において、既存の各法令に基づくこどもに関する各種計画と『こども計画』を一体的に策定できると示されたことから、子育て環境の充実に向けて計画の在り方を見直し、こども・若者・子育て当事者の意見を取り入れた「綾瀬市こども計画（第3期綾瀬市こども・子育て支援事業計画含む）」を策定いたしました。

本計画では、『こどもまんなか社会』の実現を目指すため、これまでの基本理念を発展させ「こどもや若者が健やかに生まれ育ち 地域がつながって 安心して子育てのできる まちづくり」を掲げ、これからの綾瀬市を支えるこどもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言をいただきました綾瀬市こども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査へのご協力や貴重なご意見をいただきました市民の皆様、児童館で意見を聞かせてくれたこどもたちに厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

綾瀬市長

橘川佳彦

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・課題.....	8
2 計画策定の趣旨.....	14
3 計画の位置づけ.....	14
4 計画の期間.....	15
5 計画の対象.....	15
6 計画の策定体制と経過.....	16

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1 綾瀬市の状況.....	20
2 教育・保育サービスなどの現状.....	29
3 アンケート調査結果からみえる現状.....	33
4 こども・若者からの意見.....	47

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念.....	52
2 基本目標.....	53
3 施策の体系.....	56

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てと仕事の両立支援.....	60
基本目標2 子育てが楽しめる環境づくり.....	66
基本目標3 個性と創造性を育む教育の充実.....	80
基本目標4 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進.....	90
基本目標5 こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み.....	99
基本目標6 青少年の育成・支援に向けた体制等の整備.....	109
基本目標7 こども・若者と家庭についての意識改革.....	119

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定.....	122
2 人口の見込み.....	123
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	124
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期...	128
5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	145
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	145
7 基本指針に基づく任意記載事項について.....	146

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて.....	148
2 計画の推進体制と進行管理.....	150

資料編

1 策定経過.....	152
2 綾瀬市子ども・子育て会議条例.....	154
3 綾瀬市子ども・子育て会議委員名簿.....	156



第1章 計画の策定にあたって

(1) こども基本法の制定 ・ ・ ・ ・ ・

令和 5 年 4 月 1 日、こども基本法が施行されました。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

従来、「児童福祉法」や「少年法」、「教育基本法」などに基づいて進められてきた、こどもに関する様々な取り組みを講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されました。

(2) こども大綱の閣議決定 ・ ・ ・ ・ ・

こども基本法第 9 条には、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない」とあり、令和 5 年 12 月 22 日に「こども大綱」が閣議決定されました。

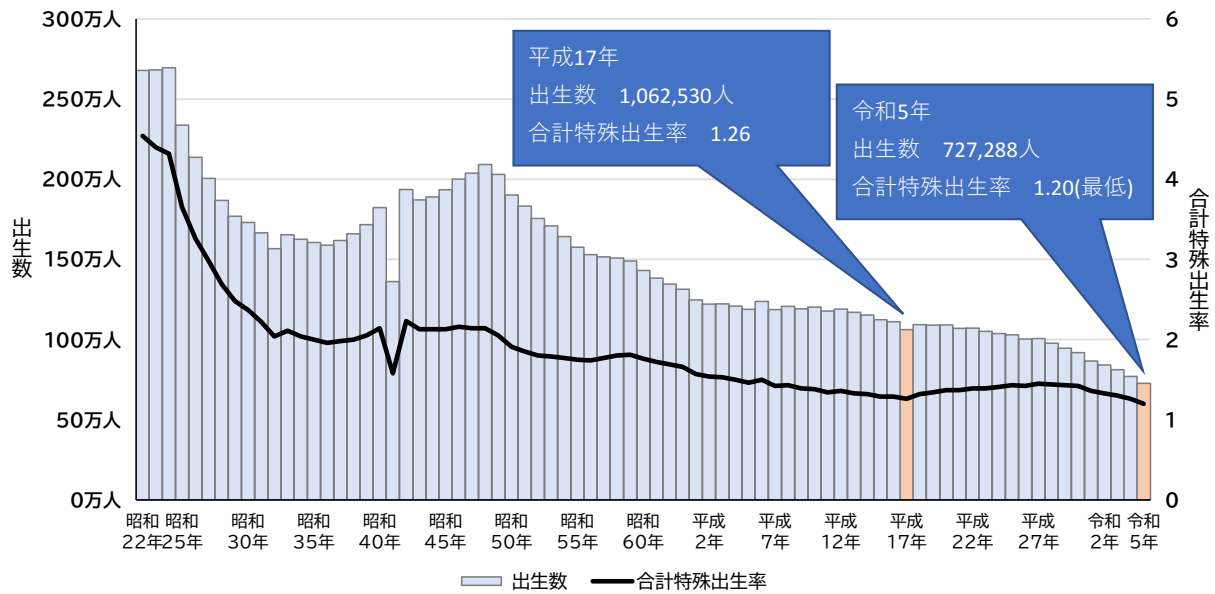
この大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

なお、対象者は「こどもや若者」であり、ここでの「こども」とはこども基本法において「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また、「若者」については法令上の定義はありませんが、20 代、30 代を中心とする若い世代としており、年齢としての線引きはありません。

(3) 止まらない少子化 - 少子化社会対策基本法 ・ ・ ・ ・ ・

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、令和 5 年には 727,288 人となっています。また、合計特殊出生率については、平成 17 年に過去最低の 1.26 を記録して以降増加傾向に転じていましたが、平成 27 年以降ふたたび減少に転じ、令和 5 年には過去最低の 1.20 となり、人口維持に必要とされる 2.07 には大きな隔たりがあります。

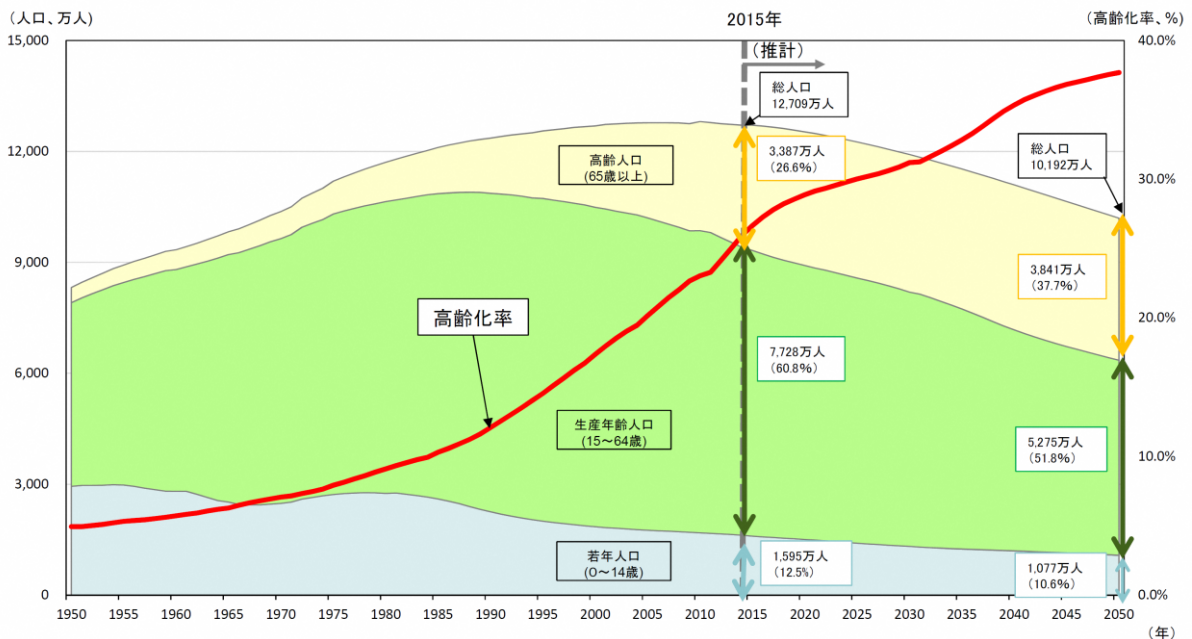
出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

わが国の人口構成の長期的展望では、2015 年と比較した際、2050 年の生産年齢人口は 2,453 万人、若年人口は約 518 万人減少し、高齢者は約 454 万人増加すると推計されています。若年人口が減少していく上に、現在家庭を持っている若者でも、こどもを生み育てることに不安を持っており、出生率が低下しています。その背景には、経済的な不安、仕事と家庭や子育てとの両立が難しい、家庭内で男女が共に子育てができるようにするための取り組みが進んでいないことなどが挙げられ、いずれも社会全体で取り組まないと解決が難しい問題となっています。

わが国における総人口及び年齢構成の長期的推移(全国)



資料:令和2年10月 国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」中間とりまとめ

(4) 生きづらさを抱える若者

－ 子ども・若者育成支援推進法 ・ ・ ・ ・ ・

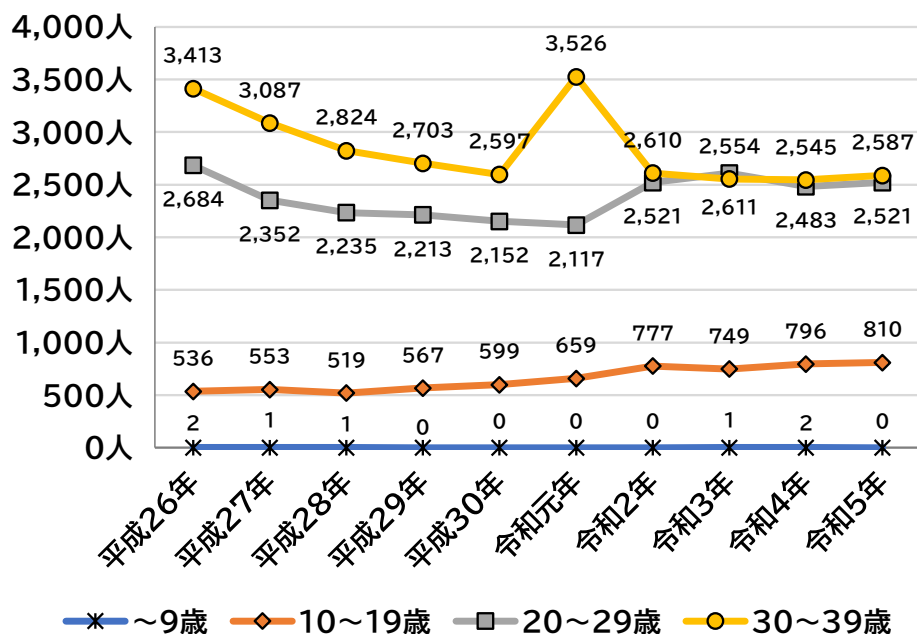
若者の自殺者は平成 30 年まで減少傾向にありましたが、令和 2 年以降、20 代、30 代は横ばいで推移し、10 代は増加傾向を示しています。小中高生別にみた自殺者数はコロナ禍であった令和 2 年以降増加傾向が著しくなっています。

若者の自殺の要因の上位 3 位は、「学校問題」、「健康問題」、「家庭問題」であり、いじめなどの集団における生きづらさ、病気や障がいを抱える若者と家族、親からの虐待などの問題が見えてきます。

母の年齢が 15 歳未満の出生数は最近の 5 年間に減少傾向がみられますが、15 歳未満の妊娠中絶件数は減少から増加に転じています。また、児童が主たる被害者となる性被害数は増加傾向にあるといわれています。これらのことから、こどもに対する性教育、こどもの性被害の防止等の社会教育の重要性が見えてきます。

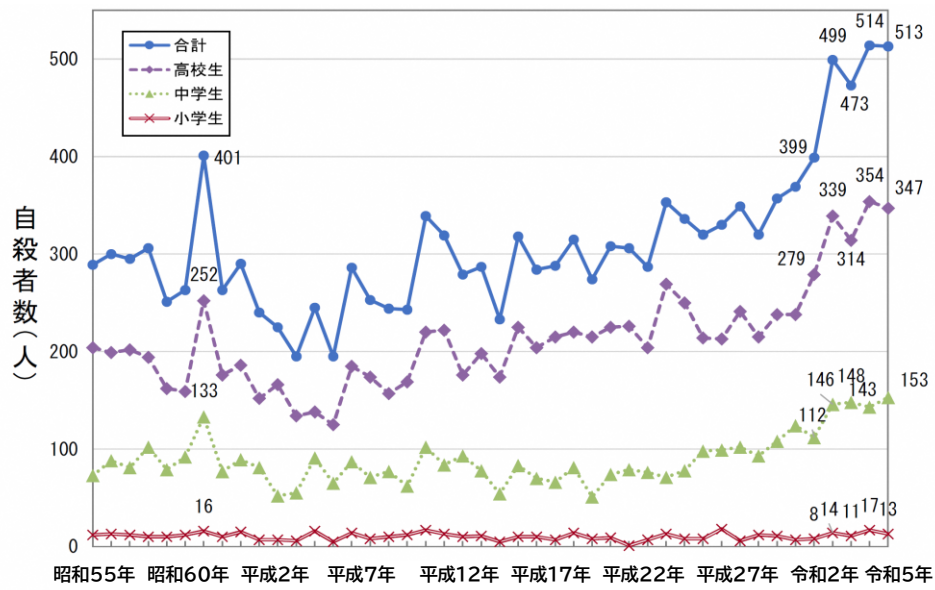
また、令和 6 年 6 月 12 日には、「子ども・若者育成支援推進法」の一部改正が施行され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を各種支援に努めるべき対象と位置づけ、近年社会問題として表面化している、ヤングケアラーが明記されました。

若者の自殺者数の推移(全国)



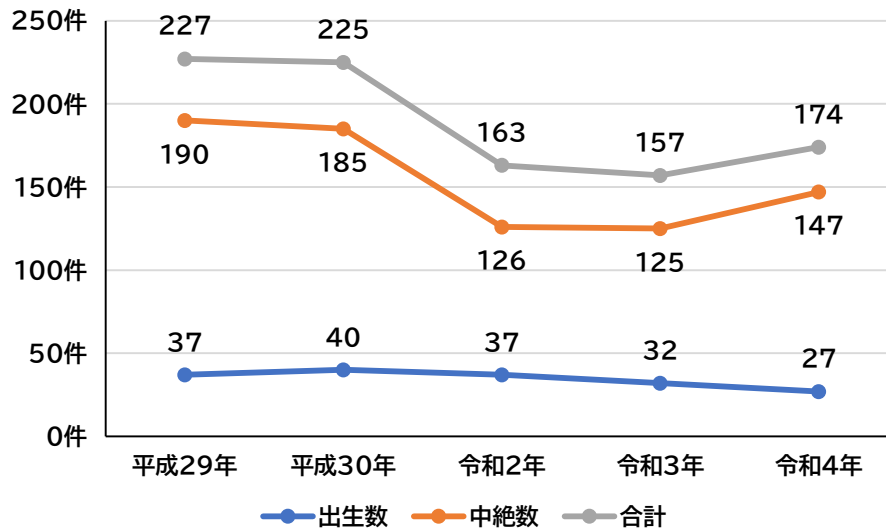
資料：厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」

小中高生の自殺者数の推移(全国)



資料:厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」

15歳未満の出生数・人工妊娠中絶数の推移(全国)



資料:厚生労働省「人口動態統計」「母体保護統計報告」より作成

(5) こどもの貧困率 11.5%、ひとり親世帯の貧困率 44.5%

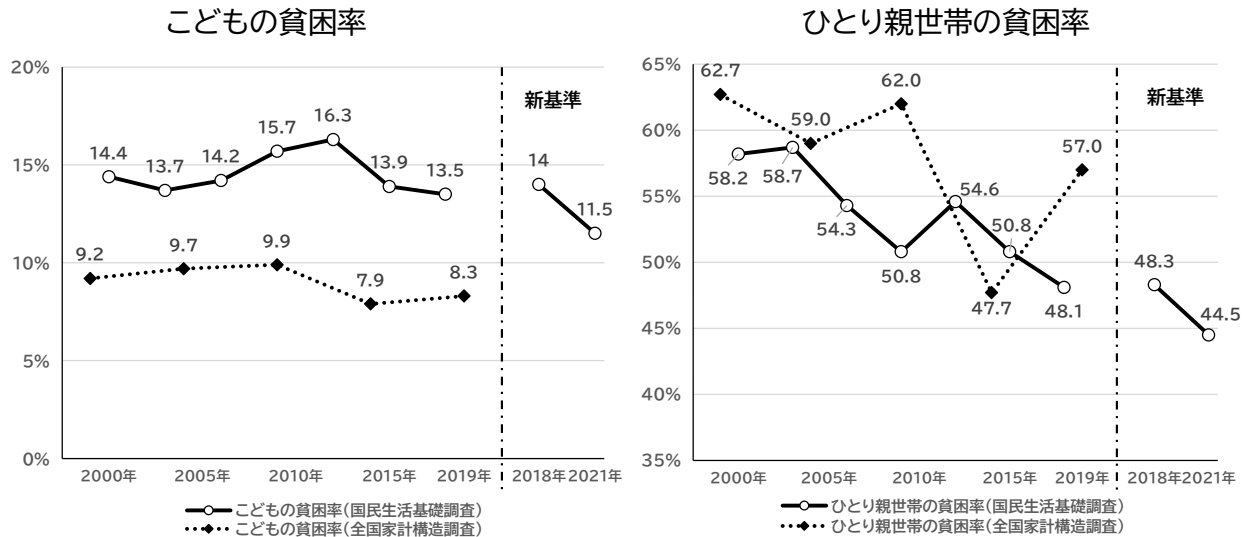
－ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律・・・

国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は 11.5%となっており、ひとり親世帯の貧困率は 44.5%と高くなっています。

貧困で教育を十分受けられなかった子ども達は、大きくなって望む仕事に就けなかったり、必要な収入を得られなくなったりする可能性があります。また、そのこどもにこどもができた場合、十分な教育費をかけられなくなる可能性があります。このような貧困の連鎖は当事者ばかりでなく社会全体の損失であり、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、社会全体で取り組まなくてはならない課題です。

こどもの貧困率・ひとり親世帯の貧困率(全国)

- 国民生活基礎調査に基づく、こどもの貧困率は、直近値では、2.5 ポイント低下している。
- 全国家計構造調査に基づき、こどもの貧困率は、直近値では、0.4 ポイント上昇している。
- 国民生活基礎調査に基づく、ひとり親世帯の貧困率は、直近値では、3.8 ポイント低下している。
- 全国家計構造調査に基づき、ひとり親世帯の貧困率は、直近値では、9.3 ポイント上昇している。



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)」を基に作成。

(注) 「国民生活基礎調査」における「新基準」の2018年及び2021年の数値は、2015年に改訂された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改訂前の旧基準に基づく数値。

【参考:全体】

相対的貧困率 (厚生労働省「国民生活基礎調査」)	15.4% (2021年)
相対的貧困率 (総務省「全国家計構造調査」)	9.5% (2019年)

(6) 希望する全ての家庭がこどもを産み育てやすい社会

－ 子ども・子育て支援法・・・・・・・・

地域や家庭ではこどもの数が減少するとともに、核家族化の進行や就労環境の変化など、こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育・保育の確保や、子育ての不安に寄り添い孤立をさせないための支援に向けて、こども・子育て支援施策を推進していくことが求められています。

本市では、平成 27 年に最初の「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の量の確保と質の向上、放課後のこどもの居場所の充実、家庭の経済状況に関わらずこども達が健やかに育つための支援など、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

令和 6 年 10 月 1 日には、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行され、「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を確実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充などが示されています。

2

計画策定の趣旨

これまで、本市においては、令和2年3月に策定した「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもが健やかに生まれ育ち 安心して子育てのできる まちづくり」を基本理念に子育て支援を総合的に進めてきました。

この度、「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えること、「こども計画」の策定が努力義務化されたこと、また、「子どもの貧困対策推進計画」や「子ども・子育て支援事業計画」など各種計画について一体的策定ができると示されたことから、「こども大綱」のもと、神奈川県の子ども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」の内容を勘案し、こどもに関する総合的な計画として「綾瀬市こども計画」を策定し、引き続き、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

3

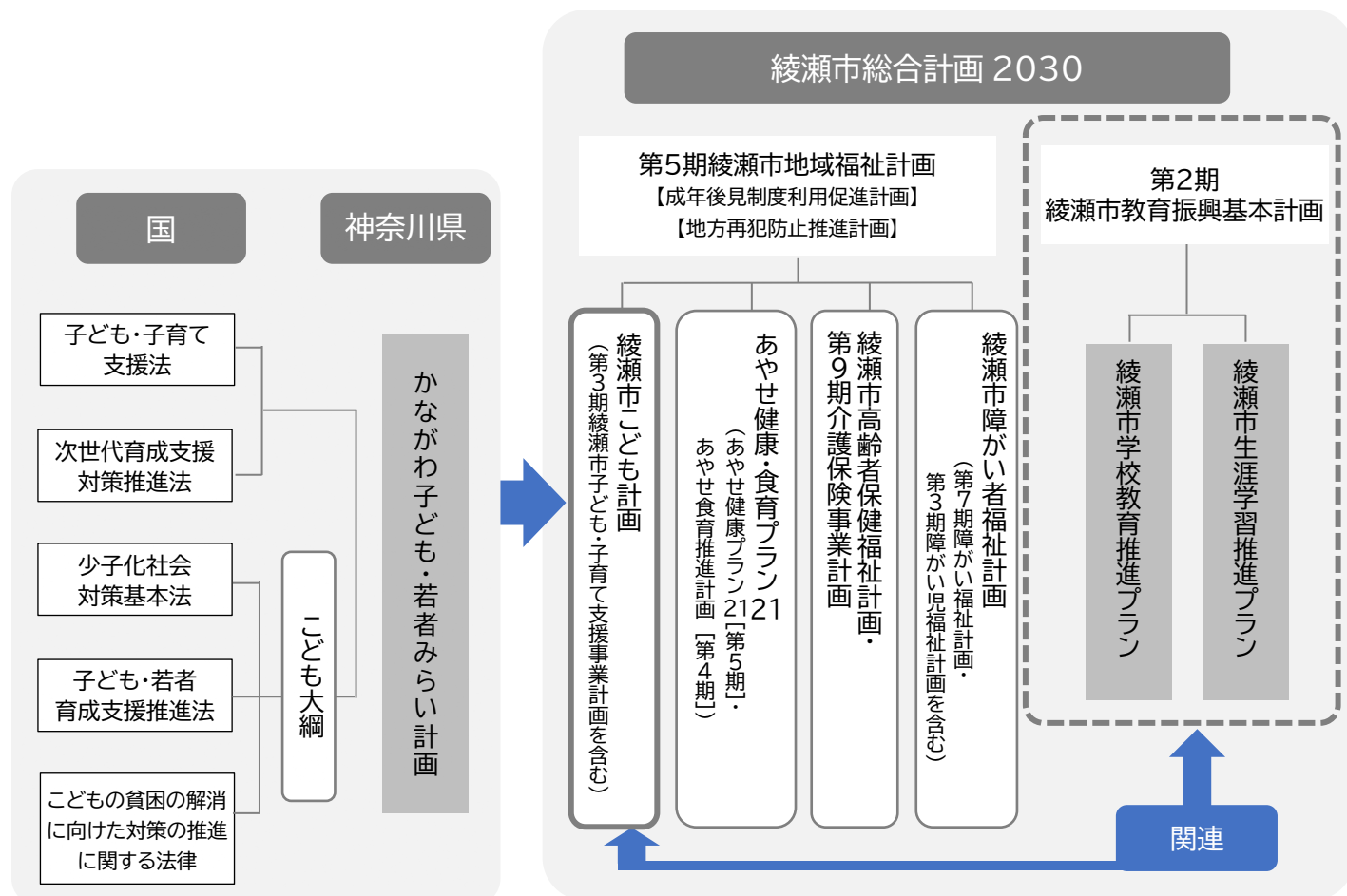
計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「こども計画」として、すべてのこどもの健やかな成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となってこども・子育て支援を推進するものです。

また、「こども計画」は既存の各法令に基づく各計画と一体的に策定することができるとされていることから、次の各計画を含むものと位置付けます。

- (1) 子ども・子育て支援法第61条に規定する「子ども・子育て支援事業計画」
- (2) 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」
⇒「第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」【(1)、(2)を含む】
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」
⇒「綾瀬市青少年育成・支援指針」（基本目標6「青少年の育成・支援に向けた体制等の整備」により位置づけ）
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」
⇒「綾瀬市子どもの貧困対策推進計画」（基本目標5「こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み」により位置づけ）

なお、本計画は、「綾瀬市総合計画 2030」のこども・子育てに関連する分野の部門別計画として、「第5期綾瀬市地域福祉計画」の下に位置づけられる形となります。



※関連する計画については、代表的なものを示しています。

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間を1期とした事業計画を定めるものとされていること、こども大綱は策定からおおむね5年後に見直すこととされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年
綾瀬市子ども計画（第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画を含む）				

5 計画の対象

本計画の主な対象者は、次のとおりです。

- (1) こども基本法において「心身の発達の過程にある者」と定義されている「こども」
- (2) 20代、30代を中心とする若い世代（年齢の線引きは無い）である「若者」
- (3) こどもを養育している者など「子育て当事者」
- (4) こども・若者に関わり得る全てのおとな

(1) 市民ニーズ調査の実施

1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童・就学児童）

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

綾瀬市の就学前児童（0～5歳）のいる全世帯、就学児童（小学1～3年生）のいる世帯から無作為抽出により送付

② 調査期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月17日（日）まで

③ 調査方法

「ご協力をお願い」の郵送による配付、インターネットによるWeb回収

④ 回収状況

	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	2,452 通	796 件(うちやさしい日本語 10 件)	32.4%
就学児童調査	1,000 通	389 件(うちやさしい日本語 7 件)	38.9%

※「やさしい日本語」とは、外国の方をはじめ、誰にでも意図が伝わるように表現を工夫した簡単な日本語です。

2) こどもの生活状況調査に関するアンケート調査（こども用・保護者用）

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「こどもの生活状況調査に関するアンケート調査」を実施し、こども達やそのご家族の生活状況について把握を行いました。

① 調査対象

綾瀬市の小学5年生・中学2年生・高校2年生相当のこどものいる全世帯に送付

② 調査期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月17日（日）まで

③ 調査方法

「ご協力をお願い」の郵送による配付、インターネットによるWeb回収

④ 回収状況

	配付数	有効回答数	有効回答率
保護者用	2,151 通	555 件(うちやさしい日本語 10 件)	25.8%
こども用	2,432 通	344 件(うちやさしい日本語 9 件)	14.1%

※保護者用とこども用をあわせて対象となる世帯へ送付

(2) こども・保護者ヒアリングの実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「こども・保護者ヒアリング」を実施し、こどもと保護者に対して直接意見聴取を行いました。

① 調査対象

市内 3 か所の児童館に来館しているこども（未就学児・小学生・中学生）
子育て支援センターを利用している乳幼児の保護者

② 調査期間

＜こども＞ 令和 6 年 5 月 8 日（水）15：45～16：30 寺尾児童館
令和 6 年 5 月 15 日（水）15：30～16：15 小園児童館
令和 6 年 5 月 16 日（木）15：30～16：15 ながぐつ児童館

＜保護者＞ 令和 6 年 5 月 9 日（木）15：45～16：30 子育て支援センター

③ 調査方法

＜こども＞ 児童館に来館したこども達を数人ずつのグループに分け、質問を書いた模造紙（壁新聞アンケート）に順番に答えてもらう、ヒアリング調査を実施

＜保護者＞ あらかじめアポイントをとって参加を依頼した保護者の方に、グループヒアリング調査を実施

④ 調査状況

＜こども＞ 3 か所の児童館合わせて 計 74 人程度

＜保護者＞ 子育て支援センター 計 6 人

(3) Web による意見募集の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの意見募集を行いました。

① 調査対象

小学生以上の市民

② 調査期間

令和 6 年 6 月 10 日（月）から令和 6 年 8 月 10 日（土）まで

③ 調査方法

綾瀬市の公式 LINE アカウント登録者に向けて通知し、綾瀬市の公式ホームページ上の電子フォームで意見募集

④ 回答数

129 件

(4) 綾瀬市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども達を取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「綾瀬市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

(5) パブリックコメントの実施・・・・・・・・・・・・・・・・

この計画案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

- ① 募集期間 令和6年12月2日（月）から令和7年1月7日（火）まで
（37日間）
- ② 配布及び閲覧場所 こども未来課、行政資料コーナー、情報公開コーナー、
中央公民館、中村地区センター、早園地区センター、
吉岡地区センター、綾南地区センター、寺尾いずみ会館、
南部ふれあい会館、綾北福社会館、健康づくり推進課、
子育て支援センター、綾南サロン室、大上サロン室、
児童館（3か所）、図書館（合計19か所）
- ③ 意見提出者数 5人



第2章 こども・若者を取り巻く現状

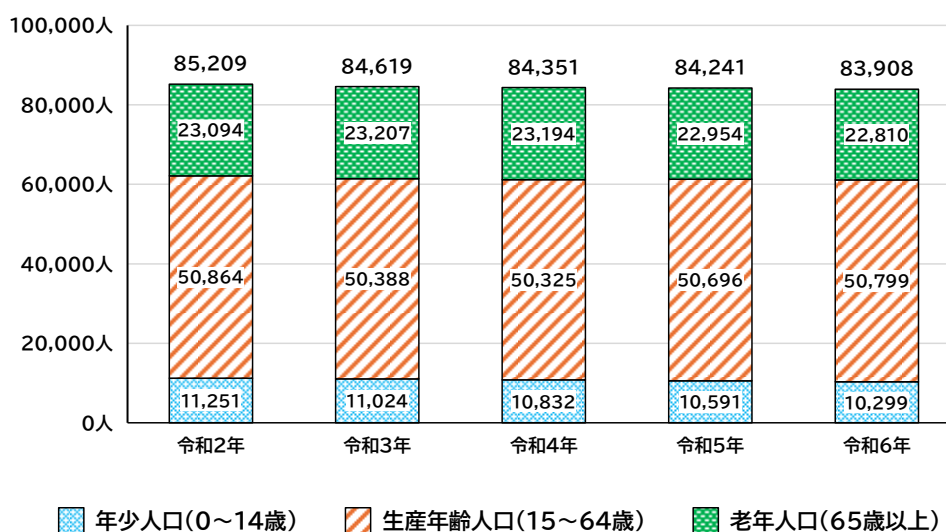
(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は令和2年から令和6年にかけてほぼ横ばいで推移し、令和6年で83,908人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）は減少傾向を示してしているのに対し、生産年齢人口（15～64歳）は令和4年以降微増で推移しています。



年齢3区分別人口の推移

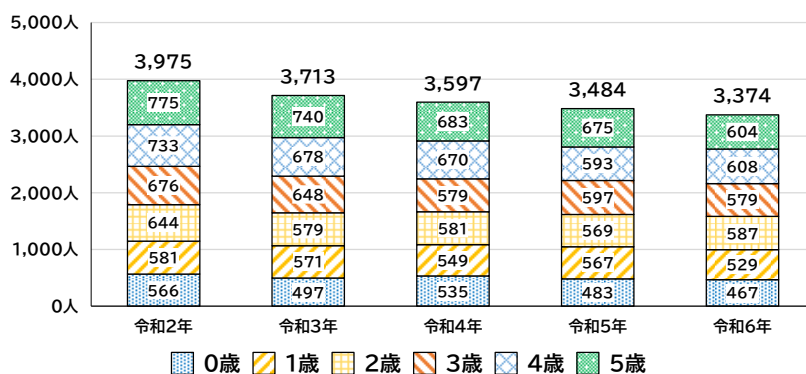


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳のこども人口は令和2年以降減少しており、令和6年で3,374人となっています。

年齢別就学前児童数の推移

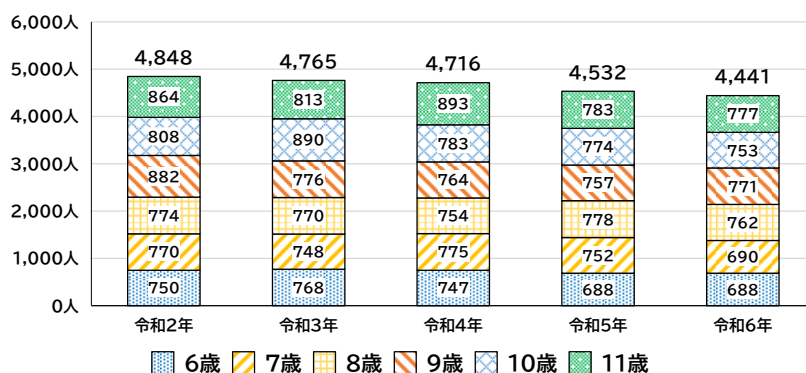


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳のこども人口は減少傾向となっており、令和6年で4,441人となっています。

年齢別就学児童数の推移

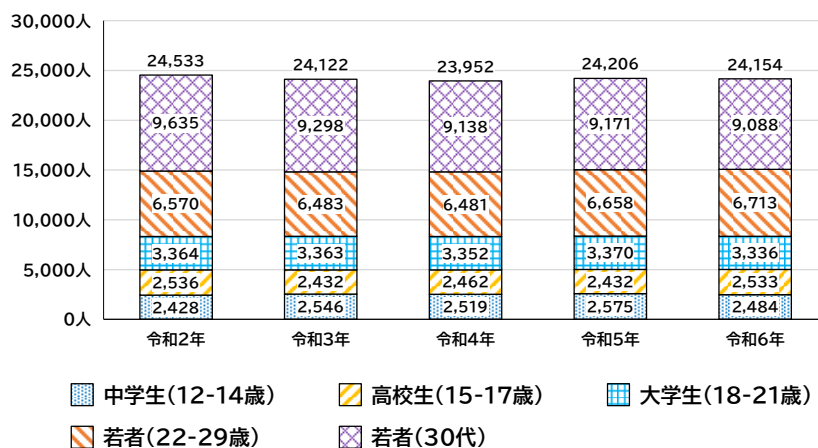


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 年齢別こども・若者数の推移

本市の12歳から39歳のこども・若者人口は横ばいで推移しており、令和6年で24,154人となっています。

年齢別こども・若者数の推移



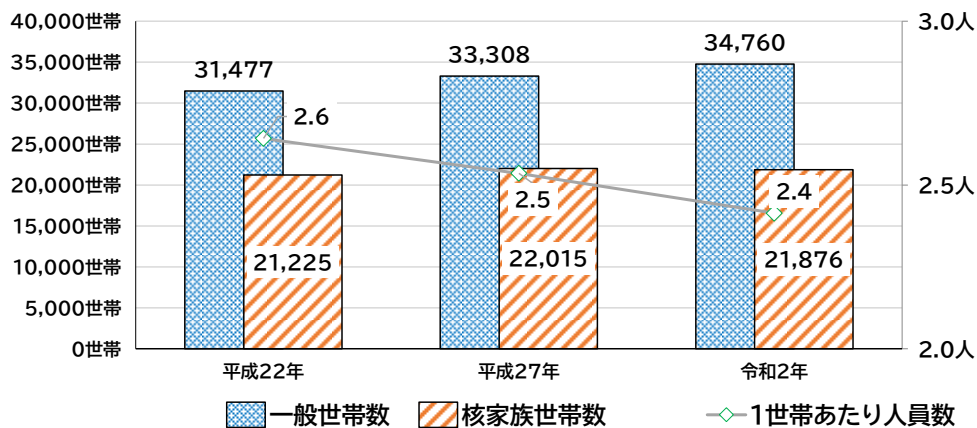
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況 ・ ・ ・ ・ ・

① 一般世帯^{※1}・核家族世帯^{※2}の状況

本市の一般世帯数は、増加を続けていますが、核家族世帯数は令和2年に減少に転じています。令和2年の一般世帯数は34,760世帯で、平成22年からの10年間で約3,200世帯増加しています。一世帯あたりの人員は、減少傾向にあり、令和2年では2.4人となっています。

一般世帯数と核家族世帯数、一世帯あたりの人員数の推移



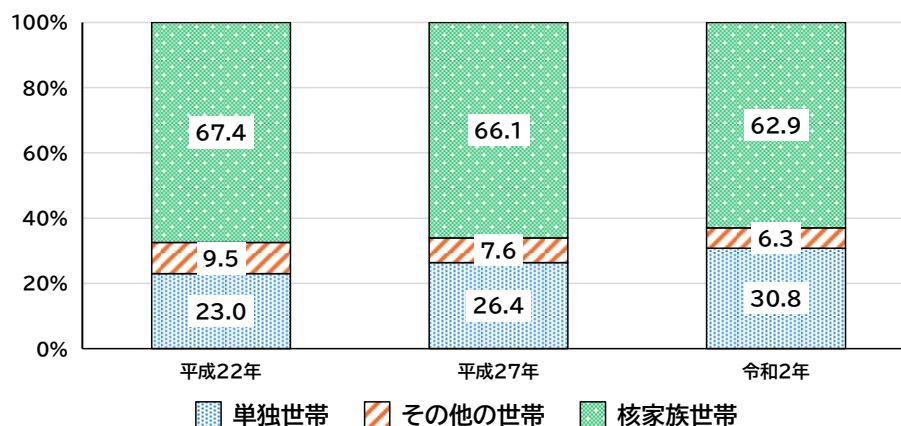
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

- ※1 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯。
 ※2 核家族世帯：夫婦と未婚の子どもからなる世帯、ひとり親と未婚子（女親と未婚子、ならびに男親と未婚子）の世帯、夫婦のみの世帯を加えたもの。

② 一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

本市の世帯構成は、単独世帯の割合が増加しているのに対し、核家族世帯の割合は年々減少しており、令和2年で62.9%となっています。

一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移



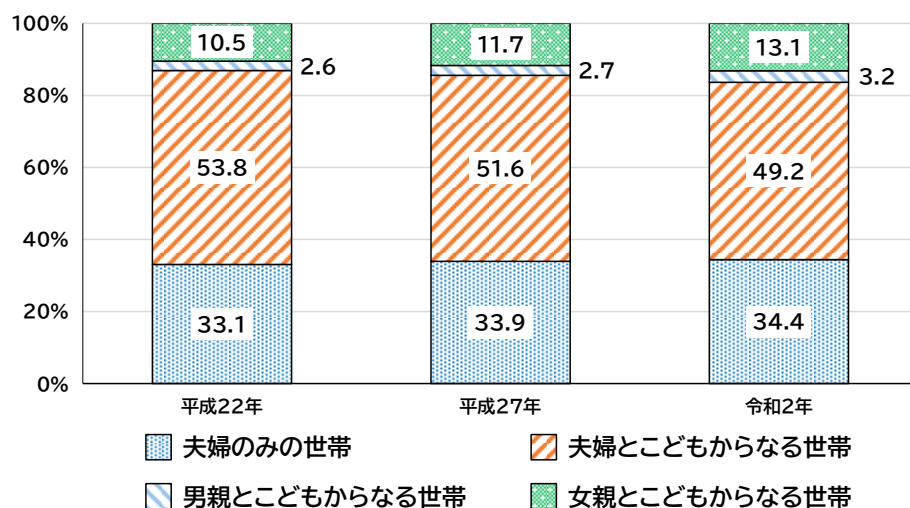
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 核家族世帯の内訳

本市の核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯（こどものいない世帯）の数の割合は年々増加し、一方で夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。

また、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯を合わせた“ひとり親世帯”の割合が増加しており、令和2年で16.3%となっています。

核家族世帯の内訳

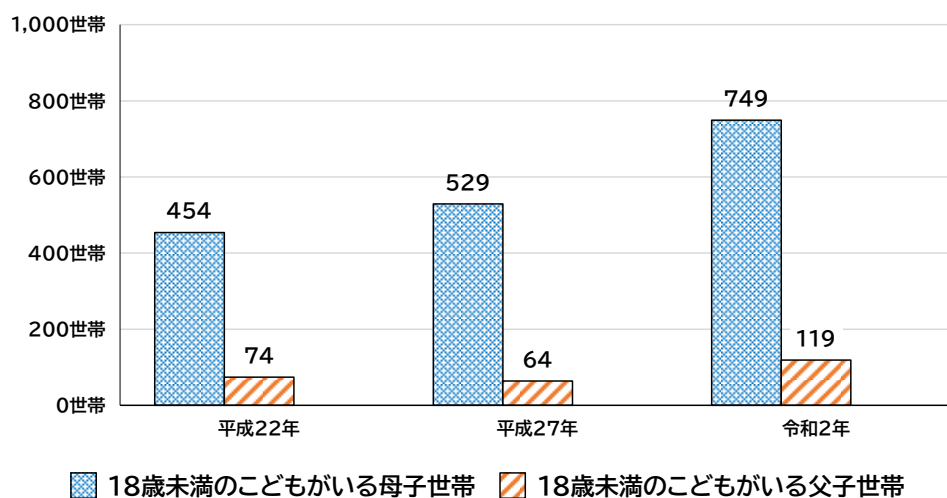


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向にあり、令和2年で749世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年から平成27年にかけて減少しましたが、令和2年は増加しています。

ひとり親世帯の推移



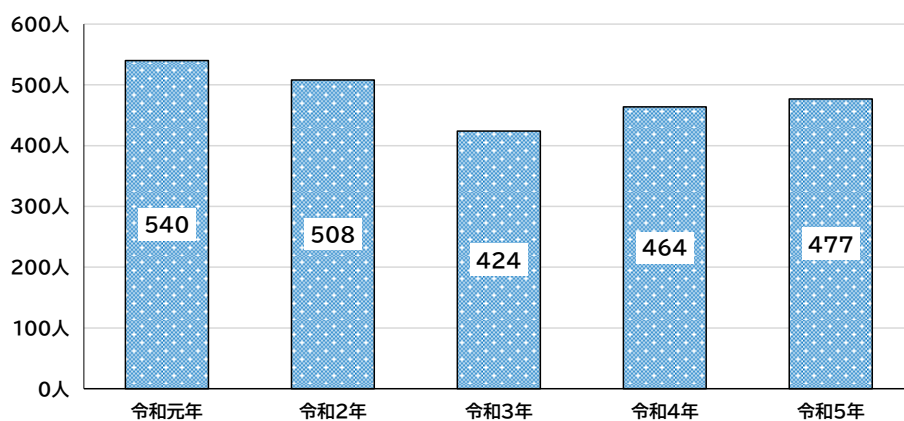
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の状況

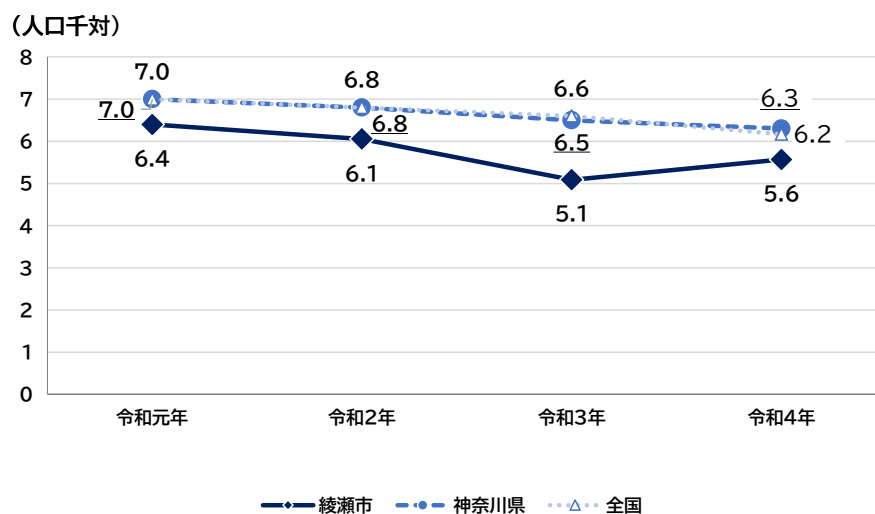
① 出生数の推移

本市の出生数は令和3年まで減少していましたが、令和4年に464人、令和5年に477人と増加しています。人口1,000人あたりの出生数は、全国や神奈川県に比べて本市はやや低くなっています。

出生数の推移



人口千人あたり出生数 国・神奈川県との比較



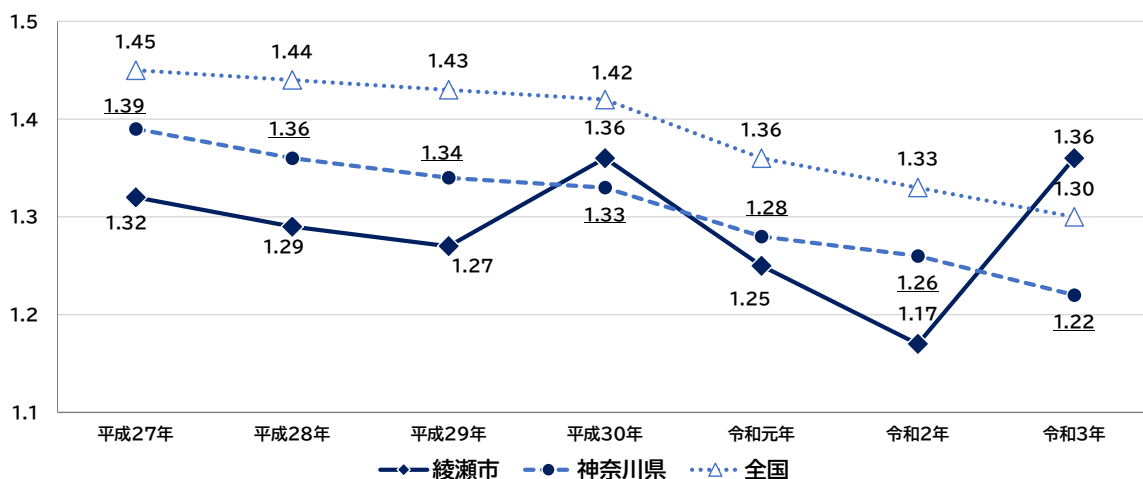
資料：神奈川県衛生統計年報^{※3} 統計表（各年1月1日現在）

※3 神奈川県衛生統計年報：各年の日本において発生した日本人の事柄を対象としています。

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」です。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は減少傾向で推移しつつ、平成 30 年には上昇しましたが、令和 2 年には 1.17 と大きく減少しました。令和 3 年には再び大きく増加し、1.36 と全国・県を上回っています。

合計特殊出生率の推移

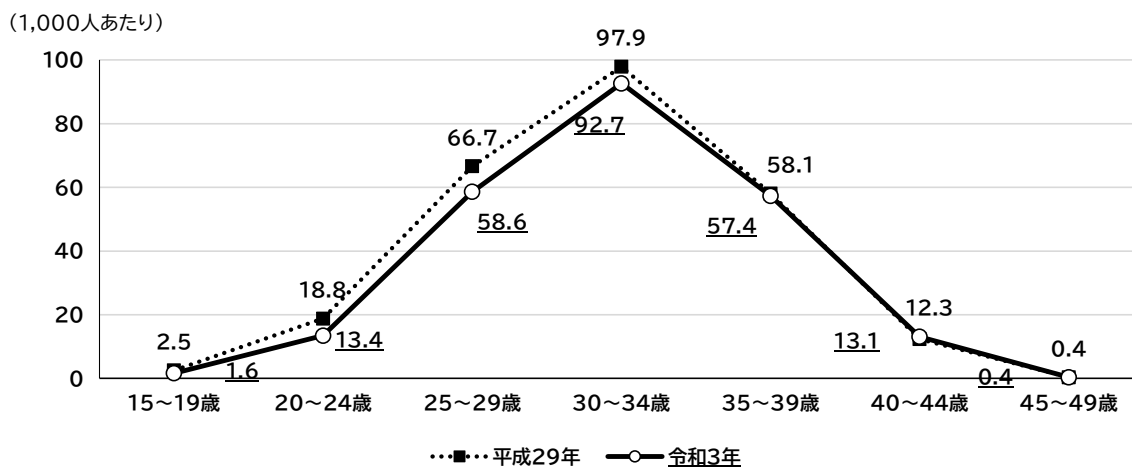


資料：神奈川県衛生統計年報統計表（各年1月1日現在）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成 29 年に比べ令和 3 年で、20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳の割合が減少しており、若い世代の出産が減少していることがうかがえます。

母の年齢(5歳階級)別出生率の推移



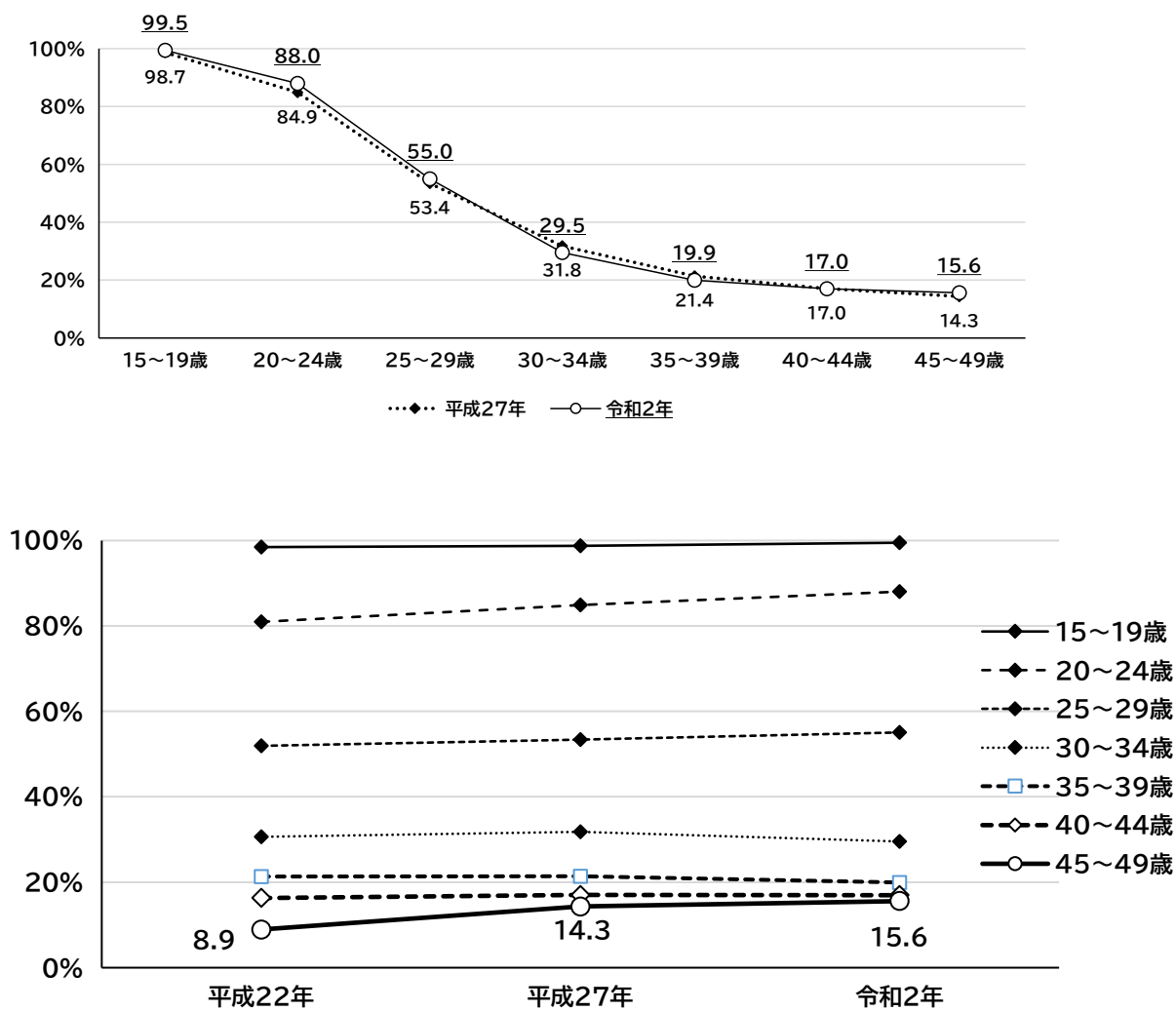
資料：神奈川県衛生統計年報より作成（各年 4 月 1 日現在）

(4) 未婚・結婚の状況 ・ ・ ・ ・ ・

① 女性の年齢別未婚率の推移

本市の女性の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べて令和2年で20代の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

女性の年齢別未婚率の推移



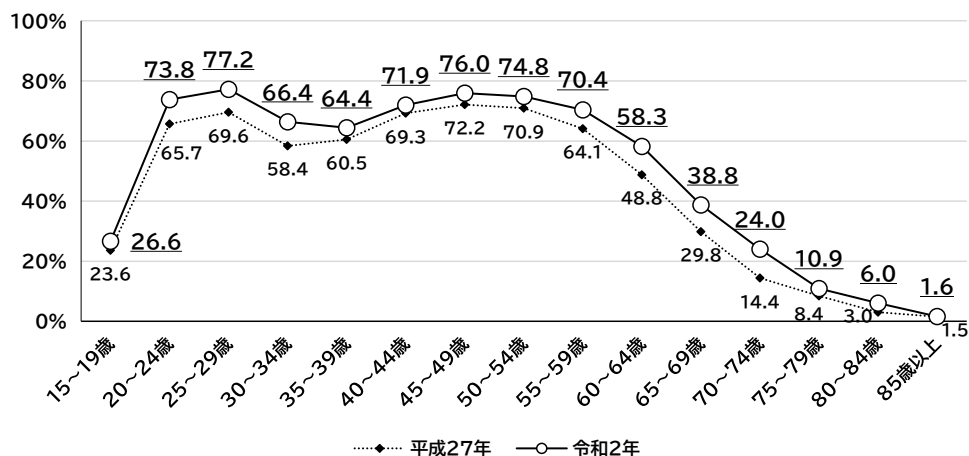
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児にあたる時期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年に比べて令和2年では、20代と50代以上の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率の推移

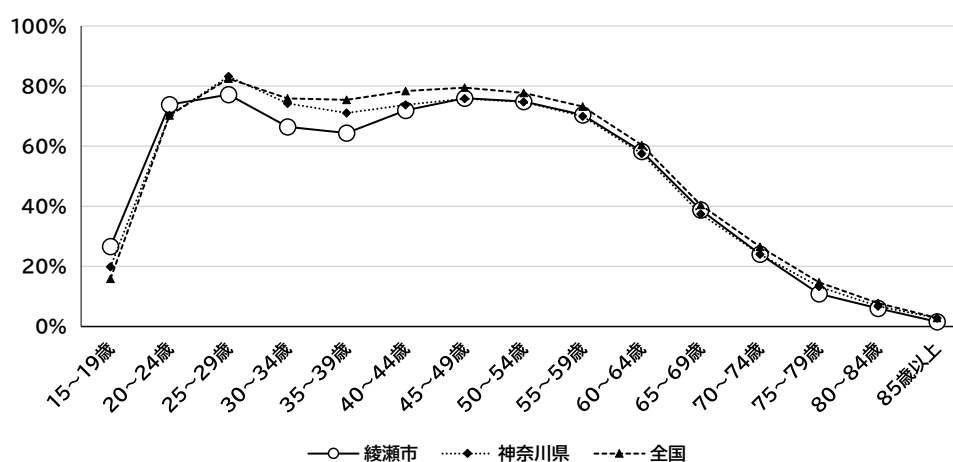


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～44歳で全国より低くなっています。

女性の年齢別就業率(国・県比較)

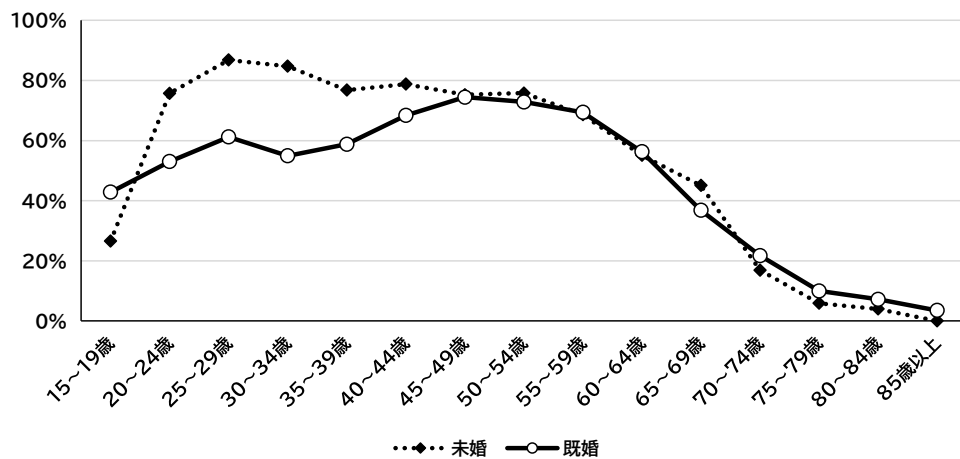


資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20代から40代で、既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

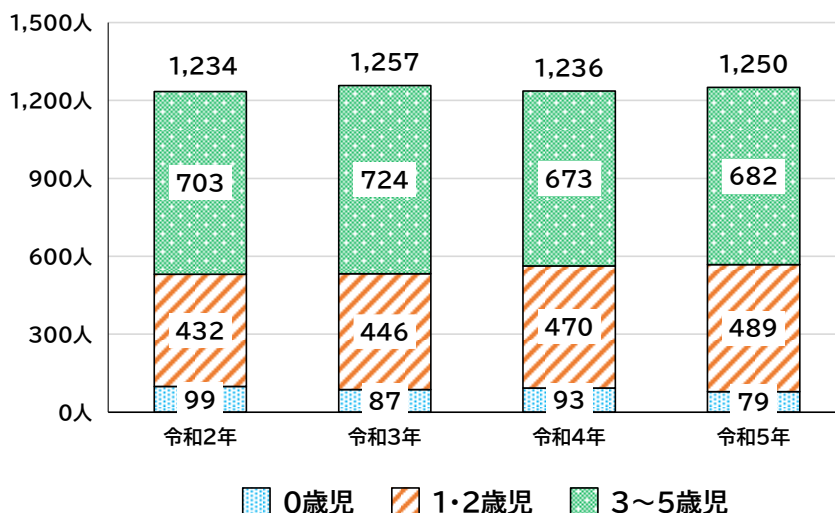
2 教育・保育サービスなどの現状

(1) 就学前児童の保育所・幼稚園入所状況

本市の保育所は 14 園あり、入所児童数は横ばいで推移しており、令和 5 年で 1,250 人となっています。年齢別でみると、0 歳児、3～5 歳児は増減を繰り返し、1・2 歳児は増加傾向がみられます。

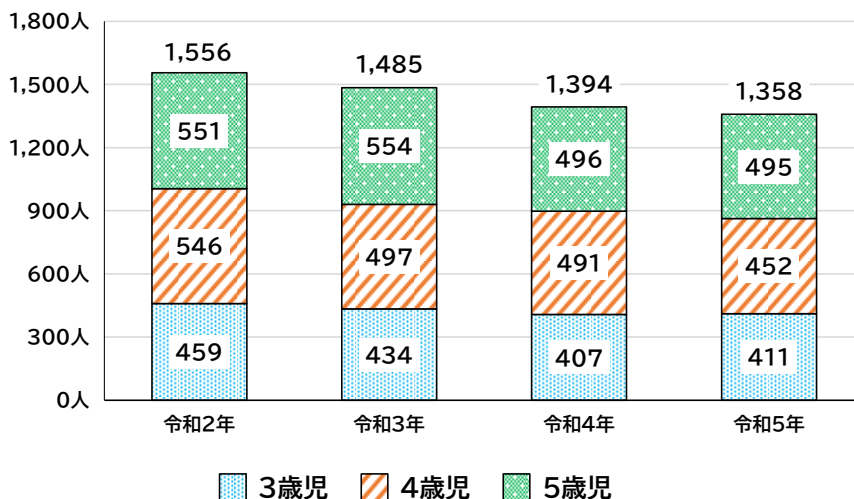
幼稚園は 9 園あり、園児数をみると減少傾向にあり、令和 5 年で 1,358 人となっています。年齢別でみると、4 歳児、5 歳児の減少が顕著にみられます。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

幼稚園園児数(年齢別)の推移



資料：神奈川県学校基本調査（各年 4 月 1 日現在）

(2) 地域こども・子育て支援事業の現状

① 時間外（延長）保育事業

本市の時間外（延長）保育をみると、利用者数は年によってばらつきがあり、令和５年度は１４園で４４５人となっています。

時間外（延長）保育利用者数の推移

（延べ人数）

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	４３５人	４３３人	４５８人	４４５人
実施園数	１３園	１４園	１４園	１４園

資料：庁内資料（各年３月３１日現在）

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本市の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）利用組数と利用者数は、年々増加しており、令和５年度は６,９７４組、１５,１７３人となっています。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）利用者数の推移

（延べ人数）

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用組数	２,６０３組	３,７０２組	３,９２６組	６,９７４組
利用者数	５,４４０人	７,９１２人	８,３７３人	１５,１７３人

資料：庁内資料（各年３月３１日現在）

③ 一時預かり事業

本市の一時預かり事業利用者数は、保育所、幼稚園ともに増加傾向にあり、令和５年度は合計で３１,３８８人となっています。

一時預かり事業利用者数の推移

（延べ人数）

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所利用者数	２,６８８人	２,９９１人	３,６６５人	５,０９６人
実施保育所数	６園	６園	６園	６園
幼稚園利用者数	１７,２７３人	１９,７５０人	２３,３８１人	２６,２９２人
実施幼稚園数	９園	９園	９園	９園
計	１９,９６１人	２２,７４１人	２７,０４６人	３１,３８８人

資料：庁内資料（各年３月３１日現在）

④ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）

本市の子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）の利用回数は、増加傾向にあり、令和5年度は144人、887回となっています。

子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）利用者数の推移
(延べ人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	147人	178人	149人	144人
利用回数	838回	726回	834回	887回

資料：庁内資料（各年3月31日現在）

⑤ 妊婦健診事業

本市の妊婦健診事業の利用者数は、年々減少しており、令和5年度は436人となっています。

妊婦健診利用者数の推移

(実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	542人	459人	439人	436人

資料：庁内資料（各年3月31日現在）

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

本市の乳児家庭全戸訪問人数は、年によってばらつきがあり、令和5年度は478人となっています。

乳児家庭全戸訪問人数の推移

(実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全戸訪問人数	498人	533人	453人	478人
養育支援訪問人数	79人	70人	94人	104人

資料：庁内資料（各年3月31日現在）

(3) 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数は、年々増加しており、令和5年度は 751 人となっています。学校別でみると綾西小学校の登録児童数が最も多く、120 人となっています。

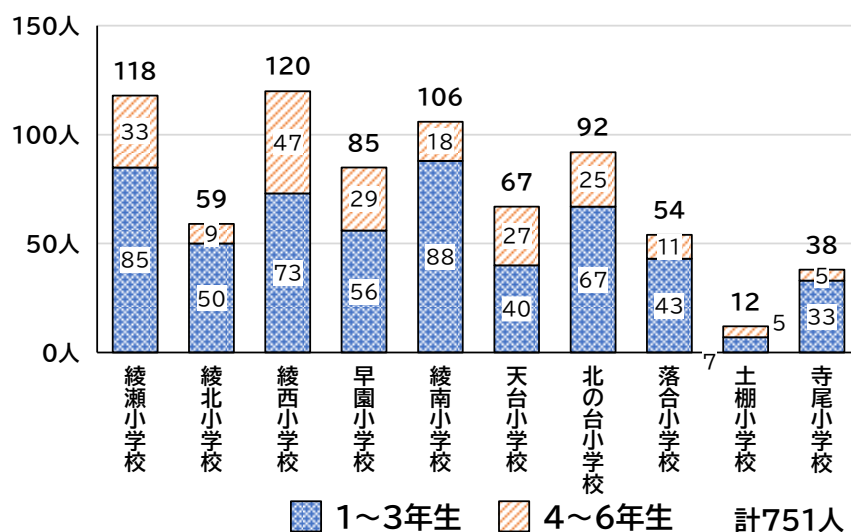
放課後児童クラブ(学童保育)の登録児童数の推移

(実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	187人	186人	204人	209人
2年生	162人	164人	159人	202人
3年生	133人	124人	136人	131人
4年生	92人	107人	90人	108人
5年生	58人	51人	80人	54人
6年生	43人	35人	31人	47人
計	675人	667人	700人	751人

資料：庁内資料（各年 5 月 1 日現在）

学校別放課後児童クラブ(学童保育)の登録児童数(令和5年度)



資料：庁内資料（令和 5 年 5 月 1 日時点）

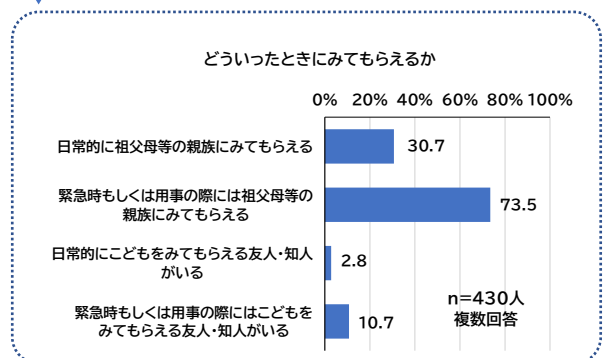
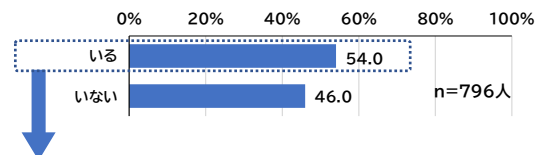
【就学前児童調査】

(1) こどもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にこどもをみてもらえる親族・知人の有無

みてもらえる人が「いる」54.0%、「いない」46.0%となっています。

みてくれる人が「いる」のうち、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が73.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.7%となっています。

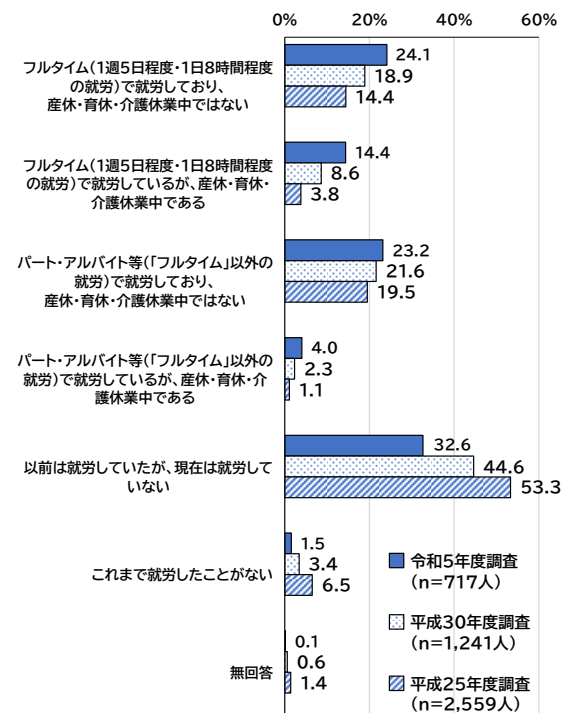


② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が32.6%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.1%、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.2%となっています。

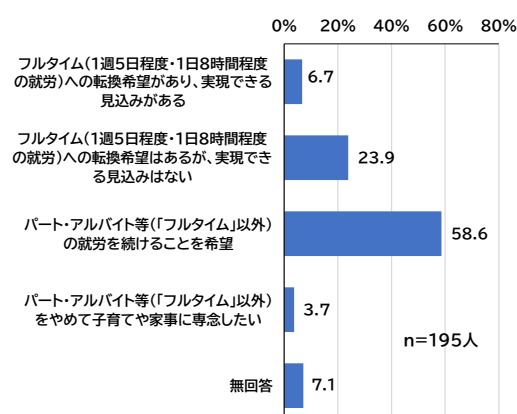
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合を逆転して順位が最も高くなっています。

経年で比較すると、いずれの就労方法でも増加傾向がみられ、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 58.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 23.9%となっています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい」は、3.7%に留まっています。

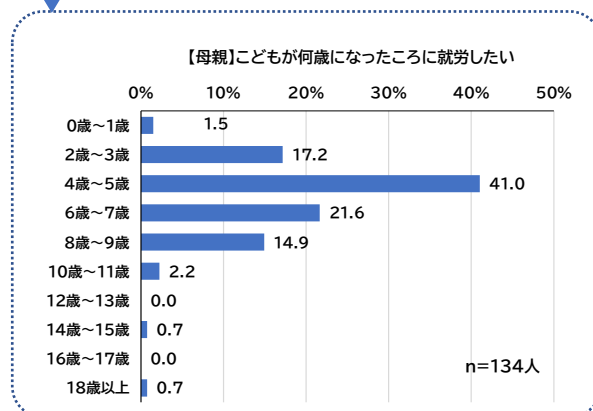
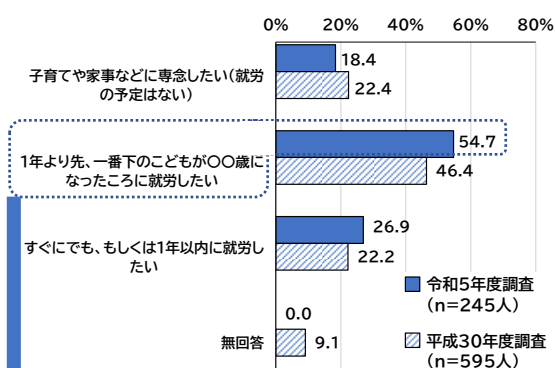


④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下のこどもが〇〇歳になったところに就労したい」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が 26.9%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 18.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、就労意向がない回答は減少し、就労意向がある回答に増加傾向がみられています。

また、1年より先、一番下のこどもが何歳になったら就労したいかでは、「4～5 歳」の割合が 41.0%と最も高く、次いで「6～7 歳」が 21.6%、「2～3 歳」が 17.2%となっています。

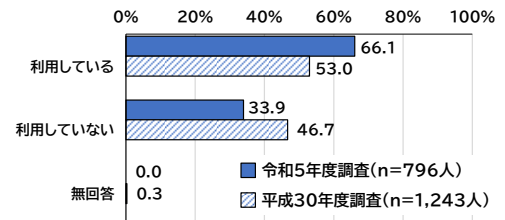


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について・・・・・・・・

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が 66.1%、
「利用していない」の割合が 33.9%と
なっています。

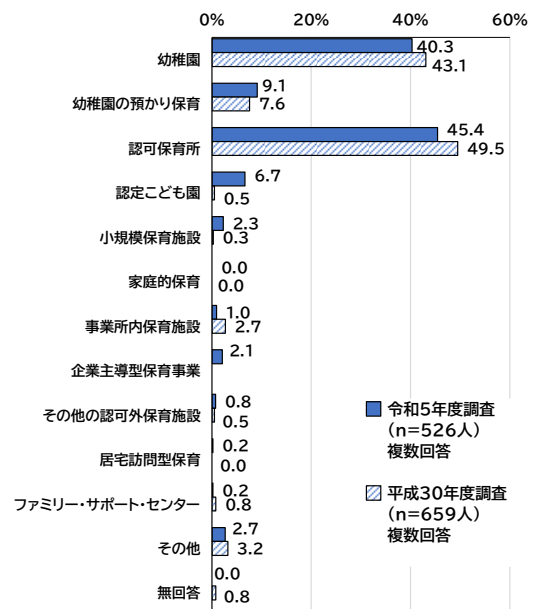
平成 30 年度調査と比較すると、「利
用している」の割合が 13.1 ポイント増
加しています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

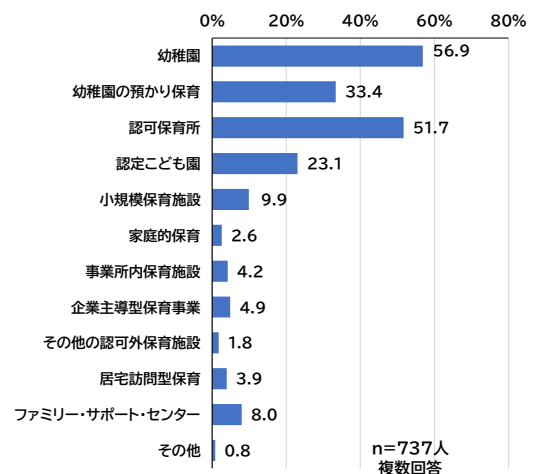
「認可保育所」の割合が 45.4%と最
も高く、次いで「幼稚園」が 40.3%と
なっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「認
定こども園」と「小規模保育施設」と「幼
稚園の預かり保育」の割合がそれぞれ
6.2 ポイント、2.0 ポイント、1.5 ポイ
ント増加し、「認可保育所」と「幼稚園」
の割合がそれぞれ 4.1 ポイント、2.8 ポ
イント減少しています。



③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

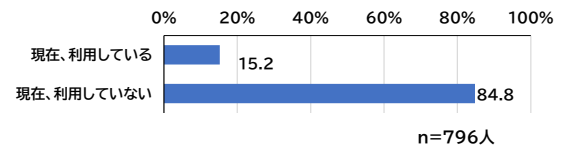
「幼稚園」の割合が 56.9%と最も高
く、次いで「認可保育所」が 51.7%、
「幼稚園の預かり保育」が 33.4%とな
っています。



(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

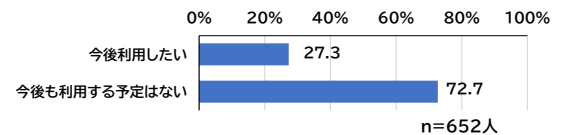
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「現在、利用している」の割合は15.2%、「現在、利用していない」は84.8%となっています。



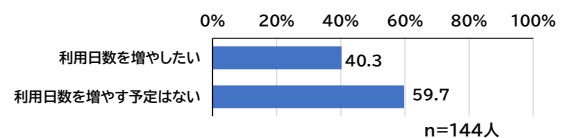
② 地域子育て支援拠点事業の利用希望（現在、利用していない方）

「今後利用したい」の割合は27.3%、「今後も利用する予定はない」は72.7%となっています。



③ 地域子育て支援拠点事業の利用希望（現在、利用している方）

「利用日数を増やしたい」の割合は40.3%、「利用日数を増やす予定はない」は59.7%となっています。

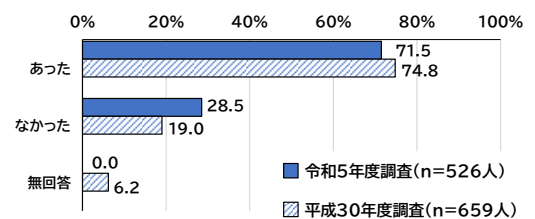


(4) 病気等の際の対応について

① こどもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

「あった」の割合が71.5%、「なかった」が28.5%となっています。

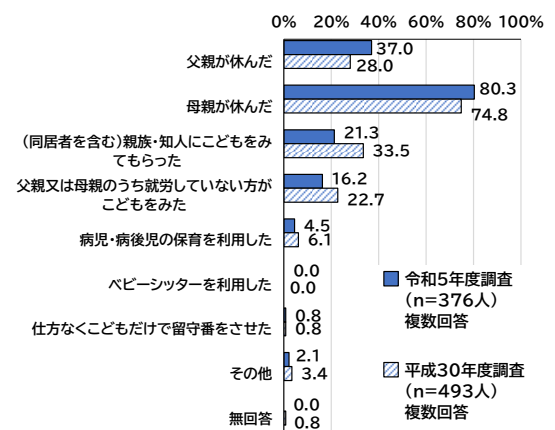
平成30年度調査と比較すると、「なかった」の割合が9.5ポイント増加しています。



② こどもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が80.3%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が37.0%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が21.3%となっています。

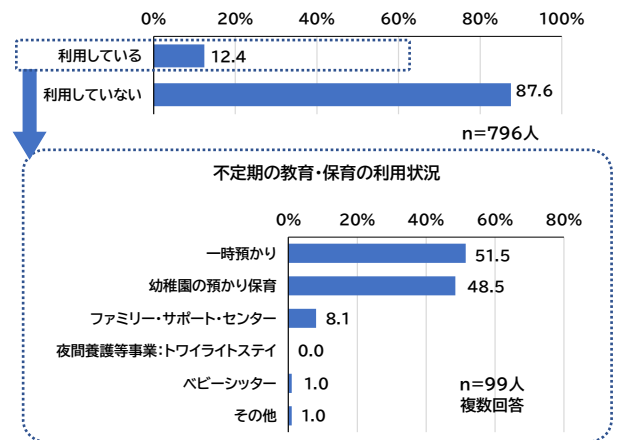
平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」どちらも割合が増加しています。一方、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が減少しています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

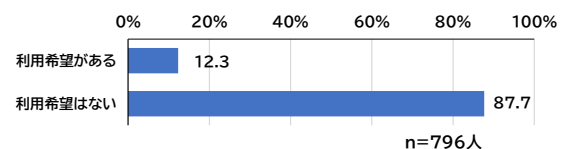
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用している」割合が 12.4%で、その利用状況は、「一時預かり」の割合が 51.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 48.5%となっています。



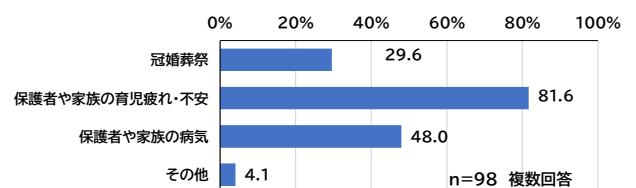
② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

「利用希望がある」割合が 12.3%、「利用希望はない」が 87.7%となっています。



③ 宿泊を伴う一時預かり等を希望する利用目的

「保護者や家族の育児疲れ・不安」の割合が 81.6%と最も高く、次いで「保護者や家族の病気」が 48.0%、「冠婚葬祭」が 29.6%となっています。



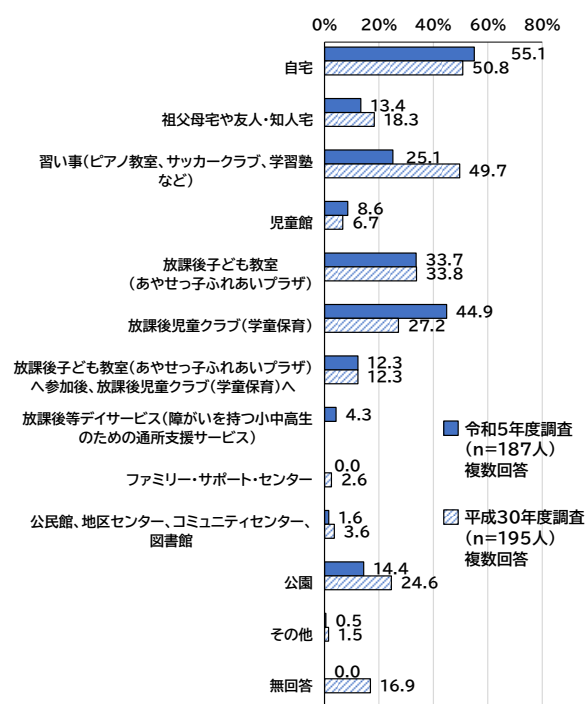
(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が55.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が44.9%、「放課後子ども教室(あやせっ子ふれあいプラザ)」が33.7%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が25.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が増加しています。一方、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」

「公園」の割合が減少しています。

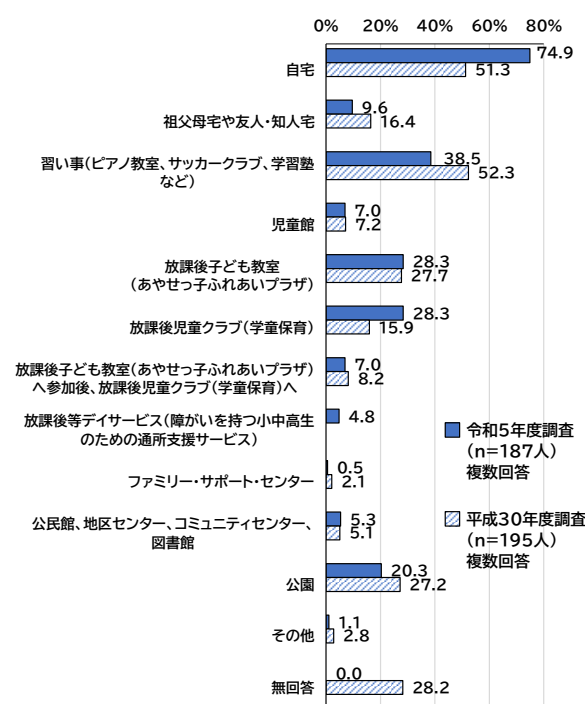


※選択肢「放課後等デイサービス」は令和5年度から新規項目
※令和5年度調査はWeb調査でこの設問は回答が必須のため無回答はない

② 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が74.9%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が38.5%、「放課後子ども教室(あやせっ子ふれあいプラザ)」と「放課後児童クラブ(学童保育)」が同率の28.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」と「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が増加しており、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



※選択肢「放課後等デイサービス」は令和5年度から新規項目
※令和5年度調査はWeb調査でこの設問は回答が必須のため無回答はない

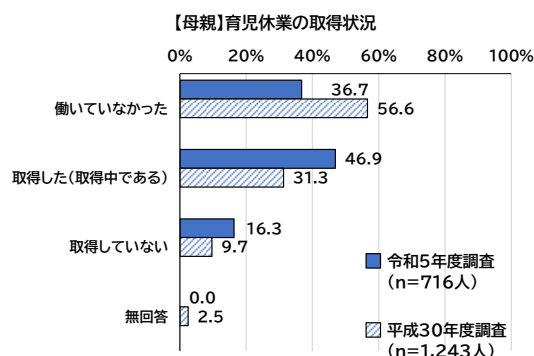
(7) 育児休業制度の利用状況について

① 育児休業の取得状況

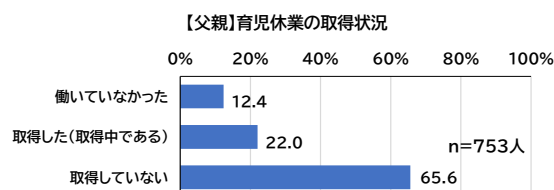
母親では「取得した(取得中である)」の割合が46.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が36.7% となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が「働いていなかった」の割合を逆転して順位が最も高くなっています。

父親では「取得していない」の割合が65.6%、「取得した(取得中である)」の割合が22.0%となっています。



※令和5年度調査はWeb調査でこの設問は回答が必須のため無回答はない

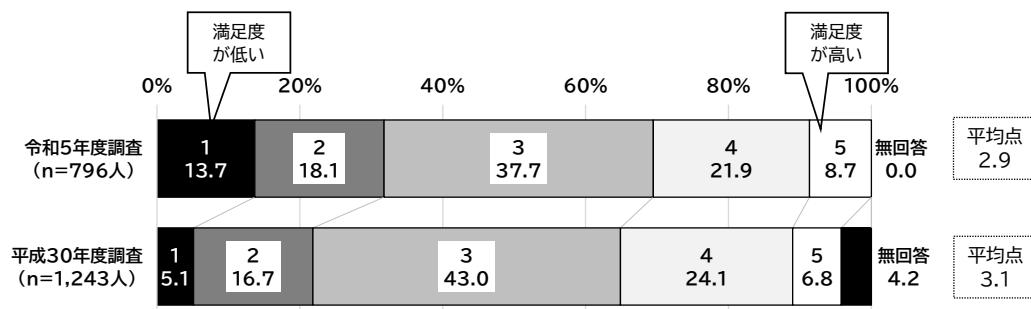


(8) 子育て全般について

① 地域における子育ての環境や支援の満足度

5 段階での評価では、「3」の割合が 37.7%と最も高く、次いで「4」が21.9%、「2」が18.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「3」の割合が5.3 ポイント減少し、「1」の割合が8.6 ポイント増加しています。また、全体の平均点は、前回調査から0.2 ポイント減少がみられました。



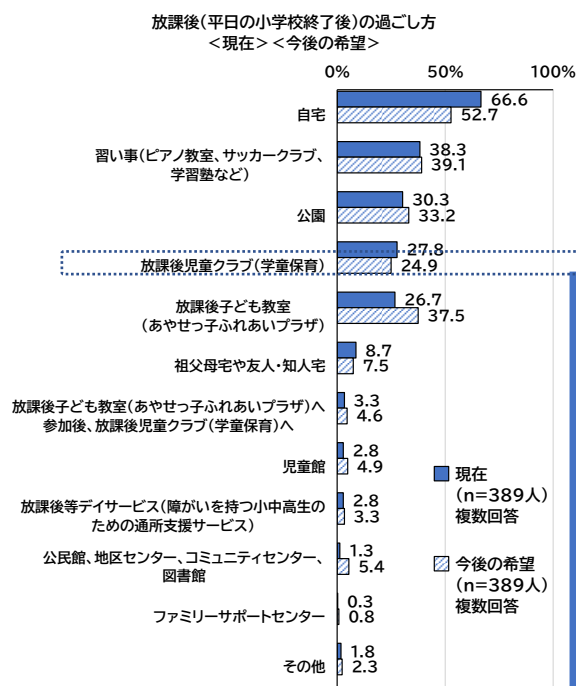
【就学児童調査】

(1) 放課後の過ごし方について

① 現在、放課後過ごしている場所

現在は「自宅」の割合が66.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.3%、「公園」が30.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.8%、「放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）」が26.7%となっています。

今後、過ごさせたいと希望する場所と比較すると、現在は5番目の「放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）」が3～4番目の「公園」、「放課後児童クラブ（学童保育）」を抜いて3番目に高くなっています。

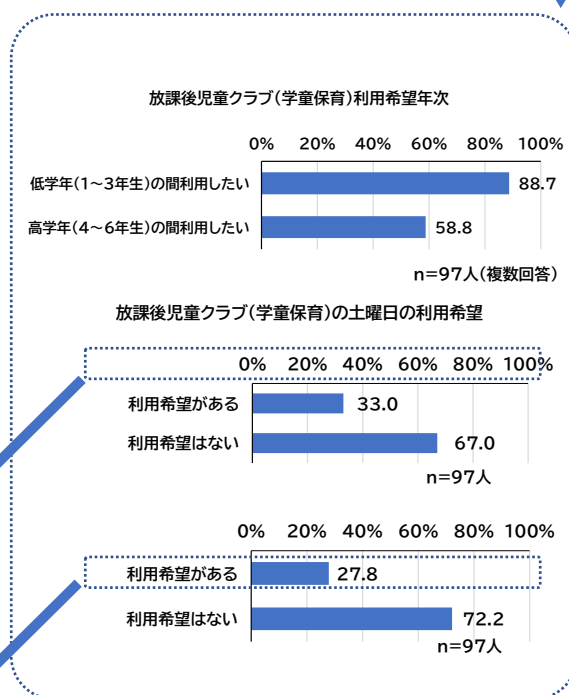
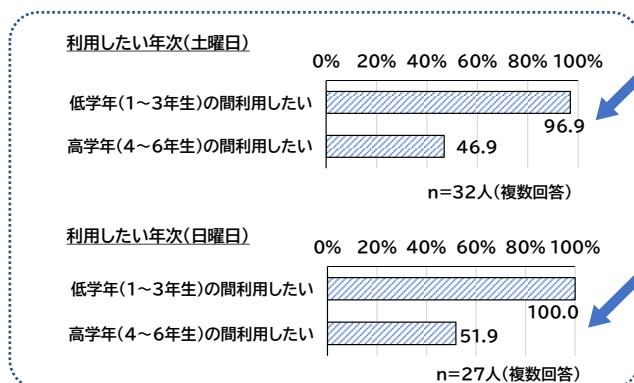


(2) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について

① 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望（平日（年次）・土・日曜日）

放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望がある方の中で、土曜日・日曜日の利用を希望される方はいずれも3割程度ですが、土曜日の方が日曜日より5.2ポイント高くなっています。

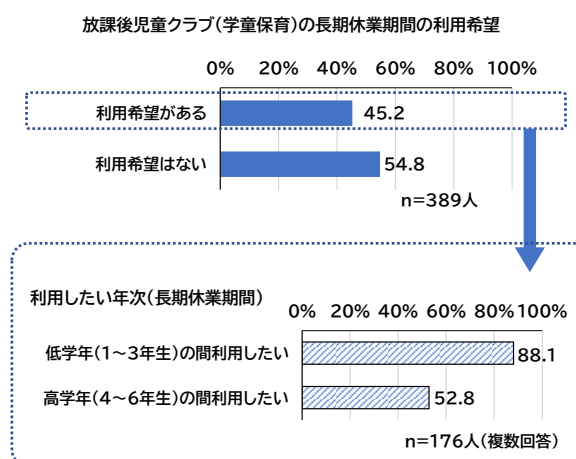
利用希望の年次では、いずれも低学年での利用希望が8～10割で高学年での利用希望は5割程度となっています。



② 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望（長期休業期間）

全員に問う設問で、長期休業期間の「利用希望がある」の割合が45.2%と、土・日曜日の利用希望の割合より高くなっています。

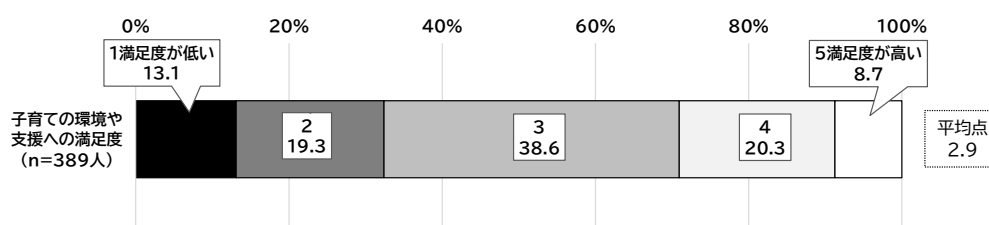
利用希望の方について、利用希望の年次では、低学年で88.1%、高学年で52.8%となっています。



(3) 子育て全般について

① 就学児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

5段階での評価では、「3」の割合が38.6%と最も高く、次いで「4」が20.3%、「2」が19.3%となっています。平均点は2.9点と就学前児童調査の値と同じ平均点となっています。



【こどもの生活状況調査（こども用）から得られる示唆】

学校の授業以外での学習支援

- こども達は授業以外でもよく勉強しており、塾の利用も多いが、「自分で勉強する」、「友達と勉強する」割合も学年があがるほど高い傾向がみられることから、学校の授業以外で学習を支援する場と機会の提供を検討する必要がある

進級の切れ目の学習支援

- 小学校から中学校に進んだ段階で「学校の授業でわからないこと」がある割合が高い傾向がみられることから、学校の変わり目における学習支援の方法を検討する必要がある

将来の進学を見据えた職業紹介、職業経験の場

- 「希望する学校や職業がある」の割合が比較的高く、目的意識を持った高学歴が指向されていることから、どのように希望する学校や職業を選択しているかはあきらかではないが、選択肢の幅を広げるべく、職業紹介の機会、職業経験の場の提供を検討する必要がある

高校選択の要因把握

- 進学したかった学校とは別の高校に通っている人の主な理由は“成績”であり、家庭の経済状況から希望の学校に行けなかった人は極めて少なかったが、理由の“成績”の背景にも経済的要素が含まれている可能性があり、高校選択の理由、要因のさらなる把握が求められる

地域活動の多様化方策の検討

- 小学生の女子、高校生の男女の学校以外の地域の活動、部活動への参加率はやや低く、その理由が「入りたいクラブ・部活動がないから」が半数を占め、家庭の経済状況で参加出来ない割合も 13%であったことから、自主的な活動の支援、地域活動の多様化にむけた支援等の検討が求められる

思春期の健康管理

- 朝食を食べないこどもが 1 割見られ、高校生の女子にその割合が高く、思春期の健康管理対策が必要である

精神面の貧困への影響に留意

- 経済面での貧困が注目されがちであるが、生活の充実度、幸せ度の低い要因にネガティブな精神面の要素が影響していることが見て取れ、その要因としては他人との関係性が大きく影響していることから、対人関係の充実に向けた対応を検討する必要がある

若者向け公共施設のあり方検討

- 若者が利用可能な公共施設の利用割合は高くないが、利用した人の3割は“変化があった”としており、変化の内容には、「友達が増えた」、「気軽に話せる大人が増えた」など、対人関係促進の要素が含まれている点に注目し、公共施設が利用されにくい要因の把握と、利用促進の方向を検討すべきである

ヤングケアラー対策

- 家族の世話をしているこどもの割合が1割みられ、障がいや病気、アルコール・薬物・ギャンブル問題等を抱える家族など、若者にとってかなり困難な状況に置かれていることが推察され、これらヤングケアラーの実態の把握と困難さを解消する方向の検討が必要である

進学・就職を見据えた相談及び支援の充実

- 求められている支援の上位の項目は、「高校や大学・専門学校への進学についてお金のことも含めて相談できる窓口」、「学校にかかるお金の支援（奨学金制度や学校教育にかかる費用の免除・助成）」、「アルバイトや就職について相談できる窓口」であり、目の前の課題よりも、進学・就職を見据えた将来の支援を求めていることから、進学・就職を見据えた相談及び支援の充実が必要である

【こどもの生活状況調査（保護者用）から得られる示唆】

回答者の属性から

- 親の婚姻状況で、離婚、死別、未婚でひとり親と考えられる世帯が 1 割見られ、このうち離婚で、離婚相手から養育費を受け取っているのは 3 割で、7 割は養育費を受け取っていない
- 保護者の卒業・修了した学校で、母親も父親も最も多かったのは高校卒であった

就労状況から

- 母親の就労状況で、「働いていない」は 18.4%で、就学前児童調査の 34.1%と比べると少ない
- 就労している母親の就労状況では、パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員が 51.7%と半数以上を占めており、就学前児童調査のパート・アルバイト 27.2%に比べると多い
- 父親の非正規就業は 2.9%、「働いていない」は 1.2%みられた

お子さんとの関わりから

- 0～2歳の間は「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が7割と多く、3～5歳の間は「認可保育所・認定保育園」に通っていた割合が9割と多い
- 「テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている」割合は 59.8%、年次が上がるにつれてその割合は減少し、こどもの自主性に任せるようになっている
- 「授業参観や運動会などの学校の行事」への参加率は、「ときどき参加している」を含めれば 97%と高いのに対して、「PTA 活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティア」への参加率は 77%とやや低い
- 将来の進学先に関しては、こどもの希望という理由が半数を占め、大学進学を考えている人が半数以上を占めている
- 高校に通っている人の 81%は進学したかった学校であり、進学したかった学校とは別の学校に通っている人の主な理由は“学力”であり、家庭の経済状況から希望の学校に行けなかった人は極めて少なかった

生活や暮らしの状況

<生活のゆとり>

- 生活や暮らしのゆとりについての設問では、時間的、経済的、精神的いずれも5割前後は「ふつう」と回答しており、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせた“ゆとりがある”割合は時間的 14.9%、精神的 16.6%に比べて経済的なゆとりの割合は 10%と低い
- 「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた“苦しい”では、経済的に“苦しい”割合が 46%と、時間的 32%、精神的 30%に比べて高い
- 幸せ度が 10 段階中 5 以下では、経済的に苦しい割合が 7 割を超え、同時に時間的、精神的にも苦しい割合も高い
- 経済的なゆとりのなさは、所得分類の相対的貧困の視点で見ると、貧困線前後の差よりも所得中央値前後の差が顕著である

<頼れる人>

- 子育てに関する相談、重要な事柄の相談、いざという時のお金の相談、いずれも「家族・親族」の割合が高く、子育てに関する相談では「友人・知人」の割合も 60%と高く、いざという時のお金の相談では「そのことでは人に頼らない」の割合が 20.7%みられた

<コロナ後の変化>

- 新型コロナウイルス感染拡大期と比べた生活の変化で、大きく変化しているのは「生活に必要な支出の変化」であり、その他の項目では「変わらない」が6割以上である
- 新型コロナウイルス感染拡大期と比べた生活の変化を幸せ度別にみると、幸せ度が 10 段階中5以下で、「世帯全体の収入が減った」、「お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないことが増えた」、「お子さんと話をすることが減った」、「家庭内で言い争ったり、もめ事が起こることが増えた」の割合が高くなっており、経済的要因のみならず、精神的、時間的ゆとりのなさが幸せ度を低下させている

<経済的な理由でできなかったこと>

- 経済的な理由でできなかったことでは、いずれも貧困線未満の割合が高いが、とくに、「食料」「衣服」が買えなかったことがあった割合が5割を超えている
- 「学校行事に参加させられなかった」、「家賃が払えなかった」、「電気・ガス・水道、電話料金が払えなかった」の割合はやや低く、低所得層で“衣食住”のうち“住”が優先されていることがわかる

＜子育てをしてよかったこと、うれしかったこと＞

- 「子育てをしてよかったこと、うれしかったこと」では、「こどもの成長」、「こどものしぐさや言葉」、「子育てを通じた自分の経験や成長」は半数以上の方が感じており、就学前児童調査と同じ傾向を示しているが、「こどものしぐさや言葉」の割合は就学前児童調査と比べると低くなっている

＜各種支援制度の利用＞

- 各種支援制度の利用では、利用割合が高いのは、「児童扶養手当」と「就学援助・綾瀬市奨学金制度」である

＜子育て環境の満足度＞

- 子育て環境の満足度（5段階で評価）では、満足度3をどちらともいえないと見ると、満足している（満足度4以上）26.2%、満足していない（満足度2以下）32.2%で満足していない方がやや高く、この傾向は就学前児童調査と同様である

＜お子さんにとって必要な支援＞

- お子さんにとって必要な支援では、「学校にかかるお金の支援（学校教育にかかる費用の助成・免除）」61.4%、「高校や大学・専門学校への進学についてお金のことも含めて相談できる窓口」57.9%、「学校や家庭以外での学習支援（無料で勉強を教えてもらえる場所など）」48.8%が上位3項目で4割以上が回答しており、いずれも費用負担と関係する項目である

4 こども・若者からの意見

(1) 児童館でのこども達からの聞き取り結果

① 実施方法

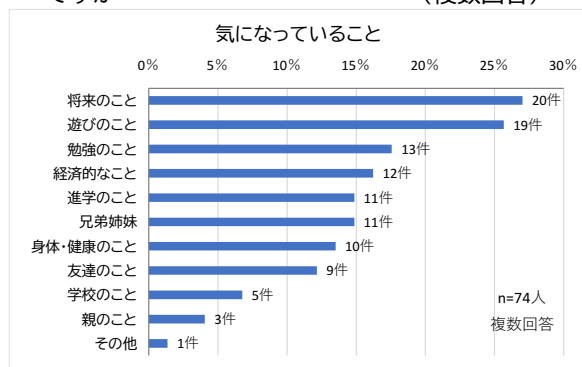
児童館に来館したこども達を数人ずつのグループに分け、質問を書いた模造紙（壁新聞アンケート）に順番に答えてもらう、ヒアリング調査を実施

② 実施内容・参加人数（約 74 人）

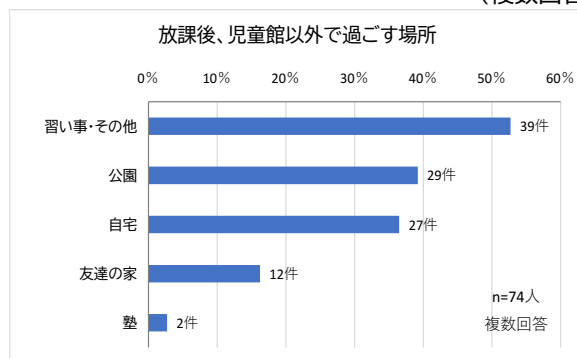
	寺尾児童館 5月8日（水）15:45～16:30			小園児童館 5月15日（水）15:30～16:15			ながつ児童館 5月16日（木）15:30～16:15
	男子	女子	計	男子	女子	計	
年長		2	2				数人ずつ来てもらい 10 回程度聞き取り実施
1 年生		1	1				
2 年生	1	1	2				
3 年生		4	4	2	2	4	
4 年生	2	2	4				
5 年生		2	2				
6 年生		2	2	3		3	
			17 人			7 人	約 50 人

③ アンケート結果

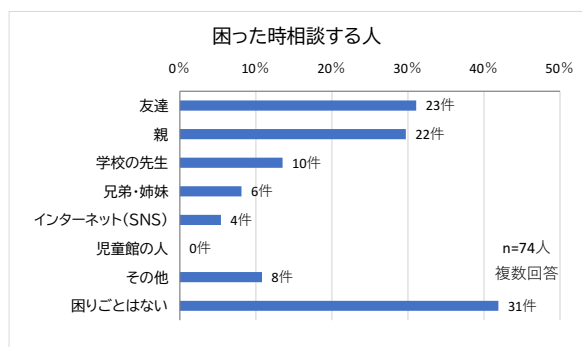
◎ 今、気がかりなこと（気になっていること）は何か
（複数回答）



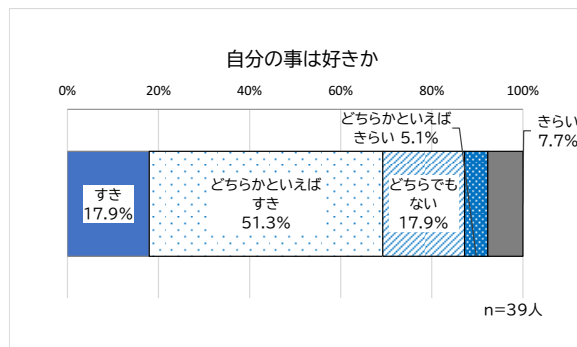
◎ 放課後、児童館以外では、どこで過ごすことが多いですか
（複数回答）



◎ 困ったことができた時、誰かに相談しますか
（複数回答）



◎ あなたは、自分のことが好きですか
（回答はひとつ）

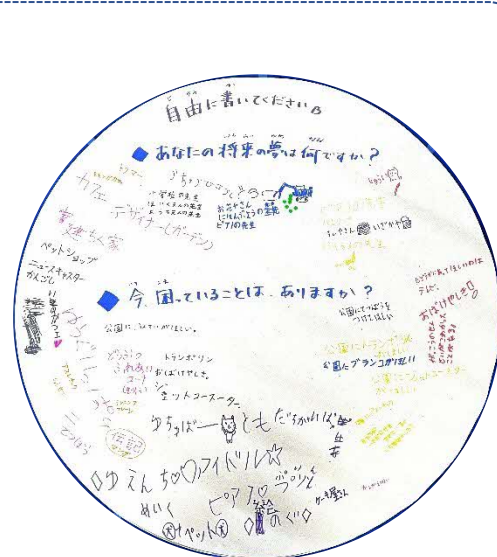
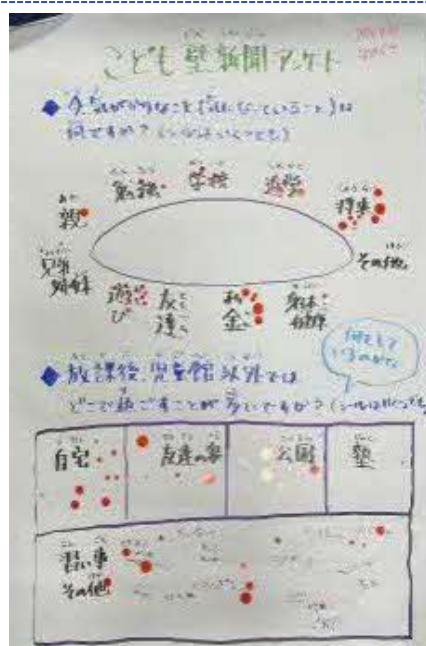


◎ 将来の夢

寺尾児童館	小園児童館	ながつ児童館
宇宙飛行士、トリマー、建築家、アイドル、モモンガカフェ、カフェ、ガーデンデザイナー、ペットショップ、ニュースキャスター、看護師、ケーキ屋さん、すし屋さん、いざかや、ペット屋さん、じゅうい、ゆーちゅーばー、小学校の先生、ほいくえんの先生、ようちえんの先生、かんばん師、ピアノの先生、お花屋さん、にほんがよの先生、ブルドーザーの工事をする人、メイクする人、ピアノの先生、バレリーナ、ようちえんの先生	あんていしたせい、かつをすること、金もち、がっこうの先生、ほいくえんの先生、スーパーの人、レストランの人、ケーキ屋さん	アイドル、ドラマー、だいく、やきゅうせんしゅ、さっかーせんしゅ、公文で1位になりたい、さっかーせんしゅ、ペンきや、チアダンサー、サッカー選手、きゅうりようが多い会社員、あんていしたきゅうりようの多い会社員、会社員！(ホワイト会社)、けんどう選手、キックボクサー、ドッジボール選手

④ こどもピアリング結果からみた特性など

- 児童館には、皆、ひとりではなく、3年生の男女3人組など性別に関係なく仲の良い友人と来ており、友人の宿題を見てあげていたりする場面もあり、孤立することなく放課後の時間を皆、満喫している様子
- 将来について、皆、よく考えている様子で、希望を持って将来を語る児童が多くいる中、将来生活をしていくお金がちゃんと稼げるか、今から気にかけている児童もいた
- 皆、それぞれに学校、放課後の時間、習い事等、生活基盤についてきちんと作られている様子が見受けられる
- 自己肯定感については、自分が「すき」が約7割(27人)、「きらい」が約1割(5人)、「どちらでもない」が約2割(7人)あったが、「どちらでもない」に回答した子は、そのようなことを考えたことがないという子が多く、自己肯定感が低めの「きらい」に回答した3人は、高学年の女子児童で、謙遜しての回答なのか気になった
- こども達に直接接してみて、児童館に遊びに来るこども達は、皆、のびのび生き生きとしている印象があり、今後は、困難を抱えている、うちに籠もっているこども達の意見を聞く機会を設けていきたい



アンケート 回答例

(2) 子育て支援センターでの利用者からの聞き取り結果

① 実施方法

あらかじめアポイントをとって参加を依頼した保護者の方に、グループヒアリング調査を実施

② 実施内容・参加人数（6人）

子育て支援センター 5月9日（木） 15：45～16：30

年齢		利用状況など
10 か月	第 1 子	子が2か月の時に初めて来た 栄養相談などにも乗ってもらっている
7か月	第 1 子・第 2 子	多胎児なので動き回っていて大変
3歳	第 2 子	第 1 子の時から利用 第 1 子に我慢させることが多いので気がかり
0歳	第 2 子	第 1 子は座間市で出産 子育て支援センターが綺麗になり毎日利用
7か月	第 1 子	出産時に綾瀬市に引越してきた 産後のケア情報などがわかりにくく、使えるサービスを知らなかった 保健師さんやスタッフの方がとても優しい
1歳8か月	第 1 子	子が 1 歳半の時から利用

③ 保護者ヒアリングで挙げた意見

- 綾瀬市は、治安面がとてもよく過ごしやすい町
- 綾瀬市は、高齢者も多いが、若い世代と入れ替わりの時期で若い世代が増えていくと思われるので、30 代位の世代が家を買うのに入りやすい市だと思う
- 中心部の整備計画を進めて欲しい＝買い物は市内でしたい・一箇所ですませたい

(3) Web による意見募集の結果 ・ ・ ・ ・ ・

① 実施方法

綾瀬市の公式LINEアカウント登録者に向けて通知し、綾瀬市の公式ホームページ上の電子フォームで意見募集

② 実施内容・回答数

令和6年6月10日（月）から令和6年8月10日（土）まで

回答数：129件

③ 意見募集の結果

- 父母の就労が増えたことにより、預ける場所の不足、経済的負担、土日や夏休みの預かり、送迎の課題など助成金の支援だけでなく多様な課題が挙げられている
- 経済的な支援として他都市で行われている給食費の無償化やオムツの支給等支援を手厚くすることも多く求められている
- 小さい子どもと一緒に出かけられる居場所として商業施設がなくなることや、小学生以上の場合、夏休みや雨の日に子ども達が1日居られる場所が図書館や学童以外にないことが困りごとに挙げられている
- 狭い道路が多く歩道の整備が多く求められている
- ボール遊びができる公園、オムツをしていても入れるプール等、こどもの健全育成のための施設の設置も要望に挙げられている



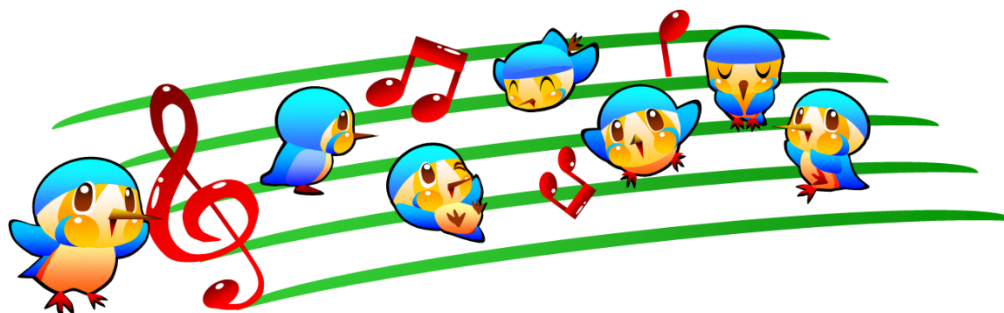
第3章 計画の基本理念、基本目標

本計画では、こども大綱に掲げられている「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）の実現を目指し、これからの綾瀬市を支えるこども達の成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

基 本 理 念

こどもや若者が健やかに生まれ育ち

地域がつながって 安心して子育てのできる まちづくり



(1) 子育てと仕事の両立支援

多様な保育サービスへのニーズや国の示す「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活を調和させながら、キャリアを諦めることなく、希望と意欲に応じて活躍することができる社会の実現に向けて取り組みます。

(2) 子育てが楽しめる環境づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て世帯が孤立することがないように、家庭環境などの変化により多様化する相談に応え、誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期にわたるまでライフステージに応じた切れ目のない支援により、子育て当事者の不安が軽減され、こどもに向き合えるようにすることで、こどもや若者の健やかな成長につながるよう取り組みを進めるとともに、外国籍の子育て世帯に対してもやさしい日本語や通訳サービスなどを活用した支援を行います。

また、安全な道路環境や防犯対策といった観点からも、子育てしやすく安心して外出できるまちづくりや、こどもや若者の居場所づくりにも取り組みます。

(3) 個性と創造性を育む教育の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごしますが、育ちの環境は多様です。このことから、家庭教育や親の教育力の向上を図るとともに、就学前教育の充実を図ります。

就学後は、豊かな心と自ら学ぶ力を持ち、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成を目指した教育を推進します。

さらに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携し、自然とのふれあいの場やさまざまな体験の機会などを提供することで、豊かな人間性の醸成につなげます。

(4) 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進・・・

こども家庭センターが、地域の保育所、学校や支援の担い手を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって子育て当事者を継続的に支え、虐待予防の取り組みを強化していく体制を推進します。

また、ひとり親家庭などが抱える様々な課題や個別のニーズに対応するとともに、障がいのある児童等、特別な配慮が必要なこどもや保護者に加え、昨今、社会問題として表面化してきたヤングケアラーなどを対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性や置かれている状況に合わせた継続的な支援の充実に取り組みます。

(5) こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み・・・

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康の問題や学習・進学・部活動の機会を得られない問題など、あらゆる選択肢や機会が奪われた状況に置かれ、社会的孤立につながる深刻な課題です。こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

このため、今回の策定では、新たに「こどもの貧困対策」を基本目標に位置付けるとともに、「生活困窮家庭」の「こどもの貧困」や「経済的貧困」にとどまらず、新たな視点として「精神的な貧困」の問題にも触れ、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や教育の支援など、困難を抱える家庭への支援に積極的に取り組みます。

(6) 青少年の育成・支援に向けた体制等の整備・・・・・・・・

綾瀬市青少年育成・支援指針で定めた5つの基本方針を本計画の基本施策として、青少年育成・支援組織や支援者とのネットワークの強化と、「社会全体で青少年を守り育てる」活動を展開できる組織体制を整備します。

(7) こども・若者と家庭についての意識改革・・・・・・・・

こどもの権利条約やこども基本法の理念にある、こどもや若者が意見を表明する権利を尊重し、その意見を施策に活かすとともに、こどもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行います。

また、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を実現するため、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力し、こどもの成長に応じた適切な支援が受けられる環境の整備に取り組みます。

3

施策の体系

【基本理念】

こどもや若者が健やかに生まれ育ち 地域がつながって
安心して子育てのできる まちづくり

【基本目標】

1 子育てと仕事の両立支援

2 子育てが楽しめる環境づくり

3 個性と創造性を育む教育の充実

4 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

5 こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み

6 青少年の育成・支援に向けた体制等の整備

7 こども・若者と家庭についての意識改革

【基本施策】

(1) 多様な保育サービスの充実

(2) 放課後児童の健全育成

(3) 子育てしやすい就労環境づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

(2) 子育ての相談・情報提供体制の充実

(3) 外国籍家庭への支援・配慮

(4) 母子保健・医療体制・医療支援の充実

(5) こども・若者が安全で安心して過ごせる環境づくり

(1) 家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実

(2) 豊かな体験活動の充実

(3) こども・若者を健やかに育む地域活動の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

(3) 障がいのあるこども・若者への支援の充実

(1) 教育の支援

(2) 生活の安定に資するための支援

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(4) 経済的支援

(1) 全てのこども・若者の健やかな育成

(2) 困難を有するこども・若者やその家庭の支援

(3) 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援

(4) こども・若者の成長のための社会環境の整備

(5) こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(1) こども・若者の人権の尊重

(2) 家族で協力する家事や育児への理解・意識づくり



第4章 施策の展開



基本目標1 子育てと仕事の両立支援

基本施策（１）多様な保育サービスの充実 ・ ・ ・ ・ ・



多様化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育、一時預かり保育、病児保育等にかかるサービスを充実するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、意見聴取でも課題として挙げられた、父母の就労が増えたことによる預ける場所の不足や、育児不安・育児疲れなどの課題を解消できるような取り組みを実施します。

＜ライフステージ別の区分＞

誕生前から幼児期 : 0歳～小学校入学前まで
 学童期・思春期 : 小学生～高校生年代
 青年期 : 高校生修了年代～39歳

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	
ファミリー・サポート・センター事業	生後3か月から小学校6年生までの子どもについて、子育ての援助を受けたい人(利用会員)に子育ての支援を行いたい人(援助会員)を紹介し、保育施設などへの送迎やこどもの一時預かりを援助会員の家で行うなど、会員同士で子育てを支援します。	会員:668人 利用回数: 延べ887件	継続実施	こども家庭センター	○	○		○
保育士研修 (非認知能力)	保育士が園児とのコミュニケーション手法を学ぶことにより、自発的な活動である遊びや生活の中で幼児期に育みたい資質や能力の向上を図ります。	実施回数: 2回(36人)	継続実施	こども家庭センター	○			
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	2か所	継続実施	保育課	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
子育て支援員研修	保育や子育て支援を担う多くの人材が必要となったことにより、子育て支援員研修を実施し、子育て支援員を養成します。	受講者 18人の内 3人従事	継続実施	保育課	○			
外国語通訳者の派遣	市内の保育所に通っている外国籍の児童の保護者が安心して保育サービスが受けられるよう通訳者派遣を委託します。	0件	継続実施	保育課	○			○
待機児童の解消	国からの給付費の単価減少分を補てんする補助を実施し、既存保育所等の定員等の拡大を促進します。	3園 (おとぎ・ゆめっこ・ピッピ)	継続実施	保育課	○			○
通常保育事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、保護者に代わって、一定の時間、保育所等で保育を実施します。	14園 定員数: 1,123人	15 園	保育課	○			○
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で一時的に預かり、保育を実施します。	6園	6 園	保育課	○			○
時間外(延長)保育事業	保育所等の通常の保育時間を延長し、保育ニーズに対応します。	14園	15 園	保育課	○			○
病児保育事業	病気や病気の回復期のこどもで、保護者の就労などの理由で保護者が保育できない場合に、保育士及び看護師などがある専用の保育室で保育を実施します。	1か所	1 か所	保育課	○			○
保育士研修事業	保育所職員の質の向上を図るため、専門知識や技術の取得を目的とした研修事業を実施します。	5回	継続実施	保育課	○			
障がい児保育推進事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、障がいがあるこどもを、保護者に代わって、保育所で保育を実施する事業を推進します。	受け入れ 可能な園: 14園	継続実施	保育課	○			○
保育所運営費補助事業	民間保育所に運営費の一部を補助し、民間保育所の経営基盤を強化し、入所児童の処遇改善を図ります。	市内:12園 市外:15園 利用児童数: 延べ 11,226人	継続実施	保育課	○			○
認可化移行運営費支援補助事業	認可を目指す認可外保育施設に運営費の一部を補助し、認可外保育施設で保育されているこどもの処遇改善を図るとともに、認可外保育施設の認可化を推進します。	0園	継続実施	保育課	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
保育人材キャリアアップ研修に伴う代替保育士雇用経費補助金	保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保を図るため、市内の民間保育所において研修代替保育士を雇い上げる経費を補助します。	0園 0人	継続実施	保育課	○			
私立幼稚園の預かり保育補助事業	通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請などに応じて、預かり保育を行います。また、預かり時間を拡充する幼稚園に対し、必要な経費を補助します。	9園 (うち3園は幼稚園型一時預かり事業)	継続実施	保育課	○			○
私立幼稚園の2歳児預かり補助事業	保育の必要な2歳児の預かり保育を行う私立幼稚園に対し、必要な経費を補助します。	1園	継続実施	保育課	○			○
幼児教育・保育無償化事業	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までのこども、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのこどもの利用料が無償化される事業を実施します。	市内:20園 市外:90園 利用児童数:延べ22,090人	継続実施	保育課	○			○
実費徴収に係る補足給付事業	幼児教育・保育無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者で、年収360万円未満相当世帯のこども及び所得階層にかかわらず第3子以降のこどもを対象に、食材料費(副食費)を補助します。	給付人数128人	継続実施	保育課	○			○
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病や仕事などの事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合にこどもを施設などで預かります。	—	1施設	こども家庭センター	○	○		○
こども誰でも通園制度(R8新規)	生後6か月以上満3歳未満の保育園等に通っていないこどもを、保育園等で月一定時間保育することで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備します。	—	4施設 受入人数1日40人	保育課	○			○

基本施策（２）放課後児童の健全育成 ・ ・ ・ ・ ・

共働き家庭など子育て当事者がこどもの就学後も安心して働くことができる環境の整備に努めるとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）事業の一体的又は連携による事業実施を推進します。

また、こども・若者の視点に立った居場所づくりを行うとともに、民設放課後児童クラブ保育料助成など経済的な支援も含め、放課後の居場所を利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の管理運営と各種事業を実施します。	3児童館 各館307日 延べ 21,117人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
あやせっ子ふれあい プラザ事業	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校 (10プラザ) 実施	継続実施	保育課		○		
放課後児童健全育 成事業	仕事や病気などの理由で昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後などに保護者に代わって適切な保育を実施します。	10小学校区 19クラブ	10 小学校区 20 クラブ	保育課		○		○
民設放課後児童クラ ブ保育料助成事業	民設放課後児童クラブに入所する多子世帯、生活困窮世帯及びひとり親家庭の負担軽減を図るため、保育料の一部又は全額を助成します。	助成人数 非課税等： 61人 兄弟割： 100人	継続実施	保育課		○		○
放課後児童支援員 等養成事業	子育て支援分野に必要な知識と技能を修得した「子育て支援員」を養成する子育て支援員研修を市で実施するほか、県が実施する研修に派遣し、人材確保に努めます。	子育て支援 員研修受講 者：0人 (プラザパー トナー)	継続実施	保育課		○		
放課後児童クラブの 整備	利用ニーズを把握しながら放課後児童クラブの整備の必要性について検討します。	4小学校区 (綾瀬小、綾 西小、落合 小、土棚小) に公設クラブ を開設	継続実施	保育課	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
放課後児童クラブとあやせっ子ふれあいプラザとの一体的又は連携による実施のための具体的方策	あやせっ子ふれあいプラザで実施する活動プログラムに、放課後児童クラブの児童も参加することで両事業の一体的又は連携による事業を実施します。	公設クラブ (綾瀬小・ながづ児童館、落合小、土棚小)でプラザとの連携により推進	継続実施	保育課		○		
余裕教室の活用に向けた具体的な取り組み	放課後児童クラブ及びあやせっ子ふれあいプラザへの余裕教室活用について、教育委員会や小学校長と十分な協議を行います。	綾瀬小、落合小、土棚小に公設クラブを開設	継続実施	保育課		○		
教育委員会との連携強化	公設放課後児童クラブ及びあやせっ子ふれあいプラザの運営において、教育委員会(学校)と事前に施設運営にかかるルール等の策定や各プラザ運営委員会への学校関係者の参加等により、事業が円滑に進むよう密接な連携を図ります。	綾瀬小、落合小、土棚小に公設クラブを開設	継続実施	保育課		○		
開所時間延長に向けた取り組み	民設放課後児童クラブに対し、利用者のニーズに合った開所時間の設定がされるよう支援します。	開所時間の延長を行うクラブへの補助	継続実施	保育課		○		○
あやせっ子ふれあい未来塾	パートナーや豊富な経験や技能を持つ地域の方を講師として招き、想像力と好奇心を育む多様なプログラムを通して、こどもの持つ才能・可能性をひろげます。	全校 (10プラザ)実施	継続実施	保育課		○		
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を必要とする児童への接し方などに関する研修や、障がい児受入加算補助を行います。	障がい児の受入を行っているクラブへの補助	継続実施	保育課		○		
放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	放課後児童支援員等の資質向上のための研修の充実を図ります。	施設指導者研修会 年3回実施	継続実施	保育課		○		
放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、学校や地域などとの連携を深めていくよう指導します。	ホームページ及び広報紙へ掲載	継続実施	保育課		○		

基本施策（３）子育てしやすい就労環境づくり ・ ・ ・ ・ ・

男女がともに働き方や家庭内での分担を考え、仕事と家事や子育てを両立していくことができる社会の実現が必要です。共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大に向けた取り組みとして、啓発活動や父親、母親に向けた講座のほか、子育てサロンの運営や多様な保育サービスの展開などを実施します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画社会の実現を目指すため、情報誌の発行等による啓発を行います。	年1回	継続実施	市民活動推進課	○	○	○	
公民館講座 (子育て学習講座)	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間づくりのきっかけとします。	3講座 6日間 延べ75人	継続実施	生涯学習課 (中央公民館)	○	○		○
子育て支援センター事業	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター： 3か所 利用者数： 延べ6,974組 15,173人 子育て相談 件数： 延べ1,295件	継続実施	こども家庭センター	○			○
育児講座	生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な幼児期に「生きる力」を育むため、他の人とうまく関わる力、目標に向かってがんばる力、感情をコントロールする力などの非認知能力を身につけ、集団の中で良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力の向上を図ります。	2回 延べ10人	継続実施	こども家庭センター	○			○
母親・父親教室	妊娠・出産の基礎知識の普及と仲間づくりや支援センターの見学会を行います。	年4コース	継続実施	こども家庭センター	○			○
妊婦健康相談	母子健康手帳発行時にセルフプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談を行います。	全数	継続実施	こども家庭センター	○			○
マタニティマークの啓発	妊産婦にやさしい環境づくりのため、母子健康手帳発行時にキーホルダーの配布を行います。	全数	継続実施	こども家庭センター	○			○
仕事と家庭生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランス促進のため、関係機関からのチラシを配架します。またワーク・ライフ・バランスについての情報をホームページに掲載します。	ホームページ掲載	継続実施	商工振興課	○	○	○	

基本目標2 子育てが楽しめる環境づくり

基本施策（１）地域における子育て家庭への支援 ・ ・ ・ ・ ・

地域に密着したきめ細やかな子育て支援活動が展開されるよう、「子育て支援センター」を拠点とした地域における支援のネットワークづくりを進めるとともに、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」において、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

また、多様な子育て支援サービスや情報の提供をはじめ、地域で活動することも食堂などの団体や地域への啓発活動や人材育成など関係機関等とも連携を図りながら、地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
公民館講座 (子育てサロン)	季節に応じた遊びを通して、親子のふれあい、育児の楽しさを学びます。また、参加者同士の交流と子育ての情報交換を図ります。	2講座 15日間 延べ307人	継続実施	生涯 学習課 (中央 公民館)	○			○
ファミリー・サポート・ センター事業 (再掲)	生後3か月から小学校6年生までのこどもについて、子育ての援助を受けたい人(利用会員)に子育ての支援を行いたい人(援助会員)を紹介し、保育施設などへの送迎やこどもの一時預かりを援助会員の家で行うなど、会員同士で子育てを支援します。	会員:668人 利用回数: 延べ887件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○		○
子育て支援センター 事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター: 3か所 利用者数: 延べ6,974組 15,173人 子育て相談 件数: 延べ1,295件	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
親子で楽しむランチ 会	親子で一緒に簡単な調理を楽しみながら、食への興味を高め、栄養バランスの取れた食の体験や簡単な調理のメニューを知ること、規則正しい食生活や栄養バランスの取れた食事の大切さを学びます。	24回 延べ60人	継続実施	こども 家庭 センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
こども食堂との連絡調整	市内こども食堂の運営をサポートするため、国・県等からの情報を連絡・調整します。	必要に応じて関係団体との調整・情報共有を実施	継続実施	児童青少年支援課	○	○	○	
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ) (再掲)	こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	2か所	継続実施	保育課	○			○
一時預かり事業 (再掲)	一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で一時的に預かり、保育を実施します。	6園	6 園	保育課	○			○
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (再掲)	保護者の疾病や仕事などの事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合にこどもを施設などで預かります。	—	1 施設	こども家庭センター	○	○		○
こども誰でも通園制度 (R8 新規) (再掲)	生後6か月以上満3歳未満の保育園等に通っていないこどもを、保育園等で月一定時間保育することで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備します。	—	4 施設 受入人数 1日 40 人	保育課	○			○
食生活改善推進協議会事業	食育・地産地消の普及啓発のための試食を行います。	3回	継続実施	こども家庭センター 農業振興課		○		○
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども家庭センター	○			○
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うことにより、家庭や養育環境を整え虐待リスクを未然に防ぎます。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○		○

基本施策（２）子育ての相談・情報提供体制の充実 ・ ・ ・ ・ ・

こどもや若者、子育て当事者がライフステージに応じて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談にも対応できるよう相談窓口体制を充実させます。特に、子育て当事者の多様な働き方に対応していくためには、市の公式LINEや電子申請フォームなどデジタルツールを活用した情報提供や相談支援を積極的に推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
「あやせいきいき健康だより」の発行	健診、相談などの事業内容を掲載し、情報発信を行います。	年1回発行	継続実施	地域包括ケア推進課	○	○	○	
市役所窓口での通訳サービス	外国人市民の市役所窓口での手続きや相談などに対応しています。 電話およびテレビ通話 (ポルトガル、スペイン、ベトナム・英・中国・タガログ・インドネシア・タイ語) 機 械 翻 訳 31 言語 行政通訳員 ポルトガル語 スペイン語 ベトナム語 英語	電話およびテレビ通訳 (ポルトガル・スペイン・ベトナム・英・中国・タガログ・韓国・タイ語) 機械翻訳 31言語 行政通訳員 ポルトガル語 毎月2回 スペイン語 毎月2回 ベトナム語 毎月1回 英語 毎月1回 422件の通訳	継続実施	市民活動推進課	○	○	○	○
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター：3か所 利用者数：延べ6,974組 15,173人 子育て相談件数：延べ1,295件	継続実施	こども家庭センター	○			○
青少年相談事業	ひきこもりや不登校など、悩みを抱える義務教育修了後から39歳までの青少年とその保護者からの相談に、専門の相談員が対応します。	相談員：3人 相談件数 新規：34件 継続：553件	継続実施	児童青少年支援課		○	○	

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
楽しく子育てしよう ～イライラ子育てからの脱出～	こどもの褒め方やしつけについてわかりやすく学び、子育てのイライラやストレスを減らす方法を学びます。	2日間講座 2回実施 延べ5人参加	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
親子関係形成支援 事業 「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！(愛称:BP)”」	0歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びの参加型プログラムによりこれからの子育てに必要な知識を学びます。	4週連続講座 3回実施 24組参加	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
子育て支援情報誌の 発行	子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」の配布を行います。	「あやびいの子育て応援Book」の随時配布	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	○
「あやせのこそだてしえん」の発行	こどもが生まれたときや転入してきたときなどに各種手当や助成事業、子育て相談など具体的な案内をするための冊子を発行します。	1回	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	○
「心と身体を癒す マインドフルネス講座 (リラクゼーション)」	子育てに不安を抱えていたり、子育てが苦手で支援が必要な未就学の子を持つ親を対象に講座を開催し、感情のコントロールや集中力・想像力・創造力・自己肯定感を高め、安心して子育てができるようになること、こどもの情緒が安定し健全な成長ができるような子育て環境の形成を目指します。	対象者数: 20人 1講座あたり 10人 実施回数: 8回 1講座あたり 4回	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
市公式LINEによる 子育て情報の発信	市公式LINEを活用し、イベントや手続きの案内、各種申請フォームの送信等、プッシュ型の情報提供を行います。	イベント・手続きの発生に伴い随時発信・情報提供	継続実施	児童 青少年 支援課 保育課 こども 家庭 センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ) (再掲)	こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	2か所	継続実施	保育課	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	478人	継続実施	こども家庭センター	○			○
フォロー教室 (なかよしサークル)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	24回	継続実施	こども家庭センター	○			○
健診時等心理相談事業	健診で言葉などの発達が心配な幼児を対象に臨床心理士による相談を行います。	1歳6か月健診：12回 3歳6か月健診：12回	継続実施	こども家庭センター	○			○
5歳児発達健診	就学前のこどもの成長発達を確認し、軽度発達障がいがある場合には相談機関につなげます。	受診率：61.2%	継続実施	こども家庭センター	○			○
いきいき健康・食事相談	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	2,510件	継続実施	こども家庭センター	○			○
3歳6か月児健診 屈折検査事業	弱視の原因となる遠視や乱視などの早期発見、早期治療につなげるため、3歳6か月児健診の視覚検査に、屈折検査機を導入します。	屈折検査実施率：100%	継続実施	こども家庭センター	○			
新生児聴覚検査助成事業	聴覚障がいを早期に発見し、言葉の発達や情緒的・心理的発達の影響を最小限にとどめ、支援が必要な場合には医療につなげるため、聴覚検査にかかる費用の一部を補助します。	71%	継続実施	こども家庭センター	○			○
産婦健康診査	産後2週間、産後1か月の健康診査の費用を助成することで、母親の心理状態を確認し、育児不安の解消や産後うつ等の早期発見を行います。	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合：4%	継続実施	こども家庭センター	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども家庭センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出や出生届時、伴走型相談支援による面談時に合わせて支援給付を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 (妊娠時:5万円、出産時:こどもの人数×5万円)	1,217 件 (妊娠 720 件、 出産 497 件)	継続実施	こども家庭センター	○			○
特別支援教育相談事業	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員: 2人 相談・訪問・ 連携件数: 1,530件	継続実施	教育指導課		○		○
教育相談事業	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1か所 相談件数: 986件	継続実施	教育研究所		○		○
スクールカウンセラー派遣事業	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校へ 教育心理 相談員5人を 週1回派遣 (大規模校2校 は週2回派遣) 相談件数: 5,792件	継続実施	教育研究所		○		
スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。(原則週1回)	中学校5校に 配置、県配置 と合わせて 全小・中学校 に対応 対応件数: 1,877件	継続実施	教育研究所		○		

基本施策（３）外国籍家庭への支援・配慮 ・ ・ ・ ・ ・

外国にルーツのあるこども達やその家族にとって、行政手続きや地域の中での暮らしは、困難が伴います。このことから、異なる言語や文化的背景を持つこども達に対し、特別な配慮や支援が必要となります。

行政手続きの面では、市役所窓口での通訳サービスを引き続き実施し、外国人市民の手続きや相談などの支援を行います。

また、言葉の違いによるコミュニケーション不足からくる問題に対して、小・中学校では担任と協力しながら当該児童・生徒の実態に合わせ、日常生活に必要な初歩的な日本語指導を行っています。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
市役所窓口での通訳サービス (再掲)	外国人市民の市役所窓口での手続きや相談などに対応しています。 電話およびテレビ通話 (ポルトガル、スペイン、ベトナム・英・中国・タガログ・インドネシア・タイ語) 機 械 翻 訳 31 言語 行政通訳員 ポルトガル語 スペイン語 ベトナム語 英語	電話および テレビ通訳 (ポルトガル・スペイン・ベトナム・英・中国・タガログ・韓国・タイ語) 機械翻訳 31言語 行政通訳員 ポルトガル語 毎月2回 スペイン語 毎月2回 ベトナム語 毎月1回 英語 毎月1回 422件の通訳	継続実施	市民活動推進課	○	○	○	○
日本語ボランティア教室の支援	外国人市民を対象に、日本語の学習支援を行う市内ボランティア教室を支援します。	協定締結の全7団体の運営支援	継続実施	市民活動推進課		○		
市役所窓口及び学校現場での音声翻訳システムの活用	自治体窓口及び学校業務向けに開発された音声翻訳システムを市役所窓口及び小・中学校に配備し、「言葉の壁」の低減に取り組みます。	市役所： 2台 (KOTOBAL) 小中学校： 15台 (VoiceBiz)	継続実施	市民活動推進課 教育研究所		○		○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
やさしい日本語の活用	市役所窓口の会話及び重要な通知文書等において、「やさしい日本語」の活用を促進し、「言葉の壁」の低減に取り組みます。	庁内の研修だけでなく、市民に向けた講座も行い、活用促進を図った	継続実施	市民活動推進課及び各課	○	○	○	○
Hello!えいごひろば	0から3歳児とその保護者やプレママ等を対象に、絵本や歌を英語で楽しむ読書普及事業です。	11回 169人	継続実施	生涯学習課(図書館)	○			○
多言語資料の棚コーナーの設置	図書館本館に、日本語を母語としない方や外国につながりがある方向けの本を集めたコーナーを設置します。	常設	継続実施	生涯学習課(図書館)	○	○	○	○
外国語通訳者の派遣 (再掲)	市内の保育所に通っている外国籍の児童の保護者が安心して保育サービスが受けられるよう通訳者派遣を委託します。	0件	継続実施	保育課	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども家庭センター	○			○
日本語指導協力者派遣事業	外国につながるこどもの学校生活への適応と日本語能力の育成を図るため、国際教室設置校を拠点に日本語指導協力者を派遣します。	日本語指導協力者： 15人 (9ヵ国語)	継続実施	教育指導課		○		
就学前日本語プレスクール事業	就学时健康診断の際に、日本語が話せない未就学児に対し、簡単なテストを実施します。支援が必要と判断された未就学児には、小学校入学前の1月から3月にプレスクールを実施し、学校生活に円滑に適応できるよう支援を行います。	—	継続実施	教育研究所	○			

基本施策（４）母子保健・医療体制・医療支援の充実 ・ ・ ・ ・ ・

こどもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見、早期治療・療育につなげるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。

また、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、こどもの発育・発達への支援に取り組むことや小児救急医療の提供体制の維持、こども医療費助成等の継続した実施により、こどもの健やかな成長や発達を切れ目なく支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
親子で楽しむランチ会 (再掲)	親子で一緒に簡単な調理を楽しみながら、食への興味を高め、栄養バランスの取れた食の体験や簡単な調理のメニューを知ること、規則正しい食生活や栄養バランスの取れた食事の大切さを学びます。	24回 延べ60人	継続実施	こども家庭センター	○			○
こども医療費助成事業	18歳到達後の最初の年度末までのこどもが医療機関にかかった場合、保険診療の自己負担分を助成します。	通院・入院： 高校生まで (R5.7～) 対象人数： 12,385人 (R6.3月末時点)	継続実施	児童青少年支援課	○	○		○
子育て支援センターにおける食に関する学習の機会	綾瀬市児童福祉施設における食育実施基準に基づき、家庭で保育を行う保護者に食育を実施します。栄養相談や食育講話を行い、食事面から子育てを支援します。	栄養相談日子育て支援センター： 年44回 綾南サロン室： 年23回 大上サロン室： 年23回 赤ちゃんデー綾南サロン室： 年49回 大上サロン室： 年49回 移動サロン綾北福祉会館： 年11回 北の台地区センター： 年11回 赤ちゃんサロン 年11回 赤ちゃん講座 中止	継続実施	こども家庭センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭などの児童(18歳到達後の最初の年度末まで)及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者: 1,565人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		○
保育所・もみの木園 における栄養士、 保育士などによる食 に関する学習の機会	綾瀬市児童福祉施設における食育実施基準に基づき、保育所在園児と保護者に対して食育を実施し、園児の食を営む力の基礎を育みます。	五感を育む 食育講話、 食事マナー等: 毎食×3園 市内地場産物 業者との交流: 1回×2園 (感染症まん延 のため中止) 行事食テーマ 献立: 34回×3園	継続実施	保育課 障がい 福祉課	○			○
母親・父親教室 (再掲)	妊娠・出産の基礎知識の普及と仲間づくりや支援センターの見学会を行います。	年4コース	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
妊婦健康相談 (再掲)	母子健康手帳発行時にセルフプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談を行います。	全数	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
乳児家庭全戸訪問 事業 (再掲)	生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	478人	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
フォロー教室 (なかよしサークル) (再掲)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	24回	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
5歳児発達健診 (再掲)	就学前のこどもの成長発達を確認し、軽度発達障がいがある場合には相談機関につなげます。	受診率: 61.2%	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
いきいき健康・食事 相談 (再掲)	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	2,510件	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
妊産婦健康診査 費用助成	妊産婦健康診査の補助券を発行し、費用の一部を助成します。	妊婦健診: 14回 産婦健診: 2回	継続実施	こども 家庭 センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
乳幼児健診	乳幼児対象の健診時(4～5か月、8～10か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳6か月児、)、育児・栄養相談を行います。	4～5か月：24回 8～10か月・2歳児歯科・3歳6か月：各12回	継続実施	こども家庭センター	○			○
乳幼児、小・中学生の予防接種	予防接種法に基づく定期接種を行います。	14, 247人 (接種率 89.1%)	継続実施	こども家庭センター	○	○		
1歳児歯科育児相談	口腔内観察、歯磨き指導、育児・栄養相談を行います。	12回	継続実施	こども家庭センター	○			
子ども健康相談	発育発達などについての育児・栄養相談を行います。	12回	継続実施	こども家庭センター	○			○
妊産婦・乳幼児支援情報管理システム事業	乳幼児訪問や健診等の情報をデータベースとして、関係部署での横断的な情報共有と相談支援体制の充実に図ります。	乳幼児健診部分：74, 606件 予防接種部分：897, 736件	継続実施	こども家庭センター	○			○
乳幼児健診・予防接種メール配信サービス	メール登録により、乳幼児健診や予防接種や子育て情報をご案内します。健康情報を一覧で管理できる「マイM E-BYOカルテ」と連携ができ、健康記録・管理が行います。	登録：3, 519件 (R6. 3. 31末)	継続実施	こども家庭センター	○			○
離乳食ゴックン教室 離乳食カミカミ教室	離乳食の作り方についての講話と試食、発育発達の確認、仲間づくりを行います。	各12回	継続実施	こども家庭センター	○			○
小児救急医療	24時間365日の二次救急医療体制を維持します。	100%	継続実施	医療健康課	○	○		○
産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定支援のための産後ケア事業を実施しています。訪問型に加えて、新たに市内産科医療機関においてデイサービス型、宿泊型産後ケア事業を実施します。	利用率：8%	継続実施	こども家庭センター	○			○
産婦健康診査 (再掲)	産後2週間、産後1か月の健康診査の費用を助成することで、母親の心理状態を確認し、育児不安の解消や産後うつ等の早期発見を行います。	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合：4%	継続実施	こども家庭センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
妊婦歯科健診	妊娠期はむし歯や歯周疾患のリスクが高く、重度の歯周疾患は早産や低出生体重児のリスク要因となる可能性があるため、歯科健診の費用を助成します。	受診率：21.4% 保健指導率：35%	継続実施	こども家庭センター	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども家庭センター	○			○
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 (再掲)	妊娠届出や出生届時、伴走型相談支援による面談時に合わせて支援給付を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 (妊娠時：5万円、出産時：こどもの人数×5万円)	1,217 件 (妊娠 720 件、 出産 497 件)	継続実施	こども家庭センター	○			○
栄養教諭・学校栄養職員による支援	学校訪問、保護者試食会、給食センター見学時などにおいて食育指導を行います。	学校訪問による指導 主に小学校 2・5年：64クラス 中学校：10クラス 保護者試食会 5校：6回 小学校1年生 事前指導 10校：25クラス 給食センター 見学時の指導 2校：5クラス 中学校 食育講演 2校：12クラス	継続実施	学校教育課		○		

基本施策（５）こども・若者が

安全で安心して過ごせる環境づくり・・・・・・・・・・

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、地域社会全体で見守り、育て、支えていくことが必要です。

今後も、こどもや若者を犯罪や事故などから守る取り組みや、地域社会への意識啓発を推進するとともに、安心して遊ぶことのできる場所や環境を整備し、こども達の「居場所」を確保します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
交通安全教育事業	幼稚園・保育所及び小・中学校からの要請に基づき、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。	小・中学校：8回 幼稚園・保育所：13回	継続実施	市民活動推進課	○	○		
通学路交通安全対策事業	学校・PTAからの要望を受け、市役所内関係各課と協議を重ね、通学路の安全確保が図られるよう対策を進めます。 また、横断歩道や信号機などの交通安全施設整備については、大和警察署と連携を図り、児童・生徒の安全確保を図ります。	通学路における通学児童の交通安全対策、通学路へ防護柵、再カラー舗装、区画線などを設置し、交通安全施設を整備	継続実施	市民活動推進課 道路管理課 学校教育課		○		
児童館運営事業（再掲）	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の管理運営と各種事業を実施します。	3児童館 各館307日 延べ 21,117人	継続実施	児童青少年支援課		○		
こどもドリームプレイウッズ事業	「冒険遊び場」の提供を通じて、こども達が自然の中で成長できる環境を整えとともに、多くのこども・若者が集まる居場所づくりを推進します。	こどもの冒険遊び場 来場者数： 18,000人	継続実施	児童青少年支援課	○	○		
あやせ110番の家事業	こどもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家（市民協力）」を市内各所に設置します。	808か所 (R6.3月末時点)	継続実施	児童青少年支援課		○		
街頭補導活動事業	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしているこどもに注意、指導を実施します。	相談員：1人 136回	継続実施	児童青少年支援課		○		

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談等を行うとともに、状況を客観的に評価し、個々の状況に応じた支援を包括的に提供します。児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ります。	—	1 か所	児童 青少年 支援課 こども 家庭 センター		○	○	○
あやせっ子ふれあい プラザ事業 (再掲)	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校 (10プラザ) 実施	継続実施	保育課		○		
保育所の園庭開放	開放日に保育所の園児と一緒に体操をしたり、自由に遊んだりするなど、地域の子育て交流の場として園庭を開放します。	7園	11 園	保育課	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談 機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
都市公園設置事業	こどもが安全で安心して遊べる遊具を提供し、憩いと安らぎの場として魅力ある公園整備を推進します。また、遊具などの公園施設の点検、修繕を実施し、適正な維持管理を行います。	風車公園ほか 4公園の 遊具を更新	継続実施	みどり 公園課	○	○		
防犯ブザー貸与事業	登下校の安全確保のため、毎年小学校新1年生全員に防犯ブザーを配付することにより、全児童が防犯ブザーを携帯できるようにします。	小学校の 新入学1年生 を対象とし、 学校に 781個配付	継続実施	教育 総務課		○		

基本目標3 個性と創造性を育む教育の充実

基本施策（１）家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実・・・

子育て当事者が、親としての自覚を持ち、こどもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、非認知能力を高める講座や地域家庭教育講座などの学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めます。

また、多くの時間を過ごす保育・教育の場で質の高い未就学児教育の充実を図るとともに、小・中学校においては、授業改善による基礎・基本の確実な定着を目指し、学ぶ意欲を育てるための校内研究体制の充実に努めます。

さらに、スクールカウンセラーによるこどもの心のケアや不登校等支援員の配置、オンライン学習機材の活用等により、不登校のこどもへの支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
地域家庭教育講座	地域及び家庭における教育力の充実を図るための学習機会の提供を行います。	地域家庭教育講座小・中学校及び幼稚園計17回	継続実施	生涯学習課	○	○		○
家庭教育推進大会	家庭の教育力の向上及び推進を図るため、大会を開催します。	211人	継続実施	生涯学習課	○	○		○
家庭教育アドバイザー事業	家庭教育に関する啓発及び情報の提供、家庭教育講座等に係わる指導、家庭教育力向上のための助言及び相談などを行う、家庭教育アドバイザーを設置します。	2人	継続実施	生涯学習課	○	○		○
セカンドブック事業	新小学1年生全員に本を配付することで、親子で本に親しむ機会やこども達自身が本に出会う機会の提供など、こども読書活動及び家庭教育の推進を図ります。	670冊	継続実施	生涯学習課		○		○
公民館講座 (子育て学習講座) (再掲)	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間づくりのきっかけとします。	3講座 6日間 延べ75人	継続実施	生涯学習課 (中央公民館)	○	○		○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
読書普及事業 (おはなし会、読み聞かせ講座)	こどもや保護者を対象に、おはなし会や読み聞かせ講座を開催し、こどもの読書活動を推進します。	定例 おはなし会： 85回 延べ986人 出前 おはなし会： 1回 延べ13人 絵本ふれあい 事業「おはなし 会と読み聞かせ 講座」：24回 延べ438人	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
読書普及事業 (ブックスタート)	4～5か月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントします。	452組	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
読書普及事業 (あかちゃんのとしよ かん)	火曜日(休館日を除く)の10時から正午までの2時間を、乳幼児連れでも利用しやすいようこどもの泣き声や話し声を制止しない時間帯にし、職員が常駐して保護者からの読書相談に応じるほか、状況に応じて乳幼児向けのミニおはなし会を行います。	27回	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
Hello!えいごひろば (再掲)	0から3歳児とその保護者やプレママ等を対象に、絵本や歌を英語で楽しむ読書普及事業です。	11回 169人	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
りんごの棚コーナー の設置	図書館本館に、読むことに困難を持つ方でも楽しめる本(点字図書、LLブック、大活字本等)のコーナーを設置します。	常設	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○	○	○	○
多言語資料の棚 コーナーの設置 (再掲)	図書館本館に、日本語を母語としない方や外国につながりがある方向けの本を集めたコーナーを設置します。	常設	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○	○	○	○
子育て支援センター 事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター： 3か所 利用者数： 延べ6,974組 15,173人 子育て相談 件数： 延べ1,295件	継続実施	こども 家庭 センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
コミュニケーション力 養成講座	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の 基礎を培う極めて重要な時期であり、 「生きる力」を育むため、他の人とうま く関わる力、目標に向かってがんばる 力、感情をコントロールする力などの 非認知能力を身につけます。	5回連続講座： 2回実施 延べ22組	継続実施	こども 家庭 センター	○			
私立幼稚園施設 整備費補助事業	幼稚園の設備整備について補助し、 より良好な環境のもとで幼児教育の 推進を図ります。	8園	継続実施	保育課	○			
私立幼稚園特別支援 教育費補助事業	障がい児を受け入れる幼稚園に補助 を行い、特別支援教育を推進します。	2園(2人)	継続実施	保育課	○			
特別支援教育相談 事業 (再掲)	支援を必要とする児童・生徒の就学 についての相談を行います。保護者 に通常の学級、ことばの教室、特別支 援学級、特別支援学校を案内し、適 切な就学先の決定に向けた支援を行 います。	相談員： 2人 相談・訪問・ 連携件数： 1,530件	継続実施	教育 指導課		○		○
学習支援者派遣 事業	通常の学級に在籍し、支援を必要と する児童・生徒の学習支援として、チ ームティーチングや個別指導を行う人 材を小・中学校に派遣します。	15校 26.5人分 (各小学校2人、 各中学校1人 +学校の状況に 応じて配置)	継続実施	教育 指導課		○		
介助員派遣事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒 の生活を円滑にするとともに、安全を 確保することができるよう、小・中学位 に介助員を配置します。	看護介助員 6人を含む 介助員 45人分	継続実施	教育 指導課		○		
教育相談事業 (再掲)	不登校、生活、学習、進路、学校・学 級経営など、教育全般に関するさまざ まな悩みや相談に応じ、相談者が抱 える問題解決に向けて支援を図ります。	1か所 相談件数： 986件	継続実施	教育 研究所		○		○
スクールカウンセラー 派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の心理士の資格 を有する教育心理相談員をスクール カウンセラーとして、中学校全校に は県派遣のスクールカウンセラーを配 置します。	小学校10校へ 教育心理相談 員5人を 週1回派遣 (大規模校2校 は週2回派遣) 相談件数： 5,792件	継続実施	教育 研究所		○		

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
スクールソーシャル ワーカー派遣事業 (再掲)	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。(原則週1回)	中学校5校に配置、県配置と合わせて全小・中学校に対応 対応件数：1,877件	継続実施	教育研究所		○		
教育支援教室事業	不登校児童・生徒を対象に、カウンセリング、教科指導、集団での活動などを組織的かつ計画的に行い、児童・生徒の自主性及び主体性の育成を図り、適応能力の向上と社会的な自立ができるよう支援します。	個別・集団・教室外活動を通じた教育活動等を実施 11/16人が学校復帰	継続実施	教育研究所		○		
不登校等支援員の配置	不登校や不登校傾向の児童・生徒に対応するため、不登校等支援員を全小・中学校へ配置(中学校は県費負担)し、安心して過ごせる居場所づくりなどを行いながら児童・生徒を支援します。 支援内容 ・朝の登校支援 ・教室へ直接入室が難しい児童・生徒の対応 ・校内教育支援教室での学習支援 ・小学校10校へ週5日、1日4時間配置	—	継続実施	教育研究所		○		
オンライン学習教材の導入	教育支援教室通室生及び不登校傾向の児童・生徒を対象に、既存のタブレット端末を活用し、アニメーションを活用した動画による問題開設など、児童・生徒が自分のタイミングで、いつでも誰でも1人でも学び直しができる取り組みやすいオンライン学習教材を導入することで、児童・生徒が自主的、主体的に課題解決を図りながら学習に取り組む教育支援体制を構築します。 ・児童・生徒及び教職員用180人分のライセンスを導入	—	継続実施	教育研究所		○		

基本施策（２）豊かな体験活動の充実 ・ ・ ・ ・ ・

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。こども・若者のすべてのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じた自然体験や職業体験、文化芸術体験などが求められています。

生育環境などの違いにより、こうした体験活動の機会に格差が生じないよう、こどもが地域活動に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることができる環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
環境に関する体験教室	環境保全の意欲を高めていくため、小学生を対象とした環境に関する体験教室を開催します。	開催回数： 2回 参加人数 1回目：15人 2回目：21人	継続実施	環境保全課		○		
あやせ文化芸術祭	未就学児から小・中学生を含め市民が、作品などの出展や出演することができるような場づくりや、優れた作品などを鑑賞することができるようあやせ文化芸術祭を開催します。	こどもの出品者・出演者： 624人 来場者数： 10,998人	継続実施	生涯学習課	○	○		
文化財保護啓発事業	小学校にて市で所蔵している民具や文化財を用いた授業を行います。また年に1回文化財の企画、展示を行い市の歴史や文化財への興味・関心を育みます。	民具授業： 7校 文化財企画展 “関東大震災と綾瀬”	継続実施	生涯学習課		○		
小学校への音楽アウトリーチ事業	文化芸術への興味や関心の高揚を図るため市内の小学校に出向き、小学校児童へ優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。	小学校 10校 小学生： 3,850人	継続実施	生涯学習課		○		
あやせ家庭読書・ふれあいの日～あやせゼロの日運動～	こどもの健康的な生活習慣を定着させ、豊かな心を育成するため、毎月ゼロのつく日(10日・20日・30日)は家庭で読書や会話を楽しむなどふれあいの時間を充実することを目的とし、運動を展開します。	毎月10日・20日・30日の3回	継続実施	生涯学習課		○		

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
神崎遺跡資料館 見学	神崎遺跡を通じて、綾瀬の歴史や文化を学んでもらうため、市内小学校6年生を対象に神崎遺跡資料館の見学を実施します。	小学校10校 の6年生： 788人	継続実施	生涯 学習課		○		
神崎遺跡資料館 夏休み体験教室	歴史や文化に興味をもってもらうため、夏休み期間中、小・中学生を対象に体験教室を開催します。	2教室、2回、 18人	継続実施	生涯 学習課		○		
公民館講座 (体験学習講座)	普段の学習では味わえない学びの楽しさを知ってもらうため、小学生などを対象として、伝統的な遊びや風習、自然、歴史などの体験学習を中心とした講座を開催します。	5講座 延べ64人	継続実施	生涯 学習課 (中央 公民館)		○		
読書普及事業 (おはなし会、 読み聞かせ講座) (再掲)	こどもや保護者を対象に、おはなし会や読み聞かせ講座を開催し、こどもの読書活動を推進します。	定例 おはなし会： 85回 延べ986人 出前 おはなし会： 1回 延べ13人 絵本ふれあい 事業 「おはなし会と 読み聞かせ 講座」：24回 延べ438人	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
読書普及事業 (ブックスタート) (再掲)	4～5か月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントします。	452組	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
読書普及事業 (あかちゃんのとしょ かん) (再掲)	火曜日(休館日を除く)の10時から正午までの2時間を、乳幼児連れでも利用しやすいようこどもの泣き声や話し声を制止しない時間帯にし、職員が常駐して保護者からの読書相談に応じるほか、状況に応じて乳幼児向けのミニおはなし会を行います。	27回	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○
Hello!えいごひろば (再掲)	0から3歳児とその保護者やプレママ等を対象に、絵本や歌を英語で楽しむ読書普及事業です。	11回 169人	継続実施	生涯 学習課 (図書 館)	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター：3か所 利用者数：延べ6,974組 15,173人 子育て相談件数：延べ1,295件	継続実施	こども家庭センター	○			○
こどもドリームプレイウッズ事業 (再掲)	「冒険遊び場」の提供を通じて、こども達が自然の中で成長できる環境を整えるとともに、多くのこども・若者が集まる居場所づくりを推進します。	こどもの冒険遊び場 来場者数：18,000人	継続実施	児童青少年支援課	○	○		
少年リーダー研修会	小学生(4～6年生)を対象に野外教育施設を利用して、野外炊事体験などを通して、異年齢のこども達が規律ある集団生活を共に送ることで指導の仕方や協調性を養い、地域の少年リーダーに必要な技術を身につける研修会を実施します。	1回 参加者：8人	継続実施	児童青少年支援課		○		
こどものまち「ミニあやせ」	こども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業を通して社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1回 1日開催 参加者：186人	継続実施	児童青少年支援課		○		
日米交流事業	市内小学生をフレンドシップキッズとして委嘱し、異文化に対する理解や友好を深め、国際的な視野を学ぶための機会として、厚木基地内の人々と交流を行います。	フレンドシップキッズ：20人 サポーターキッズ：5人 学習会：5回 交流活動：9回	継続実施	児童青少年支援課		○		
ニューススポーツ啓発事業	スポーツ推進委員が、こどもから高齢者までを対象に、カローリングやボッチャなどのニューススポーツを啓発することで、スポーツへの関心や運動習慣の定着に向けたきっかけづくりを行い、健康スポーツを推進します。	延べ1,021人	継続実施	スポーツ課	○	○	○	

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
農業見学会	農業理解、地場産物PRのための市内農家へのバス見学会を実施します。	年2回 ブルーベリー： 20人 いちご： 20人 合計：40人	継続実施	農業 振興課		○		
親子ふれあい農業 体験事業	小学生以下の親子を対象に、圃場で野菜の種まきや収穫などの農業体験を実施します。	計10回 参加人数： 25組80人	継続実施	農業 振興課	○	○		

基本施策（３）こども・若者を健やかに育む地域活動の推進・・・

地域社会全体で子育て家庭を支援し、こどもの成長を支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や地域の子育て支援団体との連携強化に努め、こどもの健やかな成長を応援できる地域社会づくりを進めます。

また、こども・若者が地域社会の未来を切り拓いていけるよう一人一人の長所を伸ばしていくため、体験活動の機会を設けます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
交通安全教育事業 (再掲)	幼稚園・保育所及び小・中学校からの要請に基づき、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。	小・中学校：8回 幼稚園・保育所：13回	継続実施	市民活動推進課	○	○		
通学路交通安全対策事業 (再掲)	学校・PTAからの要望を受け、市役所内関係各課と協議を重ね、通学路の安全確保が図られるよう対策を進めます。 また、横断歩道や信号機などの交通安全施設整備については、大和警察署と連携を図り、児童・生徒の安全確保を図ります。	通学路における通学児童の交通安全対策、通学路へ防護柵、再カラー舗装、区画線などを設置し、交通安全施設を整備	継続実施	市民活動推進課 道路管理課 学校教育課		○		
りんごの棚コーナーの設置 (再掲)	図書館本館に、読むことに困難を持つ方でも楽しめる本(点字図書、LLブック、大活字本等)のコーナーを設置します。	常設	継続実施	生涯学習課(図書館)	○	○	○	○
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター：3か所 利用者数：延べ6,974組 15,173人 子育て相談件数：延べ1,295件	継続実施	こども家庭センター	○			○
あやせ110番の家事業 (再掲)	こどもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	808か所 (R6.3月末時点)	継続実施	児童青少年支援課		○		

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
街頭補導活動事業 (再掲)	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしているこどもに注意、指導を実施します。	相談員：1人 136回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こどものまち 「ミニあやせ」 (再掲)	こども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業を通して社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1回 1日開催 参加者： 186人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
日米交流事業 (再掲)	市内小学生をフレンドシップキッズとして委嘱し、異文化に対する理解や友好を深め、国際的な視野を学ぶための機会として、厚木基地内の人々と交流を行います。	フレンドシップ キッズ：20人 サポーター キッズ：5人 学習会：5回 交流活動：9回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年育成団体等 補助事業	地域ぐるみでこどもを守り、育てていく活動を行う青少年育成団体の活動などを支援します。	5団体	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年サポーター 養成事業	青少年関連団体などのサポートをする支援・指導者として青少年サポーターを養成するための講座を実施します。	サポーター： 15人	継続実施	児童 青少年 支援課		○	○	
食生活改善推進 協議会事業 (再掲)	食育・地産地消の普及啓発のための試食を行います。	3回	継続実施	こども 家庭 センター 農業 振興課		○		○
食育教室	食育の普及啓発のための体験型教室を行います。	1回 27人参加	継続実施	こども 家庭 センター 農業 振興課	○	○	○	
学校体育施設開放 事業	学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法の規定により、学校の教育に支障のない範囲で、学校のスポーツ施設を地域における身近なスポーツ活動の場として開放します。	利用人数： 延べ 148,721人	継続実施	スポーツ 課	○	○	○	

基本目標4

要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

基本施策（１）児童虐待防止対策の充実 ・ ・ ・ ・ ・

児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援強化として、支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、こども家庭センターと地域の保育所、学校や支援の担い手、要保護児童対策地域協議会などが一体となって、子育て当事者を継続的に支えるとともに、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。

また、虐待やヤングケアラー等の早期発見、把握、早期対応のために、こどもに関わるさまざまな機関や地域に対し、啓発活動を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
児童養護施設退所者等支援事業	児童養護施設を退所してから5年以内の市内在住者で、無職又は常用就職以外の非正規雇用等で就労しており、生活支援や就労に向けた準備支援が必要な方に対し、家賃の補助を実施するとともに、退所後5年経過している場合には自立に向けた相談支援を行います。 また、市内児童養護施設とともに、入所中のこども向けに市役所の案内ツアーを実施し、社会に出た後に受けられる制度や支援について、事前に伝える活動に取り組みます。	家賃補助： 0人 市役所案内 ツアー： 2回	継続実施	生活支援課 児童青少年支援課		○	○	
DV相談	DV被害者などへの適切なアドバイスや被害防止、救済などを図ります。	週5回	継続実施	市民課	○	○	○	○
人権啓発事業	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。また、PTA・社会教育関係団体・市民などを対象にした「人権を考える講演会」を開催することで、こどもの人権など、身の回りにある「差別」「人権侵害」など、人権意識の向上を目指します。	人権を考える講演会： 1回	継続実施	市民課 生涯学習課	○	○	○	

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思春期	青年期	
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	支援センター：3か所 利用者数：延べ6,974組 15,173人 子育て相談件数：延べ1,295件	継続実施	こども家庭センター	○			○
楽しく子育てしよう～イライラ子育てからの脱出～ (再掲)	こどもの褒め方やしつけについてわかりやすく学び、子育てのイライラやストレスを減らす方法を学びます。	2日間講座 2回実施 延べ5人参加	継続実施	こども家庭センター	○			○
親子関係形成支援事業 「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！(愛称:BP)”」 (再掲)	0歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びの参加型プログラムによりこれからの子育てに必要な知識を学びます。	4週連続講座 3回実施 24組参加	継続実施	こども家庭センター	○			○
「心と身体を癒すマインドフルネス講座(リラクゼーション)」 (再掲)	子育てに不安を抱えていたり、子育てが苦手で支援が必要な未就学の子を持つ親を対象に講座を開催し、感情のコントロールや集中力・想像力・創造力・自己肯定感を高め、安心して子育てができるようになること、こどもの情緒が安定し健全な成長ができるような子育て環境の形成を目指します。	対象者数：20人 1講座あたり10人 実施回数：8回 1講座あたり4回	継続実施	こども家庭センター	○			○
児童育成支援拠点事業 (再掲)	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談等を行うとともに、状況を客観的に評価し、個々の状況に応じた支援を包括的に提供します。児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ります。	—	1か所	児童青少年支援課 こども家庭センター		○	○	○
乳児家庭全戸訪問事業 (再掲)	生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	478人	継続実施	こども家庭センター	○			○
フォロー教室(なかよしサークル) (再掲)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	24回	継続実施	こども家庭センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
健診時等心理相談事業 (再掲)	健診で言葉などの発達が心配な幼児を対象に臨床心理士による相談を行います。	1歳6か月健診：12回 3歳6か月健診：12回	継続実施	こども家庭センター	○			○
児童虐待防止ネットワーク	保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を組織し、児童虐待の防止・早期発見・介入・支援やヤングケアラーへの支援強化のための連携を行います。	代表者会議：2回 専門部会：6回 情報共有会議：6回 虐待通報受理件数：89件	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
養育支援訪問	養育支援が必要であると判断した家庭に対して訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	実人数：104人 延べ471回	継続実施	こども家庭センター	○			○
産後ケア事業 (再掲)	母親の身体的回復と心理的な安定支援のための産後ケア事業を実施しています。訪問型に加えて、新たに市内産科医療機関においてデイサービス型、宿泊型産後ケア事業を実施します。	利用率：8%	継続実施	こども家庭センター	○			○
産婦健康診査 (再掲)	産後2週間、産後1か月の健康診査の費用を助成することで、母親の心理状態を確認し、育児不安の解消や産後うつ等の早期発見を行います。	産後1か月時点での産後うつ等のハイリスク者の割合：4%	継続実施	こども家庭センター	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども家庭センター	○			○
SOS の出し方に関する教育 (小中学校)	市内小中学校において、心の健康と悩みを抱えた時の対処法や相談先について講話を実施します。	小学校：3校 中学校：2校	継続実施	こども家庭センター		○		
自殺予防のリーフレット配布と自殺予防講話	新中学1年生への新入学説明会に合わせて、「あなたの将来のために、知っておいてほしいこと」の自殺予防のリーフレットの配布と保健師による自殺予防の講話を行います。	実施回数：1回／年 (市内5校)	継続実施	医療健康課 教育指導課		○		

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
生命の大切さ体験型 健康教育	胎動体感システムを活用した生命の 大切さについて体験型健康教育を行 います。	実施回数： 7回 697人／年	継続実施	医療 健康課 教育 指導課		○		
子育て世帯訪問支援 事業 (再掲)	家事・子育て等に対して不安・負担を 抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケ アラー等がいる家庭を訪問し、子育て に関する情報の提供、家事・養育に関 する援助等を行うことにより、家庭や 養育環境を整え虐待リスクを未然に 防ぎます。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○		○
妊婦のための支援給 付・妊婦等包括相談 支援事業 (再掲)	妊娠届出や出生届時、伴走型相談支 援による面談時に合わせて支援給付 を行い、妊娠期から子育て期までの 切れ目のない支援を行います。 (妊娠時：5万円、出産時：こどもの人 数×5万円)	1,217 件 (妊娠 720 件、 出産 497 件)	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
スクールカウンセラー 派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の心理士の資 格を有する教育心理相談員をスクー ルカウンセラーとして、中学校全校 には県派遣のスクールカウンセラーを配 置します。	小学校10校へ 教育心理 相談員5人を 週1回派遣 (大規模校2校 は週2回派遣) 相談件数： 5,792件	継続実施	教育 研究所		○		
スクールソーシャル ワーカー派遣事業 (再掲)	教育、社会福祉の両面で専門的知識 を持つスクールソーシャルワーカーを 全ての中学校区に拠点勤務で配置し ます。(原則週1回)	中学校5校に 配置、県配置 と合わせて 全小・中学校 に対応 対応件数： 1,877件	継続実施	教育 研究所		○		

基本施策（２）ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭の相対的貧困率は高い水準で推移しており、ひとり親家庭などが抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、国や県と連携しながら、生活の安定に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	
養育費確保支援事業（ひとり親総合支援事業）	離婚前の相談の際に、養育費の必要性や公正証書等の手続方法を支援することで、ひとり親の自立に向けた支援を充実し、こども達が健全に養育されるよう支援します。	相談員：1人 相談件数：35件 (相談実人数) 公正証書等作成促進補助件数：10件	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
児童扶養手当	父母の離婚などによって、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がい児の場合 20歳未満）を監護しているひとり親に対し、手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	児童扶養手当：582世帯 (R6.2月末時点)	継続実施	児童青少年支援課	○	○		○
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭などの児童（18歳到達後の最初の年度末まで）及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者：1,565人	継続実施	児童青少年支援課	○	○		○
母子・父子自立支援員相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	支援員：1人 相談件数：1,122件	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給し、自立の促進を図ります。	利用件数：3件	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で6月以上修業する場合、訓練促進給付金や修了支援給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。	利用件数：13件	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
助産措置事業	妊産婦が健康上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産ができな いとき、助産施設に入所の手続きをと ります。	助産件数： 2件	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業 (県事業)	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経 済的自立やこどもの福祉向上を図る ため、県が行っている貸付制度の相 談や申請などの支援を行います。	利用件数： 17件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
母子福祉資金等 緊急貸付事業	母子・父子・寡婦福祉資金(県事業) の貸付を申請する者で、その貸付金 を受けるまでの間、緊急に貸付が必 要となった場合に、一時的に貸付を行 うことにより、母子家庭などの経済的 自立とこどもの福祉向上を図ります。	利用件数： 0件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
ひとり親家庭の親の 高等学校卒業認定 試験合格支援事業	ひとり親家庭の親の高等学校卒業認 定試験合格にかかる学習費用を助成 します。	利用件数： 0件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
ひとり親家庭等 高等学校等在学生徒 交通費補助金	ひとり親家庭等のこどもが経済的負 担を理由として進学先の選択肢を狭 め、学びの機会を失うことのないよ う、高等学校等への通学定期券の購 入に要する経費の補助を行います。 ・補助金額：年間上限120,000円	—	継続実施	児童 青少年 支援課		○		○
ひとり親家庭等 高等学校等入学時 学用品購入費給付金	ひとり親家庭等のこどもが経済的負 担を理由として学びの機会を失うこ とのないよう、高等学校等への入学時 の学用品購入のための費用を給付し ます。 ・支給金額：50,000円(1人1回の み)	—	継続実施	児童 青少年 支援課		○		○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体 制の中心として、全ての妊産婦、子育 て世代、こどもへの相談支援を行いま す。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談 機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場とし て、子育てに関する疑問や悩みの相 談に応じ、必要に応じて支援につなげ ます。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○			○

基本施策（３）障がいのあるこども・若者への支援の充実 ・ ・ ・ ・

心身に障がいのあるこども・若者が地域で安心して暮らせるように、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援につなげていくとともに、家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、こどもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
在宅障害児機能 訓練事業	障がい児の機能回復訓練及び言語 訓練などを定期的実施します。	機能訓練： 延べ89人 言語訓練： 延べ171人 言語訓練緊急 事態宣言 期間自粛 (1回中止)	継続実施	障がい 福祉課	○	○		○
地域療育相談事業	障がい、療育、発達相談及び入園、見 学についての相談並びに専門的対応 を要する際の相談などを実施します。	相談件数： 179件	継続実施	障がい 福祉課	○	○	○	○
障がい児者相談 支援事業	障がい児者の生活全般について、相 談支援事業所の社会福祉士などの専 門職員による相談を実施します(就労 相談除く)。	相談件数： 1,065件	継続実施	障がい 福祉課	○	○	○	○
児童発達支援	概ね2歳6ヶ月から就学前の発達に遅 れのある幼児を対象に、基本的な生 活習慣の自立、機能訓練、集団生活 を通して社会性、環境への適応がで きるように療育支援を行います。また、 母子登園を通して、保護者との養育 相談や療育情報の提供を行います。	実利用者数： 97人	継続実施	障がい 福祉課	○			○
育成医療	身体に障がいのある児童で、その身 体障がいを除去、軽減する手術など によって、その日常生活能力を回復さ せることを目的とします。	内臓障害 (心臓)： 1人 音声・言語・ そしゃく機能 障害：1人 聴覚・平衡機 能障害：1人	継続実施	障がい 福祉課	○	○		
放課後等 デイサービス	就学している障がい児を対象に、放 課後や夏休みなどの長期休暇中に、 生活能力向上のための訓練などを継 続的に提供します。	実利用者数： 226人	継続実施	障がい 福祉課		○		

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
保育所等訪問支援	児童発達支援センターもみの木園の職員が、幼稚園や保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	実利用者数： 14人	継続実施	障がい福祉課	○			
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、障害児支援利用計画の作成などを行います。	実利用者数： 196人	継続実施	障がい福祉課	○	○		○
日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	実利用者数： 59人 (うち児童 39人)	継続実施	障がい福祉課	○	○	○	○
障がい児保育 推進事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、障がいがあるこどもを、保護者に代わって、保育所で保育を実施する事業を推進します。	受け入れ 可能な園： 14園	継続実施	保育課	○			○
私立幼稚園特別支援 教育費補助事業 (再掲)	障がい児を受け入れる幼稚園に補助を行い、特別支援教育を推進します。	2園(2人)	継続実施	保育課	○			
5歳児発達健診 (再掲)	就学前のこどもの成長発達を確認し、軽度発達障がいがある場合には相談機関につなげます。	受診率： 61.2%	継続実施	こども家庭 センター	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭 センター	○	○	○	○
利用者支援事業 (地域子育て相談 機関) (再掲)	地域の中で気軽に立ち寄れる場として、子育てに関する疑問や悩みの相談に応じ、必要に応じて支援につなげます。	—	継続実施	こども家庭 センター	○			○
特別支援教育就学 奨励事業	小・中学校の特別支援学級、言語通級指導教室へ通級する児童・生徒の保護者に対し就学に必要な費用の一部を援助します。	給付対象者： 延べ130人	継続実施	学校教育課		○		○
特別支援教育相談 事業 (再掲)	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員： 2人 相談・訪問・ 連携件数： 1,530件	継続実施	教育指導課		○		○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
学習支援者派遣事業 (再掲)	通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒の学習支援として、チームティーチングや個別指導を行う人材を小・中学校に派遣します。	15校 26.5人分 (各小学校2人、各中学校1人+学校の状況に応じて配置)	継続実施	教育指導課		○		
介助員派遣事業 (再掲)	特別支援学級に在籍する児童・生徒の生活を円滑にするとともに、安全を確保することができるよう、小・中学校に介助員を配置します。	看護介助員 6人を含む 介助員 45人分	継続実施	教育指導課		○		
就学指導委員会 事業	支援を必要とする児童・生徒の就学先について教育委員会から諮問を受け審議し、その児童・生徒に必要な支援について考え、学級の指定について答申します。	5回	継続実施	教育指導課		○		
ことばの教室入級 相談	吃音や構音障害、言葉の発達に支援が必要な児童の通級教室の入級相談、指導の見学の案内などをします。	設置校： 各1回 (それ以上は 随時対応)	継続実施	教育指導課		○		
支援教育研修会 事業(教員向け)	支援を必要とする児童・生徒にかかわる特別支援学級担任などが、専門的な知識及び指導上の配慮事項について学び、指導力の向上を図ります。	1回	継続実施	教育指導課		○		
支援教育研修会 事業(学習支援者・ 介助員向け)	支援を必要とする児童・生徒の指導や介助にあたる学習支援者や介助員が学習会や情報交換を行い、対応力の向上を図ります。	学習支援者： 1回 介助員： 1回	継続実施	教育指導課		○		
まなびの教室入級 相談	通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の障がい(自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等)を持つ児童の通級教室の入級相談、指導の見学の案内などをします。	—	継続実施	教育指導課		○		
心理士による 心理検査、教育相談	発達及び行動上の問題について、本人と保護者の相談を受け付け、必要と判断した場合に心理検査を行います。	相談件数： 986件 心理検査： 131件	継続実施	教育研究所		○		○

基本目標5 こどもの貧困を解消し、その連鎖を断ち切るための取り組み

基本施策（１）教育の支援 ・ ・ ・ ・ ・

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦することができるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状態にあるこどもの教育の支援のために必要な措置を取ります。

また、学校を地域に開かれ、つながっていくプラットフォームと位置づけ、地域における関係機関やスクールソーシャルワーカーなどが連携し、苦しい状況にあるこども・若者を早期に把握し、支援につなげます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
生活困窮世帯等の中学生への高等学校進学に向けた学習支援	生活困窮世帯等の中学生を対象に学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学を支援します。	参加者合計： 49人 (3年生:19人) (2年生:18人) (1年生:12人) 実施回数： 258回 参加人数： 延べ 2,917人	継続実施	生活支援課		○		
学習支援クーポン支給事業	生活保護及び就学援助受給世帯の中学3年生を対象として、学習塾、家庭教師、通信教育等で使用できる電子クーポンを活用し塾代の一部を助成します。	—	継続実施	生活支援課		○		○
ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金(再掲)	ひとり親家庭等のこどもが経済的負担を理由として進学先の選択肢を狭め、学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への通学定期券の購入に要する経費の補助を行います。 ・補助金額:年間上限120,000円	—	継続実施	児童青少年支援課		○		○
ひとり親家庭等高等学校等入学時学用品購入費給付金(再掲)	ひとり親家庭等のこどもが経済的負担を理由として学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への入学時の学用品購入のための費用を給付します。 ・支給金額:50,000円(1人1回のみ)	—	継続実施	児童青少年支援課		○		○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
農業見学会 (再掲)	農業理解、地場産物PRのための市内農家へのバス見学会を実施します。	年2回 ブルーベリー： 20人 いちご： 20人 合計：40人	継続実施	農業 振興課		○		
親子ふれあい農業 体験事業 (再掲)	小学生以下の親子を対象に、圃場で野菜の種まきや収穫などの農業体験を実施します。	計10回 参加人数： 25組80人	継続実施	農業 振興課	○	○		
要保護及び準要保護 児童生徒就学援助 事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	要保護生活 保護世帯： 100%(46人) 準要保護申請・ 審査で給付	継続実施	学校 教育課		○		○
教育相談事業 (再掲)	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1 か所 相談件数： 986件	継続実施	教育 研究所		○		○
スクールカウンセラー 派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校へ 教育心理 相談員5人を 週1回派遣 (大規模校2校 は週2回派遣) 相談件数： 5,792件	継続実施	教育 研究所		○		
スクールソーシャル ワーカー派遣事業 (再掲)	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。(原則週1回)	中学校5校に 配置、県配置 と合わせて 全小・中学校 に対応 対応件数： 1,877件	継続実施	教育 研究所		○		
家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター貸出 事業	綾瀬市立小・中学校に在籍し、自宅にインターネット環境のない児童・生徒へ、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルWi-Fiルーターを貸し出し、家庭学習の支援を図ります。	累計貸出 件数： 95件	継続実施	教育 研究所		○		

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
不登校等支援員の配置 (再掲)	不登校や不登校傾向の児童・生徒に対応するため、不登校等支援員を全小・中学校へ配置(中学校は県費負担)し、安心して過ごせる居場所づくりなどを行いながら児童・生徒を支援します。 支援内容 ・朝の登校支援 ・教室へ直接入室が難しい児童・生徒の対応 ・校内教育支援教室での学習支援 ・小学校10校へ週5日、1日4時間配置	—	継続実施	教育 研究所		○		
オンライン学習教材の導入 (再掲)	教育支援教室通室生及び不登校傾向の児童・生徒を対象に、既存のタブレット端末を活用し、アニメーションを活用した動画による問題開設など、児童・生徒が自分のタイミングで、いつでも誰でも1人でも学び直しができる取り組みやすいオンライン学習教材を導入することで、児童・生徒が自主的、主体的に課題解決を図りながら学習に取り組む教育支援体制を構築します。 ・児童・生徒及び教職員用180人分のライセンスを導入	—	継続実施	教育 研究所		○		

基本施策（２）生活の安定に資するための支援 ・ ・ ・ ・ ・

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活の安定に資するための支援を進めることが必要です。

このため、親の妊娠・出産期からの相談支援や母子・父子自立支援員による相談など相談支援体制を充実させるとともに、関係機関との円滑な連携を図り、個別のケースに応じた適切な支援につなげます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
「あやせいいき健康だより」の発行 (再掲)	健診、相談などの事業内容を掲載し、 情報発信を行います。	年1回発行	継続実施	地域 包括ケア 推進課	○	○	○	
DV相談 (再掲)	DV被害者などへの適切なアドバイス や被害防止、救済などを図ります。	週5回	継続実施	市民課	○	○	○	○
こども食堂との連絡 調整 (再掲)	市内こども食堂の運営をサポートする ため、国・県等からの情報を連絡・ 調整します。	必要に応じて 関係団体との 調整・情報 共有を実施	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	
ひとり親家庭等 医療費助成事業 (再掲)	ひとり親家庭などの児童(18歳到達 後の最初の年度末まで)及びそれを 監護する者が医療機関にかかった場 合、医療費の一部を助成します。	対象者: 1,565人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		○
母子・父子自立支援 員相談事業 (再掲)	母子・父子自立支援員を配置し、母 子・父子家庭及び寡婦などに、自立に 必要な情報の提供や相談・指導など の支援を行います。	支援員:1人 相談件数: 1,122件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業 (県事業) (再掲)	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経 済的自立やこどもの福祉向上を図る ため、県が行っている貸付制度の相 談や申請などの支援を行います。	利用件数: 17件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
母子福祉資金等 緊急貸付事業 (再掲)	母子・父子・寡婦福祉資金(県事業) の貸付を申請する者で、その貸付金 を受けるまでの間、緊急に貸付が必 要となった場合に、一時的に貸付を行 うことにより、母子家庭などの経済的 自立とこどもの福祉向上を図ります。	利用件数: 0件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
妊産婦健康診査 費用助成 (再掲)	妊産婦健康診査の補助券を発行し、 費用の一部を助成します。	妊婦健診: 14回 産婦健診: 2回	継続実施	こども 家庭 センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
児童虐待防止ネットワーク (再掲)	保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を組織し、児童虐待の防止・早期発見・介入・支援やヤングケアラーへの支援強化のための連携を行います。	代表者会議：2回 専門部会：6回 情報共有会議：6回 虐待通報受理件数：89件	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○
養育支援訪問 (再掲)	養育支援が必要であると判断した家庭に対して訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	実人数：104人 延べ：471回	継続実施	こども家庭センター	○			○
産後ケア事業 (再掲)	母親の身体的回復と心理的な安定支援のための産後ケア事業を実施しています。 訪問型に加えて、新たに市内産科医療機関においてデイサービス型、宿泊型産後ケア事業を実施します。	利用率：8%	継続実施	こども家庭センター	○			○
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども家庭センター	○	○	○	○

基本施策（３）保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援・・・・・・・・

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者が職を得るだけでなく、所得を増大させ、職業生活の安定と向上に資するための支援を進めていく必要があります。

母子・父子自立支援相談事業など相談支援窓口における支援に取り組んでいくとともに、ジョブスポットあやせ（公共職業安定所）との緊密な連携を図り、保護者のキャリアアップを含めた就労の支援などに取り組めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	
母子・父子自立支援 員相談事業 (再掲)	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	支援員：1人 相談件数： 1,122件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
自立支援教育訓練 給付金事業 (再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給し、自立の促進を図ります。	利用件数： 3件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
高等職業訓練促進 給付金等事業 (再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で6月以上修業する場合、訓練促進給付金や修了支援給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。	利用件数： 13件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
ひとり親家庭の親の 高等学校卒業認定 試験合格支援事業 (再掲)	ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格にかかる学習費用を助成します。	利用件数： 0件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
ジョブスポットあやせ 運営事業	市庁舎内にハローワークと共同運用する「ジョブスポットあやせ」を設置し、職業相談、職業紹介等の就労支援サービスを提供します。	就職相談件数： 587件 就職者数： 52人	継続実施	商工 振興課	○	○	○	○

基本施策（４）経済的支援・・・・・・・・

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、切れ目のない教育費負担の軽減を図るため、幼児教育・保育無償化事業、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業などを実施します。

また、子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、児童手当などの各種手当の支給や必要な資金の貸付等を実施するほか、子育てや教育に関する経済的支援の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
学習支援クーポン 支給事業 (再掲)	生活保護及び就学援助受給世帯の 中学 3 年生を対象として、学習塾、 家庭教師、通信教育等で使用できる 電子クーポンを活用し塾代の一部を 助成します。	—	継続実施	生活 支援課		○		○
出産育児一時金	国民健康保険被保険者の出産育児 に対して、経済的な軽減を図るため、 出産育児一時金を支給します。	54件	継続実施	保険 年金課	○			○
未就学児の国民健 康保険税均等割の 軽減	国民健康保険税について、未就学児 に係る均等割額を減額(7 割・5 割・2 割など)します。	対象被保険 者数合計： 486人	継続実施	保険 年金課	○			○
産前産後減額制度	国民健康保険被保険者が出産する 際、産前産後の一定期間(単胎妊娠4 か月分・多胎妊娠6か月分)の国民健 康保険税(所得割額・均等割額)が軽 減されます。	件数:19件 軽減額： 132,900円 (令和5年11月 出産分から 開始)	継続実施	保険 年金課	○			○
こども食堂との連絡 調整 (再掲)	市内こども食堂の運営をサポートす るため、国・県等からの情報を連絡・ 調整します。	必要に応じて 関係団体との 調整・情報 共有を実施	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	
児童手当	18歳到達後の最初の年度末までのこ どもを養育している保護者へ手当を 給付することにより、子育て家庭への 経済的な支援をします。	児童手当： 5,948世帯 (R6.2月 支給時点) ※制度改正前	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
こども医療費助成事業 (再掲)	18歳到達後の最初の年度末までのこどもが医療機関にかかった場合、保険診療の自己負担分を助成します。	通院・入院： 高校生まで (R5.7～) 対象人数： 12,385人 (R6.3月末時点)	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		○
養育費確保支援事業(ひとり親総合支援事業) (再掲)	離婚前の相談の際に、養育費の必要性や公正証書等の手続方法を支援することで、ひとり親の自立に向けた支援を充実し、こども達が健全に養育されるよう支援します。	相談員：1人 相談件数： 35件 (相談実人数) 公正証書等 作成促進 補助件数： 10件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
児童扶養手当 (再掲)	父母の離婚などによって、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障がい児の場合 20歳未満)を監護しているひとり親に対し、手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	児童扶養手当： 582世帯 (R6.2月末時点)	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		○
ひとり親家庭等医療費助成事業 (再掲)	ひとり親家庭などの児童(18歳到達後の最初の年度末まで)及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者： 1,565人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		○
自立支援教育訓練給付金事業 (再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給し、自立の促進を図ります。	利用件数： 3件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
高等職業訓練促進給付金等事業 (再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で6月以上修業する場合、訓練促進給付金や修了支援給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。	利用件数： 13件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
助産措置事業 (再掲)	妊産婦が健康上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産ができないうとき、助産施設に入所の手続きをとります。	助産件数： 2件	継続実施	こども 家庭 センター	○			○

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付事業 (県事業) (再掲)	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立やこどもの福祉向上を図るため、県が行っている貸付制度の相談や申請などの支援を行います。	利用件数： 17件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
母子福祉資金等 緊急貸付事業 (再掲)	母子・父子・寡婦福祉資金(県事業)の貸付を申請する者で、その貸付金を受けるまでの間、緊急に貸付が必要となった場合に、一時的に貸付を行うことにより、母子家庭などの経済的自立とこどもの福祉向上を図ります。	利用件数： 0件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
ひとり親家庭の親の 高等学校卒業認定 試験合格支援事業 (再掲)	ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格にかかる学習費用を助成します。	利用件数： 0件	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
幼児同乗用自転車 購入費補助金	子育て世帯の経済的な負担を軽減すること及び外出機会の提供や社会参加による育児不安の解消を図るため、幼児同乗用自転車の購入費の一部を補助します。 ・補助金額：自転車本体及び装着した幼児用座席の合計購入金額の2分の1。上限50,000円	—	継続実施	児童 青少年 支援課	○			○
ひとり親家庭等 高等学校等在学生徒 交通費補助金 (再掲)	ひとり親家庭等のこどもが経済的負担を理由として進学先の選択肢を狭め、学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への通学定期券の購入に要する経費の補助を行います。 ・補助金額：年間上限120,000円	—	継続実施	児童 青少年 支援課		○		○
ひとり親家庭等 高等学校等入学時 学用品購入費給付金 (再掲)	ひとり親家庭等のこどもが経済的負担を理由として学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への入学時の学用品購入のための費用を給付します。 ・支給金額：50,000円(1人1回のみ)	—	継続実施	児童 青少年 支援課		○		○
幼児教育・保育無償化 事業 (再掲)	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までのこども、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのこどもの利用料が無償化される事業を実施します。	市内：20園 市外：90園 利用児童数： 延べ 22,090人	継続実施	保育課	○			○

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
実費徴収に係る 補足給付事業 (再掲)	幼児教育・保育無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者で、年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかわらず第3子以降の子どもを対象に、食材料費(副食費)を補助します。	給付人数: 128人	継続実施	保育課	○			○
民設放課後児童クラブ 保育料助成事業 (再掲)	民設放課後児童クラブに入所する多子世帯、生活困窮世帯及びひとり親家庭の負担軽減を図るため、保育料の一部又は全額を助成します。	助成人数 非課税等: 61人 兄弟割: 100人	継続実施	保育課		○		○
おたふくかぜ 予防接種事業	感染による難聴等の合併症を防ぐとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、1歳児を対象に、おたふくかぜ予防接種にかかる費用の一部を助成します。	接種率: 93.6%	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
妊産婦健康診査 費用助成 (再掲)	妊産婦健康診査の補助券を発行し、費用の一部を助成します。	妊婦健診: 14回 産婦健診: 2回	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
新生児聴覚検査 助成事業 (再掲)	聴覚障がいを早期に発見し、言葉の発達や情緒的・心理的発達の影響を最小限にとどめ、支援が必要な場合には医療につなげるため、聴覚検査にかかる費用の一部を補助します。	71%	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
産婦健康診査 (再掲)	産後2週間、産後1か月の健康診査の費用を助成することで、母親の心理状態を確認し、育児不安の解消や産後うつ等の早期発見を行います。	産後1か月 時点での 産後うつ のハイリ スク者の 割合:4%	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
生理用品配付事業	学校の保健室や指定の女子トイレに生理用品を使ってもらようよう設置しています。	生理用品購入にあたって一校あたり3,000円の予算配当を行った	継続実施	教育 総務課		○		
奨学金給付事業	経済的理由により高等学校などでの修学が困難な生徒の保護者に対して、学費の一部を援助します。	給付対象者: 延べ128人	継続実施	学校 教育課		○		○
要保護及び準要保護 児童生徒就学援助 事業 (再掲)	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	要保護生活 保護世帯: 100%(46人) 準要保護申請・ 審査で給付	継続実施	学校 教育課		○		○
特別支援教育就学 奨励事業 (再掲)	小・中学校の特別支援学級、言語通級指導教室へ通級する児童・生徒の保護者に対し就学に必要な費用の一部を援助します。	給付対象者: 延べ130人	継続実施	学校 教育課		○		○

基本目標6

青少年の育成・支援に向けた体制等の整備

基本施策（１）全てのこども・若者の健やかな育成 ・ ・ ・ ・ ・

社会への適応能力を身に付けることや社会参画を促進するための体験活動を積極的に実施し、家庭内でのコミュニケーションの活発化、地域での人のつながりの重要性を再確認する活動を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
多言語資料の 棚コーナーの設置 (再掲)	図書館本館に、日本語を母語としない方や外国につながりがある方向けの本を集めたコーナーを設置します。	常設	継続実施	生涯 学習課 (図書館)	○	○	○	○
児童館運営事業 (再掲)	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の管理運営と各種事業を実施します。	3児童館 各館307日 延べ 21,117人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こども食堂との連絡 調整 (再掲)	市内こども食堂の運営をサポートするため、国・県等からの情報を連絡・調整します。	必要に応じて 関係団体との 調整・情報 共有を実施	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	
青少年相談事業 (再掲)	ひきこもりや不登校など、悩みを抱える義務教育修了後から39歳までの青少年とその保護者からの相談に、専門の相談員が対応します。	相談員:3人 相談件数 新規:34件 継続:553件	継続実施	児童 青少年 支援課			○	
こどもドリームプレイ ウッズ事業 (再掲)	「冒険遊び場」の提供を通じて、こども達が自然の中で成長できる環境を整えとともに、多くのこども・若者が集まる居場所づくりを推進します。	こどもの冒険 遊び場 来場者数: 18,000人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		
あやせ110番の家 事業 (再掲)	こどもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	808か所 (R6.3月末 時点)	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
街頭補導活動事業 (再掲)	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしているこどもに注意、指導を実施します。	相談員:1人 136回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
少年リーダー研修会 (再掲)	小学生(4～6年生)を対象に野外教育施設を利用して、野外炊事体験などを通して、異年齢の子ども達が規律ある集団生活を共に送ることで指導の仕方や協調性を養い、地域の少年リーダーに必要な技術を身につける研修会を実施します。	1回 参加者:8人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こどものまち 「ミニあやせ」 (再掲)	こども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業を通して社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1回 1日開催 参加者: 186人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
日米交流事業 (再掲)	市内小学生をフレンドシップキッズとして委嘱し、異文化に対する理解や友好を深め、国際的な視野を学ぶための機会として、厚木基地内の人々と交流を行います。	フレンドシップ キッズ:20人 サポーター キッズ:5人 学習会:5回 交流活動:9回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年育成団体等 補助事業 (再掲)	地域ぐるみでこどもを守り、育てていく活動を行う青少年育成団体の活動などを支援します。	5団体	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年サポーター 養成事業 (再掲)	青少年関連団体などのサポートをする支援・指導者として青少年サポーターを養成するための講座を実施します。	サポーター: 15人	継続実施	児童 青少年 支援課		○	○	
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○

基本施策（２）困難を有するこども・若者やその家庭の支援・・・

青少年を取り巻く環境は、不登校、ひきこもり、いじめ、自殺、孤立など、ますます複雑、多様化しています。また、近年における虐待、貧困、ヤングケアラーといった新たな課題に向けて、複合的な困難にさらされている青少年も存在し、家族や地域、行政の支援が届いていないケースもあることから、関係機関と連携し、積極的な支援を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
生活困窮世帯等の中学生への高等学校進学に向けた学習支援 (再掲)	生活困窮世帯等の中学生を対象に学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学を支援します。	参加者合計： 49人 (3年生:19人) (2年生:18人) (1年生:12人) 実施回数： 258回 参加人数： 延べ 2,917人	継続実施	生活支援課		○		
児童養護施設退所者等支援事業 (再掲)	児童養護施設を退所してから5年以内の市内在住者で、無職又は常用就職以外の非正規雇用等で就労しており、生活支援や就労に向けた準備支援が必要な方に対し、家賃の補助を実施するとともに、退所後5年経過している場合には自立に向けた相談支援を行います。 また、市内児童養護施設とともに、入所中のこども向けに市役所の案内ツアーを実施し、社会に出た後に受けられる制度や支援について、事前に伝える活動に取り組みます。	家賃補助： 0人 市役所案内 ツアー： 2回	継続実施	生活支援課 児童青少年支援課		○	○	
市役所窓口及び学校現場での音声翻訳システムの活用 (再掲)	自治体窓口及び学校業務向けに開発された音声翻訳システムを市役所窓口及び小・中学校に配備し、「言葉の壁」の低減に取り組みます。	市役所： 2台 (KOTOBAL) 小中学校： 15台 (VoiceBiz)	継続実施	市民活動推進課 教育研究所		○		○
こども食堂との連絡調整 (再掲)	市内こども食堂の運営をサポートするため、国・県等からの情報を連絡・調整します。	必要に応じて関係団体との調整・情報共有を実施	継続実施	児童青少年支援課	○	○	○	

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
青少年相談事業 (再掲)	ひきこもりや不登校など、悩みを抱える義務教育修了後39歳までの青少年とその保護者からの相談に、専門の相談員が対応します。	相談員:3人 相談件数 新規:34件 継続:553件	継続実施	児童 青少年 支援課			○	○
ひとり親家庭等 高等学校等在学生徒 交通費補助金 (再掲)	ひとり親家庭等のこどもが経済的負担を理由として進学先の選択肢を狭め、学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への通学定期券の購入に要する経費の補助を行います。 ・補助金額:年間上限120,000円	—	継続実施	児童 青少年 支援課		○		○
ひとり親家庭等 高等学校等入学時 学用品購入費給付金 (再掲)	ひとり親家庭等のこどもが経済的負担を理由として学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への入学時の学用品購入のための費用を給付します。 ・支給金額:50,000円(1人1回のみ)	—	継続実施	児童 青少年 支援課		○		○
児童育成支援拠点 事業 (再掲)	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談等を行うとともに、状況を客観的に評価し、個々の状況に応じた支援を包括的に提供します。児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ります。	—	1 か所	児童 青少年 支援課 こども 家庭 センター		○	○	○
あやせっ子ふれあい プラザ事業 (再掲)	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校 (10プラザ) 実施	継続実施	保育課		○		
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
奨学金給付事業 (再掲)	経済的理由により高等学校などでの修学が困難な生徒の保護者に対して、学費の一部を援助します。	給付対象者: 延べ128人	継続実施	学校 教育課		○		○
教育相談事業 (再掲)	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1 か所 相談件数: 986件	継続実施	教育 研究所		○		○

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
スクールカウンセラー派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校へ教育心理相談員5人を週1回派遣 (大規模校2校は週2回派遣) 相談件数: 5,792件	継続実施	教育研究所		○		
スクールソーシャルワーカー派遣事業 (再掲)	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。(原則週1回)	中学校5校に配置、県配置と合わせて全小・中学校に対応 対応件数: 1,877件	継続実施	教育研究所		○		
心理士による心理検査、教育相談 (再掲)	発達及び行動上の問題について、本人と保護者の相談を受け付け、必要と判断した場合に心理検査を行います。	相談件数: 986件 心理検査: 131件	継続実施	教育研究所		○		○
家庭学習用モバイルWi-Fi ルーター貸出事業 (再掲)	綾瀬市立小・中学校に在籍し、自宅にインターネット環境のない児童・生徒へ、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルWi-Fiルーターを貸し出し、家庭学習の支援を図ります。	累計貸出件数:95件	継続実施	教育研究所		○		
不登校等支援員の配置 (再掲)	不登校や不登校傾向の児童・生徒に対応するため、不登校等支援員を全小・中学校へ配置(中学校は県費負担)し、安心して過ごせる居場所づくりなどを行いながら児童・生徒を支援します。 支援内容 ・朝の登校支援 ・教室へ直接入室が難しい児童・生徒の対応 ・校内教育支援教室での学習支援 ・小学校10校へ週5日、1日4時間配置	—	継続実施	教育研究所		○		
オンライン学習教材の導入 (再掲)	教育支援教室通室生及び不登校傾向の児童・生徒を対象に、既存のタブレット端末を活用し、アニメーションを活用した動画による問題開設など、児童・生徒が自分のタイミングで、いつでも誰でも1人でも学び直しができる取り組みやすいオンライン学習教材を導入することで、児童・生徒が自主的、主体的に課題解決を図りながら学習に取り組む教育支援体制を構築します。 ・児童・生徒及び教職員用180人分のライセンスを導入	—	継続実施	教育研究所		○		

基本施策（３）創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援・・・

次代を担う青少年が抱く夢や希望を実現するための支援を青少年育成・支援団体や関係機関とともに実施します。また、異文化や多様な価値観を認める人材を応援できる体制を整備します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
あやせ 国際フェスティバル	外国人市民と日本人市民の文化・生活習慣等の相互理解及び交流を促進し、共に住みよい綾瀬市を目指すことを目的として、実行委員会と市の共催により、スピーチ発表、パフォーマンス発表、交流会・各国の文化紹介、展示(国際関係団体の活動等)などにより、参加者同士の異文化交流・体験などを楽しむことができるイベントを開催します。	来場者数 約 2,000 人	継続実施	市民 活動 推進課	○	○	○	
児童館運営事業 (再掲)	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の管理運営と各種事業を実施します。	3児童館 各館307日 延べ 21,117人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こども食堂との連絡 調整 (再掲)	市内こども食堂の運営をサポートするため、国・県等からの情報を連絡・調整します。	必要に応じて 関係団体との 調整・情報 共有を実施	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	
青少年相談事業 (再掲)	ひきこもりや不登校など、悩みを抱える義務教育修了後39歳までの青少年とその保護者からの相談に、専門の相談員が対応します。	相談員:3人 相談件数 新規:34件 継続:553件	継続実施	児童 青少年 支援課			○	
こどもドリームプレイ ウッズ事業 (再掲)	「冒険遊び場」の提供を通じて、こども達が自然の中で成長できる環境を整えとともに、多くのこども・若者が集まる居場所づくりを推進します。	こどもの冒険 遊び場 来場者数: 18,000人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		
あやせ110番の家 事業 (再掲)	こどもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	808か所 (R6.3月末 時点)	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
街頭補導活動事業 (再掲)	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしているこどもに注意、指導を実施します。	相談員: 1 人 136回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
少年リーダー研修会 (再掲)	小学生(4～6年生)を対象に野外教育施設を利用して、野外炊事体験などを通して、異年齢の子ども達が規律ある集団生活を共に送ることで指導の仕方や協調性を養い、地域の少年リーダーに必要な技術を身につける研修会を実施します。	1回 参加者:8人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こどものまち 「ミニあやせ」 (再掲)	子ども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業を通して社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1回 1日開催 参加者: 186人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
日米交流事業 (再掲)	市内小学生をフレンドシップキッズとして委嘱し、異文化に対する理解や友好を深め、国際的な視野を学ぶための機会として、厚木基地内の人々と交流を行います。	フレンドシップ キッズ:20人 サポーター キッズ:5人 学習会:5回 交流活動:9回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年育成団体等 補助事業 (再掲)	地域ぐるみで子どもを守り、育てていく活動を行う青少年育成団体の活動などを支援します。	5団体	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年サポーター 養成事業 (再掲)	青少年関連団体などのサポートをする支援・指導者として青少年サポーターを養成するための講座を実施します。	サポーター: 15人	継続実施	児童 青少年 支援課		○	○	

基本施策（４）こども・若者の成長のための社会環境の整備・・・

多種、多様化する困難な事例に対応するための相談員等の質の向上、体制の強化など、関係機関とも連携した居場所づくりや相談窓口機能を充実します。

また、情報化（ＩＴ・ネット）社会への対応も急務であり、青少年が「利用しやすい」というメリットを生かしつつ、犯罪被害防止対策の強化、利用のルール化や家庭内での情報共有を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
児童館運営事業 (再掲)	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の管理運営と各種事業を実施します。	3児童館 各館307日 延べ 21,117人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こども食堂との連絡 調整 (再掲)	市内こども食堂の運営をサポートするため、国・県等からの情報を連絡・調整します。	必要に応じて 関係団体との 調整・情報 共有を実施	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○	○	
こどもドリームプレイ ウッズ事業 (再掲)	「冒険遊び場」の提供を通じて、こども達が自然の中で成長できる環境を整えるとともに、多くのこども・若者が集まる居場所づくりを推進します。	こどもの冒険 遊び場 来場者数： 18,000人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		
あやせ110番の家 事業 (再掲)	こどもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	808か所 (R6.3月末 時点)	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
情報発信ツール等の 利用のルール作り	スマートフォンや SNS 等の利用方法等について、家庭での利用のルール化や学校における講演会等の実施のほか、イベント等を通じた普及啓発を行います。	青少年非行・ 被害防止 キャンペーン 各小中学校	継続実施	児童 青少年 支援課 教育 研究所		○		
あやせっ子ふれあい プラザ事業 (再掲)	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校 (10プラザ) 実施	継続実施	保育課		○		
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○

基本施策（５）こども・若者の成長を支える

担い手の養成・支援・・・・・・・・

活動を支える人材の発掘・養成を進めるとともに、地域活動との連携を図り、人材を幅広く育成し、地域の支援団体とのネットワーク化などにより支援機能の拡充・強化を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・思 春期	青年期	
こどもドリームプレイ ウッズ事業 (再掲)	「冒険遊び場」の提供を通じて、こども達が自然の中で成長できる環境を整えとともに、多くのこども・若者が集まる居場所づくりを推進します。	こどもの冒険 遊び場 来場者数： 18,000人	継続実施	児童 青少年 支援課	○	○		
少年リーダー研修会 (再掲)	小学生(4～6年生)を対象に野外教育施設を利用して、野外炊事体験などを通して、異年齢のこども達が規律ある集団生活を共に送ることで指導の仕方や協調性を養い、地域の少年リーダーに必要な技術を身につける研修会を実施します。	1回 参加者：8人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
こどものまち 「ミニあやせ」 (再掲)	こども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業を通して社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1回 1日開催 参加者： 186人	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
日米交流事業 (再掲)	市内小学生をフレンドシップキッズとして委嘱し、異文化に対する理解や友好を深め、国際的な視野を学ぶための機会として、厚木基地内の人々と交流を行います。	フレンドシップ キッズ：20人 サポーター キッズ：5人 学習会：5回 交流活動：9回	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年育成団体等 補助事業 (再掲)	地域ぐるみでこどもを守り、育てていく活動を行う青少年育成団体の活動などを支援します。	5団体	継続実施	児童 青少年 支援課		○		
青少年サポーター 養成事業 (再掲)	青少年関連団体などのサポートをする支援・指導者として青少年サポーターを養成するための講座を実施します。	サポーター： 15人	継続実施	児童 青少年 支援課		○	○	

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
放課後児童支援員 等養成事業 (再掲)	子育て支援分野に必要な知識と技能を修得した「子育て支援員」を養成する子育て支援員研修を市で実施するほか、県が実施する研修に派遣し、人材確保に努めます。	子育て支援員 研修受講者： 0人 (プラザ パートナー)	継続実施	保育課		○		
放課後児童クラブが 放課後児童クラブの 役割をさらに向上 させていくための 方策 (再掲)	放課後児童支援員等の資質向上のための研修の充実を図ります。	施設指導者 研修会 年3回実施	継続実施	保育課		○		
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへの相談支援を行います。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○

基本目標7

こども・若者と家庭についての意識改革

基本施策（1）こども・若者の人権の尊重 ・ ・ ・ ・ ・

「こども大綱」の目指す、すべてのこども・若者が「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、こどもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、こども・若者の意見を表明する権利を尊重し、その意見を施策に活かします。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	
人権啓発事業 (再掲)	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。また、PTA・社会教育関係団体・市民などを対象にした「人権を考える講演会」を開催することで、こどもの人権など、身の回りにある「差別」「人権侵害」など、人権意識の向上を目指します。	人権を考える 講演会： 1回	継続実施	市民課 生涯 学習課	○	○	○	
こども・若者が意見を 表明する機会の 提供	こども計画策定時のアンケート調査やグループインタビュー等の実施のほか、市ホームページ上にこども・若者からの意見受付フォームを常設するなど、意見を表明する機会を確保します。	アンケート 回収率： 14.1% ホームページ 上のフォーム は未実施	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
市が策定する各種計画等におけるこども・若者からの意見聴取の推進	こども基本法にのっとり、市においてそれぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、関係機関へ周知します。	—	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○

基本施策（２）家族で協力する家事や育児への 理解・意識づくり

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中で、子育てと仕事の両立を支援していくことが重要です。家庭内で男女が共に育児に参加するための取り組みを推進し、子育て当事者の女性と男性がともにこどもと過ごす時間を作ることができ、キャリアを犠牲にすることなく自己実現を図ることができるよう、地域社会全体の理解が深まるとともに、意識改革に向けて、学習の場やきっかけづくりに継続して取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度 実績	事業目標 (令和11年度)	主担当課	ライフステージ別 取り組み			子育て当事者への支援
					誕生前から 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	
男女共同参画 情報誌の発行 (再掲)	男女共同参画社会の実現を目指すため、情報誌の発行等による啓発を行います。	年 1 回	継続実施	市民 活動 推進課	○	○	○	
楽しく子育てしよう ～イライラ子育てからの 脱出～ (父親コース)	こどもの褒め方やしつけについてわかりやすく学び、子育てのイライラやストレスを減らす方法を学びます。	1 日間講座 1 回実施 2人参加	継続実施	こども 家庭 センター	○			○
胎動体感システム (たいじの気持ち)を 活用した出産等への 理解を深める講座	胎動体感システムを活用し、児童や若い世代に向けて、命を育むことの大切さ等を啓発します。	7回 697人	継続実施	こども 家庭 センター	○	○	○	○
仕事と家庭生活の 調和の推進 (再掲)	ワーク・ライフ・バランス促進のため、関係機関からのチラシを配架します。またワーク・ライフ・バランスについての情報をホームページに掲載します。	ホームページ 掲載	継続実施	商工 振興課	○	○	○	



第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。



「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2

人口の見込み

こども計画で定めるサービスの対象となる、0歳から39歳までのこども・若者の人口を令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から39歳までのこども・若者の将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位:人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	463	463	465	469	475	20歳	885	762	862	834	865
1歳	486	480	481	482	487	21歳	836	887	764	864	836
2歳	556	512	504	504	505	22歳	877	839	890	767	869
3歳	611	581	536	526	525	23歳	845	885	847	897	775
4歳	590	622	592	546	536	24歳	900	837	876	838	888
5歳	614	596	627	598	552	25歳	786	898	834	874	835
小計	3,320	3,254	3,205	3,125	3,080	26歳	832	777	890	825	866
6歳	615	624	606	637	609	27歳	805	824	768	882	816
7歳	692	619	627	609	640	28歳	824	806	825	770	883
8歳	697	698	625	633	615	29歳	891	836	818	836	781
9歳	761	696	697	624	632	小計	8,481	8,351	8,374	8,387	8,414
10歳	772	762	697	698	625	30歳	843	910	856	837	855
11歳	755	773	764	699	700	31歳	888	870	937	885	864
小計	4,292	4,172	4,016	3,900	3,821	32歳	865	888	870	936	885
12歳	777	755	773	764	699	33歳	874	875	898	880	946
13歳	777	780	757	776	766	34歳	850	881	882	905	888
14歳	895	779	782	759	778	35歳	859	855	886	887	910
15歳	815	893	777	780	757	36歳	955	868	863	894	896
16歳	856	815	894	777	780	37歳	935	960	873	868	898
17歳	824	856	816	894	778	38歳	924	940	965	879	872
18歳	853	824	855	815	893	39歳	1,020	931	946	972	886
19歳	754	855	827	858	819	小計	9,013	8,978	8,976	8,943	8,900
小計	6,551	6,557	6,481	6,423	6,270	合計	31,657	31,312	31,052	30,778	30,485

※ コーホート変化率法:同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおりとし、確保方策を定めました。

なお、量の見込みを算定するにあたっては、国の示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を基本とし、市の実状に合わせる形としています。

(1) 保育所 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育する施設です。

また、認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設です。幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供します。

【0歳児】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		84人	87人	89人	89人	89人
確保方策	保 育 所	87人	87人	77人	74人	74人
	認 定 こども園	9人	9人	9人	9人	9人
	小規模保育事業	9人	9人	9人	9人	9人
	合計(B)	105人	105人	95人	92人	92人
(B)－(A)		21人	18人	6人	3人	3人

【1歳児】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		250人	252人	253人	255人	256人
確保方策	保 育 所	149人	149人	159人	162人	162人
	認 定 こども園	16人	16人	16人	16人	16人
	小規模保育事業	24人	24人	24人	24人	24人
	企業主導型 (地域枠)	18人	18人	22人	24人	24人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	20人	20人	20人	30人	30人
	合計(B)	227人	227人	241人	256人	256人
(B)－(A)		△23人	△25人	△12人	1人	0人

【2歳児】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		246 人	246 人	247 人	247 人	248 人
確保 方 策	保 育 所	168 人	168 人	168 人	168 人	168 人
	認 定 こ ど も 園	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	小規模保育事業	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	企業主導型 (地域枠)	18 人	18 人	14 人	12 人	12 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	35 人	35 人	35 人	25 人	25 人
	合計(B)	265 人	265 人	261 人	249 人	249 人
(B)－(A)		19 人	19 人	14 人	2 人	1 人

【3～5歳児】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		715 人	708 人	691 人	658 人	635 人
確保 方 策	保 育 所	557 人	557 人	557 人	557 人	557 人
	認 定 こ ど も 園	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
	企業主導型 (地域枠)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	合計(B)	677 人	677 人	677 人	677 人	677 人
(B)－(A)		△38 人	△31 人	△14 人	19 人	42 人

【0～5歳児】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		1,295 人	1,293 人	1,280 人	1,249 人	1,228 人
確保 方 策	保 育 所	961 人	961 人	961 人	961 人	961 人
	認 定 こ ど も 園	125 人	125 人	125 人	125 人	125 人
	小規模保育事業	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
	企業主導型 (地域枠)	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	95 人	95 人	95 人	95 人	95 人
	合計(B)	1,274 人	1,274 人	1,274 人	1,274 人	1,274 人
(B)－(A)		△21 人	△19 人	△6 人	25 人	46 人

【0～2歳の保育利用率】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 人 口	1,505 人	1,455 人	1,449 人	1,455 人	1,468 人
確 保 方 策	597 人	597 人	597 人	597 人	597 人
保育利用率	39.7%	41.0%	41.2%	41.0%	40.7%

【3～5歳の保育利用率】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 人 口	1,815 人	1,799 人	1,755 人	1,670 人	1,613 人
確 保 方 策	677 人	677 人	677 人	677 人	677 人
保育利用率	37.3%	37.6%	38.6%	40.5%	42.0%

【 今後の方向性 】

計画期間内に量の見込みに対する確保量が充足するため、施設の新規開設等、新たな確保の方策は考慮しないこととします。

企業主導型保育事業所の地域枠を活用するとともに、既存施設の年齢間での定員変更、幼稚園の長時間預かり保育及び幼稚園の2歳児預かり保育を推進していきます。

(R11 目標値：保育所 10 園・認定こども園 2 園・小規模保育施設 3 園)

(2) 幼稚園 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設です。

【3～5歳児】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	1号認定	799人	758人	721人	687人	647人
	2号認定	231人	232人	233人	234人	235人
	合計(A)	1,030人	990人	954人	921人	892人
確 保 方 策	施設型給付幼稚園	270人	270人	270人	270人	270人
	認定こども園	271人	271人	271人	271人	271人
	私学助成を受ける 幼稚園	1,105人	1,105人	1,105人	1,105人	1,105人
	合計(B)	1,646人	1,646人	1,646人	1,646人	1,646人
(B)－(A)		616人	656人	692人	725人	754人

※認定区分

1号認定：こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合

利用先：認定こども園（教育認定枠）、新制度に移行する私立幼稚園

2号認定：こどもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合

利用先：保育所、認定こども園（保育認定枠）

3号認定：こどもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合

利用先：保育所、認定こども園（保育認定枠）、小規模保育事業など

【 今後の方向性 】

幼稚園については、量の見込みに対する確保量に問題がないと考えられることから、新たな確保の方策については考慮しないものとします。

その上で、保育の場の確保を図る観点から、幼稚園型認定こども園への移行に必要な支援を行っていきます。

(R11 目標値：施設型給付幼稚園 3 園・認定こども園 2 園・私学助成を受ける幼稚園 5 園)

量の見込みを算定するにあたっては、国の示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を基本とし、市の実状に合わせる形としています。

(1) 時間外（延長）保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

保護者の就労形態の多様化などにより、18 時以降も保育を必要とするこどもに対し、時間外（延長）保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	450人	452人	454人	457人	459人
確保方策(B)	450人	452人	454人	457人	459人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

時間外（延長）保育事業については、すべての保育所で実施されており、新たな確保の方策については、検討しないものとします。

(R11 目標値：保育園 10 園・認定こども園 2 園・小規模保育施設 3 園)

(2) 放課後児童健全育成事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	772 人	782 人	785 人	794 人	811 人
1 年 生	215 人	218 人	219 人	221 人	226 人
2 年 生	208 人	210 人	211 人	214 人	218 人
3 年 生	135 人	136 人	137 人	138 人	141 人
4 年 生	111 人	113 人	113 人	114 人	117 人
5 年 生	55 人	56 人	56 人	57 人	58 人
6 年 生	48 人	49 人	49 人	50 人	51 人
確 保 方 策 (B)	853 人	853 人	853 人	853 人	853 人
(B)－(A)	81 人	71 人	68 人	59 人	42 人

【 今後の方向性 】

「綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の設備・運営基準にすべての放課後児童クラブ（学童保育）が適合できるよう、利用ニーズを把握しながら小学校区ごとの量の見込みに見合った民設放課後児童クラブへの運営支援を図っていくとともに、公設放課後児童クラブの整備について必要性を検討していきます。

（R11 目標値：20か所）

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを施設などで短期的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	16人	48人	100人	100人	100人
確保方策(B)	208人	208人	208人	208人	208人
(B)－(A)	192人	160人	108人	108人	108人

【 今後の方向性 】

ショートステイの実施については、1施設で実施しており、量の見込みに対する確保量に問題がないと考えられることから、新たな確保の方策については考慮しないものとします。

(R11 目標値：継続実施)

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）・・・・・・・・

【概要】

未就学児を対象に、ふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する悩みについての相談や助言、講座の開催、子育て情報の発信、子育てサロンの運営、子育てサークルの支援などを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	15,300人	15,800人	16,500人	17,200人	17,800人
確保方策(B)	15,300人 (3か所)	15,800人 (3か所)	16,500人 (3か所)	17,200人 (3か所)	17,800人 (3か所)
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

子育て支援センターでは、サロンや相談事業だけではなく、子育て支援に関する研修や年齢に応じたテーマ別講座なども開催しています。

さらには人材育成など子育て支援のキーステーションとしての機能を持たせ、交流の場の提供・情報発信・相談体制の充実、地域の子育て団体、サークルなどのネットワーク化に取り組んでいきます。

(R11 目標値：継続実施)

(5) 一時預かり事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

幼稚園：教育時間の前後や夏休みなど長期休暇中などに、希望する園児を対象にした一時的に預かる事業です。

保育所など：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象にした事業です。

【量の見込みと確保方策】

① 幼稚園一時預かり（1号認定による利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	21,158人	21,596人	22,033人	22,470人	22,907人
確保方策(B)	21,158人	21,596人	22,033人	22,470人	22,907人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

② 幼稚園一時預かり（2号認定による利用）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	6,267人	6,396人	6,526人	6,655人	6,785人
確保方策(B)	6,267人	6,396人	6,526人	6,655人	6,785人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

③ 保育所一時預かり

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	5,669人	5,562人	5,457人	5,355人	5,254人
確保方策(B)	5,669人	5,562人	5,457人	5,355人	5,254人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

幼稚園の一時預かりについては、現状維持とします。ただし、幼稚園型認定こども園への移行を図ることから、その際は計画を見直すこととします。

(R11 目標値：保育所6園、幼稚園等9園)

(6) 病児保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

入院加療の必要がなく、病気で当面の症状の急変が認められない児童について、就労などの理由で保護者が保育できない場合に、常勤の看護師や保育士がいる専用の保育室で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	198人	234人	271人	307人	344人
確保方策(B)	726人	723人	729人	726人	732人
(B)－(A)	528人	489人	458人	419人	388人

【 今後の方向性 】

病児保育施設については、1施設で実施しており、量の見込みに対する確保量に問題がないと考えられることから、新たな確保の方策については考慮しないものとします。

(R11 目標値：継続実施)

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）・・・

【概要】

子育ての援助を受けたい人（利用会員）に子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、地域で助け合いながら会員同士での子育てを支援する事業です。会員の自発性と責任性を尊重するため有償ボランティアの会員組織となっています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,053人	1,126人	1,207人	1,295人	1,376人
未就学	685人	731人	767人	810人	843人
低学年	318人	338人	372人	405人	440人
高学年	50人	57人	68人	80人	93人
確保方策(B)	1,053人	1,126人	1,207人	1,295人	1,376人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

引き続き、積極的な事業周知とともに、援助会員のスキルアップとさらなる質の向上を図り、より安心して利用してもらうための環境づくりに努めていきます。

(R11 目標値：継続実施)

(8) 利用者支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

保育コンシェルジュ（特定型）は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

こども家庭センター（こども家庭センター型）は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な相談支援等を実施する事業です。

地域子育て相談機関については、相談の敷居が低く、物理的にも近距離の身近な相談場所として、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やす事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①特定型 実施か所数 量の見込み(A)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策(B)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
(B)－(A)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
②こども家庭センター型 実施か所数 量の見込み(A)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策(B)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(B)－(A)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
③地域子育て相談機関 実施か所数 量の見込み(A)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
確保方策(B)	3 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
(B)－(A)	△2 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

【 今後の方向性 】

保育コンシェルジュ（特定型）やこども家庭センター（こども家庭センター型）については、今後もホームページ等を通じて市民に事業をより一層周知します。

地域子育て相談機関については、令和11年度末までの設置に向けて取り組みます。

（R11 目標値：継続実施）

(9) 妊婦に対する健康診査 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

妊婦及び胎児の健康状態を尿検査、血液検査、血圧・体重測定等で定期的に確認し、妊婦・乳児の死亡率の低下と流早死産の防止をするために実施する事業です。

健診費用助成額：6万8千円（補助券を14枚交付。補助券は10,000円券を2枚、4,000円券を12枚）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	464人	458人	439人	422人	407人
確保方策(B)	464人	458人	439人	422人	407人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

妊婦健診については、健診費用の一部を助成していきます。

(R11目標値：継続実施)

(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握する事業です。

養育支援訪問事業は、妊娠期からの継続的な支援や産後のうつ状態などにより、子育てに対しての不安を抱える家庭に対して、子育てに関する相談や助言、その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

① 乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	464人	458人	439人	422人	407人
確保方策(B)	464人	458人	439人	422人	407人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

② 養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	113人	120人	128人	135人	142人
確保方策(B)	113人	120人	128人	135人	142人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業については、保健師による育児支援と虐待防止の観点から訪問を継続していきます。

また、今後も母子健康手帳発行時に保健師による面接を継続し、妊娠期からの支援や乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要な方への訪問の強化を図ります。

(R11 目標値：継続実施)

(11) 実費徴収に係る補足給付事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等の利用者との公平性の観点から新制度に移行していない幼稚園の利用者で、年収 360 万円未満相当世帯のこども及び所得階層にかかわらず小学校3年生から数えて第3子以降のこどもを対象に、食材料費（副食費）を補助する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	143 人	150 人	158 人	165 人	173 人
確 保 方 策 (B)	143 人	150 人	158 人	165 人	173 人
(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【 今後の方向性 】

今後の実績や国・県の動向、他市の状況を見ながら、引き続き実施していきます。

(R11 目標値：継続実施)

(12) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

妊娠届出や出生届時、伴走型相談支援による面談時に合わせて支援給付を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う事業です。

(妊娠時：5万円、出産時：こどもの人数×5万円)

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	1,389 回	1,389 回	1,395 回	1,407 回	1,425 回
妊娠届出数 1組あたり面談回数	463 件 3 回	463 件 3 回	465 件 3 回	469 件 3 回	475 件 3 回
確 保 方 策 (B)	1,389 回	1,389 回	1,395 回	1,407 回	1,425 回
(B)－(A)	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

【 今後の方向性 】

母子健康手帳発行時の保健師による面接や、妊娠期から子育て期までの訪問等による相談支援と経済的支援を通して、必要な方への支援を強化します。

(R11 目標値：継続実施)

(13) こども誰でも通園制度 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わずに保育所等で保育を提供します。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	0 人	12 人	24 人	40 人	40 人
確 保 方 策 (B)	0 人	12 人	24 人	40 人	40 人
(B)－(A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【 今後の方向性 】

公立保育園での事業実施を図るとともに、民間保育所等についても事業実施を支援し利用枠の拡充を図ります。

(R11 目標値：保育所 3 園・認定こども園 1 園)

(14) 産後ケア事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

母親の身体的回復と心理的安定のため、宿泊型、デイサービス型、訪問型による心身のケアやサポート等を通して、産後も安心して子育てができるよう実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) (延べ人数)	173 人日	173 人日	174 人日	175 人日	177 人日
確保方策(B) (延べ人数)	173 人日	173 人日	174 人日	175 人日	177 人日
(B)－(A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

産後ケア事業については、今後もホームページ等を通じて事業をより一層周知します。

(R11 目標値：継続実施)

(15) 子育て世帯訪問支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うことにより、家庭や養育環境を整え虐待リスクを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A) (延べ人数)	136人日	133人日	130人日	128人日	124人日
確保方策(B) (延べ人数)	136人日	133人日	130人日	128人日	124人日
(B)－(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

令和6年4月に設置したこども家庭センターにおいて、母子健康手帳発行時の保健師による面接や伴走型相談支援事業を通して、支援が必要な家庭や妊産婦等を把握し、定期的な利用につなげることで支援の強化を図ります。

(16) 児童育成支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談等を行うとともに、状況を客観的に評価し、個々の状況に応じた支援を包括的に提供し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (A)	106 人	104 人	102 人	100 人	97 人
確 保 方 策 (B)	0 人	0 人	0 人	0 人	20 人
(B)－(A)	△ 106 人	△ 104 人	△ 102 人	△ 100 人	△ 77 人

【 今後の方向性 】

児童育成支援拠点事業において、拠点の整備については公共施設マネジメントの考え方にに基づき、1施設での実施に向け取り組んでいきます。

(R11 目標値： 1 か所)

(17) 親子関係形成支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【概要】

自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、これからの子育てに必要な知識を学ぶ事業です。子育ての仲間作りや話し相手ができることで、自分以外にも同じような悩みを持っていることを知ることができ、孤独感の解消を図り、ストレスを軽減することで楽しく子育てすることを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	56人	55人	54人	52人	51人
確保方策(B)	56人	55人	54人	52人	51人
(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

「親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんがきた！」を継続して実施するほか、相談事業の充実を図るなど、安心して子育てができる環境の形成に努めていきます。

(R11 目標値：継続実施)

5

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、その普及促進に取り組むことが望ましいとされています。

本市においても、引き続き既存の教育・保育施設に対して、認定こども園への移行に必要な支援を行うとともに、利用者に対して広く認定こども園の理解を深めるための周知に努めていきます。

また、幼児期の教育・保育の充実に向け、幼稚園教諭と保育士の合同研修などを実施するとともに、地域型保育事業の連携施設の確保や、小学校との円滑な接続が図られるよう、幼稚園、保育所と小学校との連携を推進していきます。

6

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付については、全体的に利用者が微減傾向にあるものの預かり保育の利用者は増加しており、今後も引き続き円滑な事業の実施に取り組む必要があります。

このことを踏まえ、本市では、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、一部の利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年 4 回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示を行うとともに、神奈川県と連携を図りながら指導監督及び監査を実施するなど、適切な取り組みを進めていきます。

(1) 産後の休業及び育児休業後における
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供していきます。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する
県が行う施策との連携

関係機関との綿密な連携により、虐待の防止、早期発見、被虐待児への対処などについて、適切かつ迅速に対応していくとともに、保護者に対する相談機能を強化します。

また、ひとり親家庭に対して、県と連携しながら、子育て支援策、就労支援策、経済的支援策などの自立支援を推進していきます。

障がい児など特別な支援が必要なこどもに対して、保健、福祉、医療、教育などの各種施策の充実を図ります。

(3) 労働者の就業と家庭生活との両立のための
雇用環境整備に関する施策との連携

仕事と生活が調和した環境を整備するため、性別や事業者・労働者にかかわらず、子育てしやすい働き方や就労環境づくりに関する意識の普及啓発や男女平等な雇用など環境整備、仕事と家庭における責任の両立についての意識啓発に努めていきます。



第6章 計画の推進に向けて

綾瀬市こども計画は、子ども・子育て支援事業計画など既存の各法令に基づく計画を一体的に策定しており、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものです。



このため、計画の推進にあたっては、行政だけではなく、子育て当事者や子ども・若者など市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担うこどもの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

(1) 市民や関係団体などとの連携 ・ ・ ・ ・ ・

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけではなく、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や、関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所などをはじめ、地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行う必要があります。

また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携 ・ ・ ・ ・ ・

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる資格取得者だけではなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業などの参加・参画の推進 ・ ・ ・ ・ ・

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ「こどもまんなか社会」を実現していくためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

また、こども基本法では、こども施策の基本理念として、「こども・若者の年齢及び発達 の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮」が定められています。

こうしたことから、本計画では、こども・若者を含めた市民や企業、関係団体などの意見表明の機会、参加・参画を推進します。

(4) 子ども・子育て会議 ・ ・ ・ ・ ・

本計画は「子ども・子育て支援事業計画」が一体策定されていることから、その推進にあたっては、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき、条例により市長の附属機関として設置した「綾瀬市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

(5) 庁内推進体制 ・ ・ ・ ・ ・

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が、こどもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員のこども施策に関する知識と意識を高めていきます。

(6) 国・県などとの連携 ・ ・ ・ ・ ・

市民に最も身近な行政である市は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

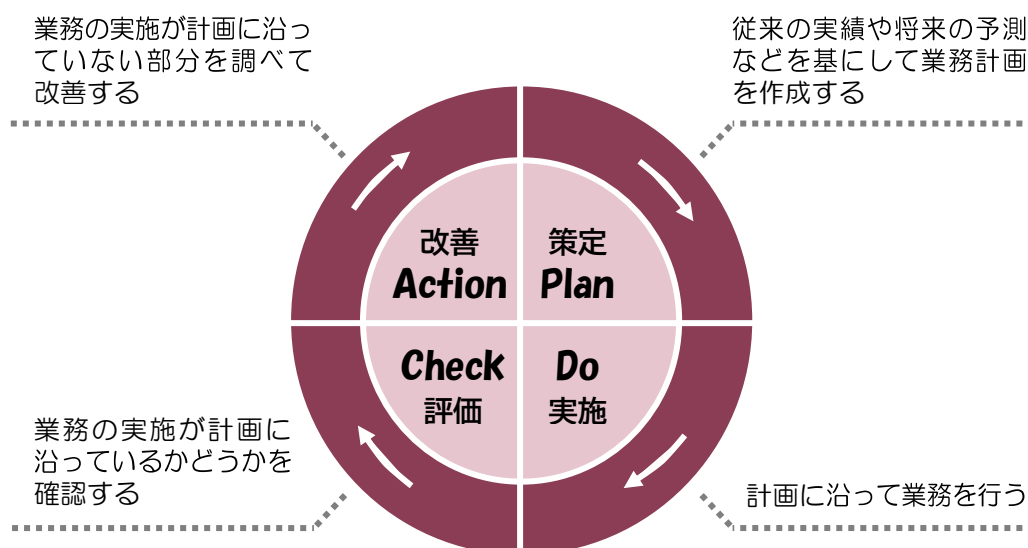
また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「綾瀬市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和 9 年度）を目安として、計画の見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

年月日	策定経過	内 容
令和 5年 7月 20日	令和5年度第1回 綾瀬市子ども・子育て会議	○委嘱状交付 ○令和4年度における事業進捗及び評価について ○令和5年度における新たな取り組みについて ○第3期計画策定に向けた今後の流れについて
令和 5年11月 2日	令和5年度第2回 綾瀬市子ども・子育て会議	○第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の項目内容について
令和 5年11月20日～ 令和 5年12月17日	市民ニーズ調査の実施 〈就学前児童・就学児童（小学1～3年生）の保護者対象〉	綾瀬市子ども・子育て支援に関するアンケート調査〈就学前児童・就学児童（小学1～3年生）の保護者〉
令和 5年11月20日～ 令和 5年12月17日	こどもの生活状況調査の実施 〈小学5年生・中学2年生・高校2年生及びその保護者対象〉	綾瀬市こどもの生活状況に関するアンケート調査〈小学5年生・中学2年生・高校2年生及びその保護者〉
令和 6年 2月 22日	令和5年度第3回 綾瀬市子ども・子育て会議	○第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の集計結果について ○特定教育・保育施設の利用定員について
令和 6年 5月 8日～ 令和 6年 5月 16日	こども・保護者ヒアリング	○児童館でこども達から聞き取り ○子育て支援センターで保護者から聞き取り
令和 6年 6月 10日～ 令和 6年 8月 10日	Web による意見募集	○綾瀬市の公式ホームページ上で意見募集
令和 6年 7月 18日	令和6年度第1回 綾瀬市子ども・子育て会議	○委嘱状交付 ○令和5年度における事業進捗及び評価について ○令和6年度における新たな取り組みについて ○綾瀬市こども計画について
令和 6年 9月 26日	令和6年度第2回 綾瀬市子ども・子育て会議	○綾瀬市こども計画素案について

年月日	策定経過	内 容
令和 6 年 1 2 月 2 日 ~ 令和 7 年 1 月 7 日	綾瀬市こども計画（案）に対する パブリックコメント	○パブリックコメントの実施
令和 7 年 1 月 3 0 日	令和 6 年度第 3 回 綾瀬市子ども・子育て会議	○綾瀬市こども計画（案）に対する パブリックコメントの結果に ついて

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する綾瀬市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（令5条例2・一部改正）

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（令5条例2・一部改正）

（組織）

第3条 子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主及び労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第6条 子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 第5条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、第5条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会で調査し、及び審議した事項は、子育て会議において報告するものとする。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則（令和5年2月10日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

区 分	組 織 名 等	委 員 名	備 考
公募による市民	公募による市民	金刺 真子	
		宮下 由佳里	
子どもの保護者	綾南幼稚園保護者	藤島 梨奈	R4. 7～ R6. 6
	いずみ保育園保護者	穴倉 園江	R4. 7～ R6. 6
	ピッピことりこども園保護者	瀬戸 彩香	R6. 7～
事業主代表	綾瀬市商工会	齊藤 拓也	R4. 7～ R6. 6
		石井 麻理	R6. 7～
労働者代表	日本労働組合総連合会神奈川県 連合会県中央地域連合	熊木 亜衣	
幼稚園代表	私立幼稚園	古郡 孔文	R4. 7～ R6. 6
		比留川 昇	R6. 7～
保育所代表	綾瀬市保育会	三原 文子	R4. 7～ R6. 6
		山崎 仁史	R6. 7～
学童保育代表	綾瀬市学童保育クラブ連絡協議会	三浦 紗智	R4. 7～ R5. 5
		高橋 容子	R5. 5～
子育てサークル代表	ぴょんぴょん会 夢川母親クラブ	山田 香里	R4. 7～ R6. 6
青少年健全育成会連絡 協議会代表	綾瀬市青少年健全育成会連絡協議会	川居 静子	R4. 7～ R6. 6
		松下 真澄	R6. 7～
民生委員児童委員 協議会代表	綾瀬市民生委員児童委員協議会	藤原 百合子	副会長

区 分	組 織 名 等	委 員 名	備 考
P T A連絡協議会代表	綾瀬市P T A連絡協議会	吉川 豊人	R4. 7～ R5. 5
		樋口 玲子	R5. 5～ R6. 6
		赤城 隆史	R6. 7～
学識経験者	学識経験者	増田 岩男	会長
医師会代表	綾瀬市医師会	岡本 裕一	
小学校校長会代表	綾瀬市立小学校校長会	小林 美香	R4. 7～ R6. 6
		石井 岳夫	R6. 7～

順不同・敬称略

綾瀬市こども計画
(第3期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画含む)

発行日 令和7年3月

発行者 綾瀬市

健康こども部こども未来課

綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111 (代表)

